

平成28年

佐賀県男女共同参画の現状と施策



平成29年1月



目次

I	総論	
1	世界の動き	1
2	日本の動き	3
3	佐賀県の動き	6
II	佐賀県の男女共同参画の状況	
1	人口と世帯	9
2	データで見る「佐賀県の男女共同参画」	
	基本方向1「男女共同参画推進の基盤づくり」	16
	基本方向2「安心・安全に暮らすことができる社会づくり」	21
	基本方向3「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」	45
III	佐賀県の男女共同参画関連施策の概要	
	基本方向1「男女共同参画推進の基盤づくり」	73
	基本方向2「安心・安全に暮らすことができる社会づくり」	78
	基本方向3「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」	87
IV	市町における男女共同参画施策の取組状況	
1	市町男女共同参画担当窓口	94
2	男女共同参画計画等の策定状況	95
3	市町の総合計画等における位置付けについて	96
4	市町における女性職員の管理職への参画状況	97
5	審議会・委員会等における女性の登用状況	98
6	市町議会における女性議員の状況	99
V	参考資料	
	男女共同参画社会基本法	100
	佐賀県男女共同参画推進条例	105
	佐賀県男女共同参画推進審議会委員名簿	109
	佐賀県男女共同参画基本計画体系表	110
	男女共同参画の推進のあゆみ（年表）	112

I 総論

1 世界の動き

昭和50年 (1975年)	メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始されました。国際連合は、この年を「国際婦人年」と決めました。
昭和51年 (1976年)	昭和60年(1985年)までの10年間を「国連婦人の十年」と定め、「平和、平等、開発」を目標とし、女性の地位向上を図るための努力を世界的規模で行うことを決定しました。
昭和54年 (1979年)	国際連合は、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)を採択しました。
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の十年」最終年に当たるこの年、「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議が開催され、西暦2000年に向けて各国等が実情等に応じて効果的措置を探る上でのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(以下「将来戦略」という。)を採択して、引き続き西暦2000年に向けて「国連婦人の十年」の目標達成のための努力を継承することが決定されました。
平成7年 (1995年)	北京で第4回世界女性会議が開催され、「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正で人間的な世界を創るという目標に向かって、全ての人の緊急かつ集中的な行動が要求されました。
平成12年 (2000年)	6月、ニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた21世紀の基本路線となる「政治宣言」と、具体策の「成果文書」が採択されました。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれました。
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。 12月、インドネシア(ジャカルタ)において、インドネシア政府とESCAP(国連アジア太平洋地域経済社会委員会)共催により、域内の「ジェンダー主流化」強化を目的とするワークショップが開催され、我が国を含め14か国が参加しました。この会合では、「ジェンダー主流化」強化のための提言が採択されました。
平成20年 (2008年)	4月、我が国は、女子差別撤廃条約の実施のためにとった国内措置等に関する第6回報告を国連へ提出しました。
平成21年 (2009年)	8月、2008年4月に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が公表されました。

<p>平成22年 (2010年)</p>	<p>3月、第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」、「北京+10宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。</p> <p>7月、国連総会決議において、既存のジェンダー関連4機関を統合し、2011年1月に、新たな機関が、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」として発足することが決定されました。</p> <p>9月、日本で初めてAPEC(アジア太平洋経済協力)女性リーダーズネットワーク(WLN)会合が開催されました。</p>
<p>平成23年 (2011年)</p>	<p>9月、アメリカ(サンフランシスコ)において、APECエコノミーにおける女性の経済的エンパワーメントを促進するために、民間セクターと政府セクターが対話を行う初の会合である、「APEC女性と経済サミット」が開催されました。</p>
<p>平成24年 (2012年)</p>	<p>6月、ロシア(サンクトペテルブルク)において、「APEC女性と経済フォーラム」が開催されました。このフォーラムは、APECにおける女性と経済に関する取組として、前年サンフランシスコで開催された「女性と経済サミット」に引き続き、女性の経済的エンパワーメントを促進するために、閣僚級で構成するハイレベル政策対話を含む民間と政府が対話を行う会合として開催されました。</p>
<p>平成25年 (2013年)</p>	<p>6月、インドネシア(バリ)において、APEC女性と経済フォーラムが開催され、「経済の推進役としての女性」をテーマに、「構造改革」「女性とICT」及び「インフラと人的資源」をサブテーマとして、APEC域内で共通して取り組むべき課題について議論が行われました。フォーラムの結果は「声明」として取りまとめられ、10月のAPEC首脳会合で報告されました。</p>
<p>平成26年 (2014年)</p>	<p>5月、APEC地域の経済発展のためには、女性の新たな経済機会の創出が不可欠であるとの認識の下、APEC域内の閣僚、企業の役員級、起業家及び学識経験者など約300名が一堂に会し、「女性と経済フォーラム2014」が、中華人民共和国・北京において、開催されました。</p> <p>12月、家族に優しく、男女平等な社会の創造に一層効果的に貢献するため、2016年11月にタイで開催する次回フォーラムより、「東アジア男女共同参画担当大臣会合」と「東アジア家族に関する大臣フォーラム」とを統合することが合意されました。</p>
<p>平成27年 (2015年)</p>	<p>3月、第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、北京宣言及び行動綱領、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030年までに男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力するという「宣言」が採択されました。</p> <p>第3回国連防災世界会議が仙台市で開催され「仙台防災枠組2015-2030」及び「仙台宣言」が採択されました。防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダー(利害関係者)の関与、「より良い復興(Build Back Better)」など日本から提案した考え方が取り入れられました。</p>
<p>平成28年 (2016年)</p>	<p>3月、第60回国連婦人の地位委員会が国連本部(ニューヨーク)で開催され、世界中から80以上の政府閣僚、NGO等約4,100人の非政府代表が参加されました。委員会期間中は、「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」、「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」をテーマに協議等が行われました。</p> <p>6月、APECの地域の経済発展のためには、女性の新たな経済機会の創出が不可欠であるとの認識の下、グローバル市場における女性の経済的統合への障壁の突破を主なテーマに、「女性と経済フォーラム2016」がペルー(リマ)において開催されました。</p> <p>10月、世界経済フォーラムが世界各国の男女平等の度合いを指数化した「ジェンダー・ギャップ指数」を発表しました。日本の順位は調査対象144カ国のうち111位となり、前年より順位を10下げました。</p>

2 日本の動き

昭和50年 (1975年)	内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年(1977年)、以後10年間の我が国の女性問題の課題と施策の方向を明らかにする「国内行動計画」が策定されました。
昭和55年 (1980年)	女子差別撤廃条約に署名しました。
昭和60年 (1985年)	6月、世界で72番目の女子差別撤廃条約の批准国となりました。「国籍法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)の制定及び労働基準法の改正等が実現しました。
昭和62年 (1987年)	5月、婦人問題企画推進本部は、男女共同参画型社会の形成を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を採択しました。
平成6年 (1994年)	男女共同参画社会の実現に向けて総合的、効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。
平成8年 (1996年)	男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」に基づいて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、その中で「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行等の見直し」や「女性に対する暴力の根絶」等の新たな課題が示されました。
平成11年 (1999年)	6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられました。
平成12年 (2000年)	12月、男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画社会基本計画」が策定されました。
平成13年 (2001年)	1月、中央省庁等改革に伴い、内閣府に男女共同参画会議が設置されました。 4月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。
平成14年 (2002年)	2月、「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」の第1回会合が開催されました。 10月には、苦情処理・監視専門調査会は「男女共同に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者救済に関するシステムの充実・強化について」を取りまとめ、男女共同参画会議へ報告しました。

平成15年 (2003年)	4月、男女共同参画会議では、平成32年(2020年)までに指導的地位に占める女性の割合を30%以上にすることや、チャレンジしたい女性が必要とする情報を、いつでも、ほしいときに容易に入手できる「チャレンジ・ネットワーク」の実現を目指すことなどを柱とした『女性のチャレンジ支援策』を決定しました。
平成16年 (2004年)	12月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されたことに伴い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針が策定されました。
平成17年 (2005年)	12月、男女共同参画会議が答申した「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方―男女がともに輝く社会へ―」を踏まえ、男女共同参画基本計画(第2次)が改定されました。
平成18年 (2006年)	3月、子育てをしながら就職を希望している方に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うマザーズハローワークが全国12の都市でオープンしました。
平成19年 (2007年)	4月、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)が改正されました。
平成20年 (2008年)	1月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されました。 4月には、男女共同参画推進本部において、あらゆる分野における女性の参画を進めるため、「女性の参画加速プログラム」が決定されました。
平成21年 (2009年)	6月、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児介護休業法)が改正されました。
平成22年 (2010年)	6月、改正育児介護休業法が原則施行されました。 7月、「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」が公表され、この答申を受け、12月、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
平成23年 (2011年)	2月、配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした電話相談「パープルダイヤラー―性暴力・DV相談電話―」が開設されました。(平成23年2月8日～3月27日)
平成24年 (2012年)	5月、女性の活躍により経済を活性化するための政府の取組について、各府省間で連携の上、重点的に取り組むべき事項を整理し、工程表を策定するため、第1回「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」が開催されました。 6月、第2回「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」が開催され、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画(働く「なでしこ」大作戦)が決定されました。

<p>平成25年 (2013年)</p>	<p>2月、経済産業省と東京証券取引所は共同で「女性の活躍推進」に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定・公表しました。</p> <p>6月、政府は「日本再興戦略」で女性の力を最大限に活かすことを成長戦略として打ち出しました。</p> <p>7月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年7月3日に公布されました。今回の改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。</p>
<p>平成26年 (2014年)</p>	<p>1月、内閣府男女共同参画局は、上場企業における役員・管理職への女性の登用、仕事と生活の両立推進等に関する情報を公表する“女性の活躍「見える化」サイト”を開設しました。</p> <p>10月、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につなげるため、すべての女性が輝く社会づくり本部が設置されました。</p>
<p>平成27年 (2015年)</p>	<p>7月、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」が公表され、この答申を受け、12月、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。</p> <p>9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(いわゆる女性活躍推進法)が公布・施行されました。</p>
<p>平成28年 (2016年)</p>	<p>4月、我が国で女性が初めて参政権を行使した年であり、その記念すべき年に寄せて、大臣からのメッセージを公表するとともに、関連する取組・資料を紹介する女性参画行使70年を特集したページを開設しました。</p> <p>9月、内閣府男女共同参画局は、女性役員の現状や政府の取組、女性活躍を取り巻く資本市場の動きを紹介する「女性役員情報サイト」を開設しました。</p>

3 佐賀県の動き

昭和60年 (1985年)	3月、佐賀県婦人問題対策審議会の提言を踏まえ、「80年代佐賀県総合計画」の具体的方策として「佐賀県婦人問題の推進方策」を制定しました。
昭和63年 (1988年)	11月、新たな社会経済情勢に対応するために策定された「佐賀県長期計画」において、「男女共同参画の社会づくり」が県政推進の主要施策として位置づけられました。
平成2年 (1990年)	平成元年に実施した県民意識実態調査を踏まえ、この年の2月、佐賀県佐賀県女性問題審議会の答申を受けて「さが女性プラン21」を策定しました。
平成5年 (1993年)	7月、知事を会長とし全庁的な女性施策の推進を図る「佐賀県女性行政推進会議」を設置し、「女性の施策・方針決定への参画促進要綱」を定めるとともに、「各種審議会・委員会への女性の登用促進対策」を決定しました。 12月には、県勢の発展をより確実なものとするため、「佐賀県新総合計画」が策定され、「男女共同参画型社会の形成」を女性施策の基本方向としました。
平成7年 (1995年)	3月、「さが女性プラン21」で推進項目に掲げていた佐賀県立女性センターが開館しました。
平成9年 (1997年)	8月、県内に居住する男女2000人を対象に、「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」を実施しました。その結果、男女とも性別による固定的な役割分担意識が根強い傾向がみられました。
平成12年 (2000年)	2月、男女共同参画社会づくりをめざす拠点施設として設置した女性センターは、女性の自主的活動を支援するとともに、女性問題に関する情報及び学習機会等を提供するなど大きな役割を果たし、入館者が200万人に達しました。 これまでの同センターを中心として様々な活動や研修会、講習会の開催等を通じて、県民の男女平等意識や性別による固定的な役割分担意識にも徐々に変化が見られるようになり、女性の地位は高くなっていると多くの人が認識するようになりました。
平成13年 (2001年)	3月、「さが女性プラン21」に掲げた各種審議会等の女性委員の登用目標である「20%以上」を達成しました。 また同月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、3つの基本方向の下に、11の重点目標と69の推進項目を掲げ、平成22年(2010年)度までの10年間に、男女共同参画に関する施策を総合的に推進することになりました。 10月には、「佐賀県男女共同参画推進条例」を公布・施行し男女共同参画社会の実現に向けて、県と県民、事業者が一体となって取り組んでいくことになりました。

<p>平成14年 (2002年)</p>	<p>4月、性別による人権侵害の相談や県の男女共同参画施策に対する意見の受付などを行う「佐賀県男女共同参画推進員」を市に各2名、町村に各1名設置しました。</p> <p>また同月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、佐賀県立女性センターを指定し、相談など被害者への支援を強化しました。</p> <p>10月には、アジア7か国(中国、マレーシア、モンゴル、タイ、韓国、シンガポール、ベトナム)の女性リーダーを招いて、男女共同参画に関する共通の課題の議論や交流を通して女性の能力向上、県民意識の高揚及び人・団体相互の連携を図り、男女共同参画社会の実現に資することを目的として、「佐賀アジア女性フォーラム」を開催しました。</p>
<p>平成15年 (2003年)</p>	<p>6月、各種審議会・委員会等への女性委員の登用促進を図るため、「佐賀県男女共同参画推進会議」において、「政策・方針決定過程への男女の同等な参画推進要綱」及び「各種審議会・委員会等への女性の登用促進対策」を改正し、女性委員の割合を18年度までに30%以上にするという目標を決定しました。</p>
<p>平成16年 (2004年)</p>	<p>4月、女性に対する暴力の根絶を図るため、女性に対する暴力の被害者を支援する機関、団体が連携を強化するとともに、中・長期的課題について検討し、それぞれの機関・団体が行う事業を総合調整する「佐賀県DV総合対策センター」を県立女性センター「アバンセ」内に設置しました。併せて「佐賀県DV総合対策会議」を設置し、関係機関、団体の連携強化を図っています。</p> <p>10月には、アジア7か国(中国、マレーシア、モンゴル、タイ、韓国、シンガポール、ベトナム)の女性リーダーを招き、佐賀県と参加国の男女共同参画社会形成を実現させることと同等に地域レベルの交流を通して、人と人とのつながりを深めることを目的に「佐賀アジア女性フォーラム2004」を開催し、男女共同参画をさらに進めていく必要性を確認した宣言文を採択しました。</p> <p>11月から12月にかけて、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施しました。調査の結果、「夫は仕事、妻は家庭」という伝統的な性別役割分担意識について、県民のおよそ3人に2人が「反対」回答するなど、大幅に改善がみられましたが、家庭での日常的な役割分担については、依然として家事の大半を女性が担っている実態が明らかになりました。</p>
<p>平成17年 (2005年)</p>	<p>10月、男女共同参画社会づくりに向けた全県的な取組を推進するため、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」を創設しました。</p>
<p>平成18年 (2006年)</p>	<p>3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」を改定しました。4つの基本方向の下に、17の重点目標と79の推進項目で構成、3つの数値目標を掲げ、平成22年(2010年)度までの5年間に、県民・事業者・各種団体・CSO等の参画や協働により男女共同参画に関する施策を推進することにしました。</p> <p>また同月、佐賀県男女共同参画推進審議会の承認を受けて、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定しました。4つの基本方向の下に、19の重点目標、58の具体的な施策の方向で構成しています。また、この支援計画にあわせて、被害者の安全を守るための具体的な対応を整理し、関係機関団体における統一した対応を図る「DV被害者の安全確保の指針(ガイドライン)」を策定しました。</p>

<p>平成19年 (2007年)</p>	<p>3月、佐賀県男女共同参画基本計画改定を機に、県民をはじめ、県内外の各界、各層の個人、民間団体、行政機関関係者が一堂に会する連携の場を設け、男女共同参画社会づくりに向けて、広く気運の醸成を図り、各地域での取組を促進することを目的に「2007男女共同参画フォーラムinさが」を開催しました。</p> <p>また同月、県が一事業者として、県内市町・事業所にさきがけて職場における男女共同参画を推進するために、「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画」を策定しました。</p>
<p>平成21年 (2009年)</p>	<p>3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定しました。被害者やその子どもへの精神的・心理的支援のための施策及び若年層に対する啓発教育施策、また、市町の役割を明確に定め、その取組を促すこと等を新たに加えました。</p> <p>11月、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施しました。</p>
<p>平成22年 (2010年)</p>	<p>7月、新たな計画策定に先立ち、前年に実施した「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」の結果を公表しました。</p>
<p>平成23年 (2011年)</p>	<p>3月、「佐賀県男女共同参画基本計画(2011-2015)」を策定しました。4つの基本方向の下に、8つの重点目標を定め、4つの数値目標を掲げ、平成27(2015)年度までの5年間に、県民・事業者・各種団体・CSO等の参画や協働により男女共同参画に関する施策を推進することにしました。</p>
<p>平成24年 (2012年)</p>	<p>7月、性暴力の被害にあわれた方の、こころと体の早期回復、社会復帰を目指して、きめ細やかな支援を行う、「性暴力被害者支援モデル事業」を開始しました。</p>
<p>平成25年 (2013年)</p>	<p>8月、「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画(2013-2016)」を策定しました。職員の育児・介護への参画促進の取組やセクハラ防止に係る取組の充実・強化を図るとともに、「男女共同参画の日」の意識づけとして一斉定時退庁に取り組むことにしました。</p>
<p>平成26年 (2014年)</p>	<p>1月、女性の活躍により、企業の発展及び地域活性化を図るとともに、女性が能力や感性を發揮し、生き生きと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として「女性の活躍推進佐賀県会議」が設置されました。</p> <p>3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」(第3次計画)を策定しました。性暴力被害者のための相談体制の整備、義務教育における暴力予防教育の推進等を新たに加えました。</p> <p>9月、内閣府と連携して、もっと女性が活躍できる社会を目指す「輝く女性応援会議in佐賀」を開催しました。</p> <p>10月、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施しました。</p>
<p>平成28年 (2016年)</p>	<p>3月、「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定しました。3つの基本計画の下に、8つの重点目標を定め、12つの数値目標を掲げ、平成32(2020)年度までの5年間に、県民・事業者・各種団体・CSO等の参画や協働により男女共同参画に関する施策を推進することにしました。</p> <p>6月、企業、NPO法人での活動、地域活動等様々な分野で、個性や能力を活かして活躍している女性、又は団体を表彰する佐賀さいこう表彰(女性活躍推進部門)を創設し、1個人、1企業に贈りました。</p>

II 佐賀県の男女共同参画の状況

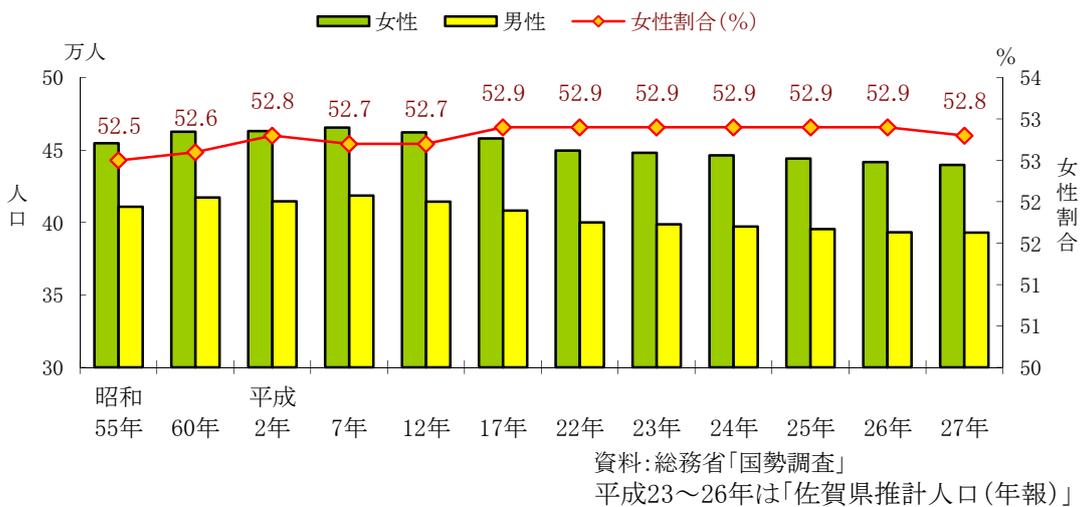
1 人口と世帯

(1) 佐賀県の人口

① 人口の推移と性比

佐賀県の平成27年10月1日現在の人口は832,832人で、平成12年からの15年間に5.0%減少しました。男女別にみると女性439,759人、男性393,073人であり、女性は男性に比べて46,686人多く、総人口の52.8%を占めています。

図表1-1 佐賀県男女別人口の推移(佐賀県)

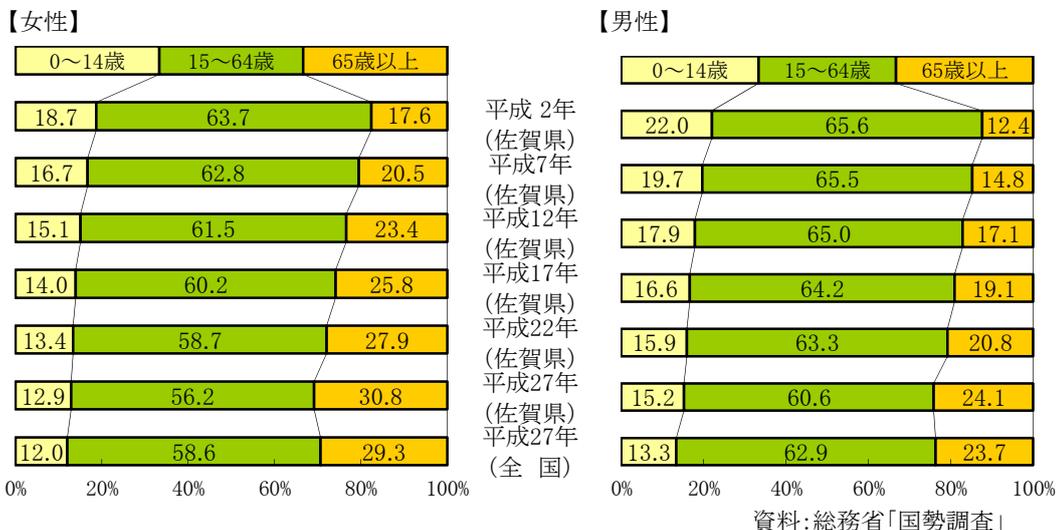


② 年齢別人口

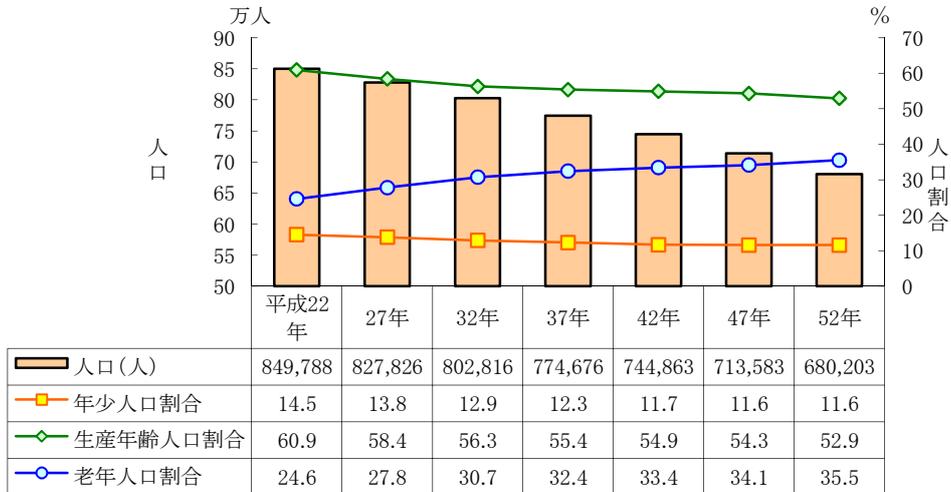
佐賀県の平成27年10月1日現在の人口を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口の割合は14.0%、15～64歳の生産年齢人口割合は58.3%、65歳以上の老年人口割合は27.7%となっています。

また、佐賀県の将来推計人口では、平成52年には老年人口割合が35.5%になると推計されています。

図表1-2 年齢別3区分別人口の推移(佐賀県・全国)



図表1-3 将来推計人口(佐賀県)



資料:国立社会保障・人口問題研究所
「都道府県別将来推計人口」(平成25年3月推計)

③高齢化率

佐賀県の高齢化は年々進んでおり、平成27年の国勢調査では、4人に1人が高齢者となっています。

また、佐賀県の高齢単身者率については、年々増加しているものの、全国と比較すると少ない割合で推移しています。

図表1-4 高齢化率

	県				全国			
	H12	H17	H22	H27	H12	H17	H22	H27
高齢化率 (総人口に占める65歳以上人口の割合)	20.4	22.6	24.6	27.7	17.3	20.1	23.0	26.6
高齢者に占める女性の割合	60.4	60.3	60.2	58.9	58.1	57.6	57.3	56.7
高齢者に占める単身者の割合	10.8	11.9	12.5	13.7	13.8	15.1	16.4	17.7
高齢単身者に占める女性の割合	81.3	78.7	77.5	71.8	75.5	72.8	74.6	67.5
85歳以上に占める女性の割合	73.8	74.6	73.7	72.1	70.7	72.3	72.4	70.1

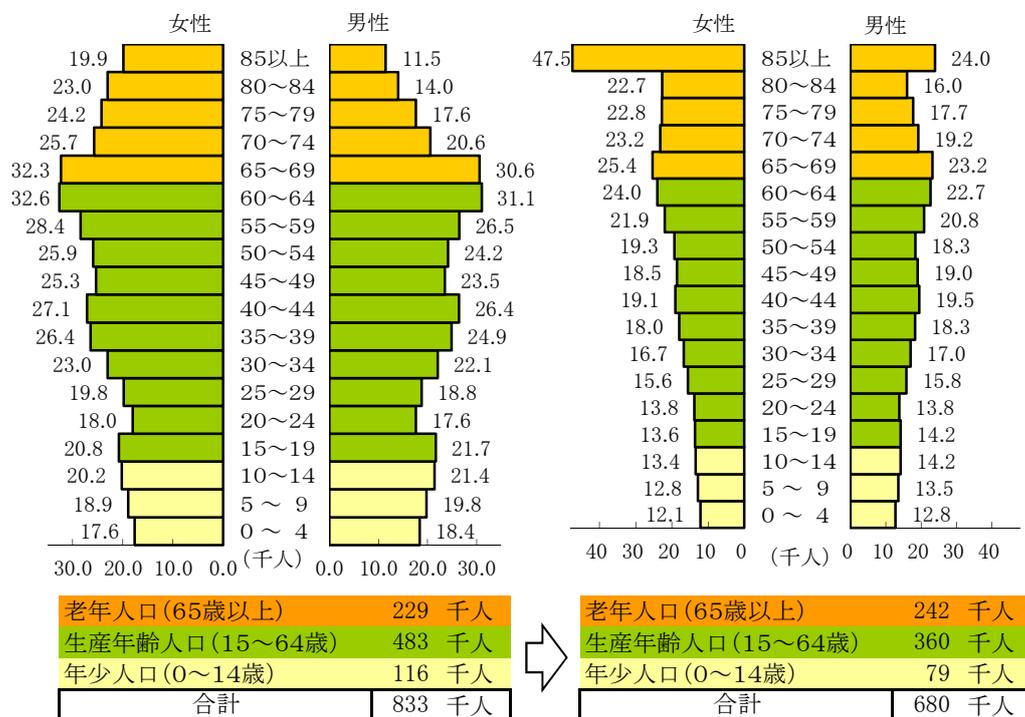
資料:総務省「国勢調査」

図表1-5 5歳階級別男女別人口(佐賀県)

図表1-5-1 平成27年

図表1-5-2 平成52年推計

女性人口 440千人 年齢 男性人口 393千人 女性人口 360千人 年齢 男性人口 320千人



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成25年3月推計)
資料: 総務省「国勢調査」

(2) 世帯の状況

① 一般世帯数

佐賀県の平成27年10月1日現在の一般世帯数は301,009世帯で、平成22年からの5年間に6,889世帯(2.3%)増加しました。

1世帯当たりの人員は2.67人で、年々減少しているものの、全国(2.33人)と比較すると0.34人多くなっています。

図表1-6 世帯数(一般世帯数)、1世帯当たり人員の推移(佐賀県・全国)



②世帯の家族類型

世帯の家族類型をみると、平成22年からの5年間で三世帯世帯の割合は2.7ポイント減少し、単独世帯は2.2ポイント増加しています。全国と比較すると、三世帯世帯は6.3ポイント高く単独世帯は7.6ポイント少なくなっています。

図表1-7 一般世帯の家族類型別割合(佐賀県・全国)



注)昭和60年、平成2年及び7年の「三世帯世帯」は、「夫婦、子どもと両親から成る世帯」、「夫婦、子どもと片親から成る世帯」および「夫婦、子どもと親と他の親族から成る世帯」の合計とした。

資料:総務省「国勢調査」

(3)人口動態

①出生の動向

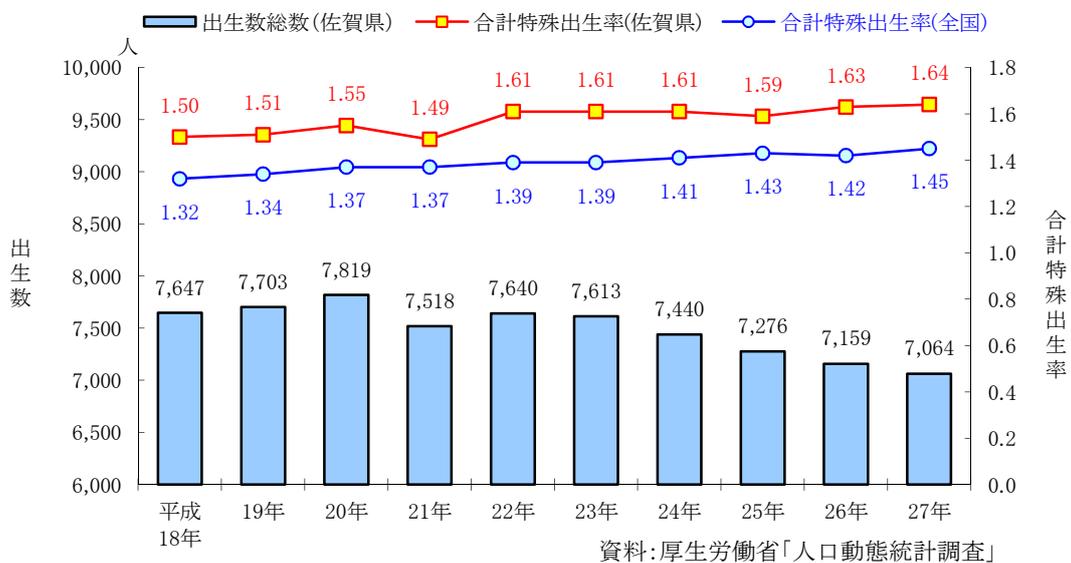
平成27年の佐賀県の出生数は7,064人(女性3,402人、男性3,662人)で、出生率は8.5(人口千対)となっています。合計特殊出生率は1.64で、全国の1.45を上回っています。

図表1-8 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移(佐賀県・全国)

年次	出生数			出生率		合計特殊出生率	
	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	県	全国	県	全国
				(人口千対)	(人口千対)		
昭和55年	12,466	6,011	6,455	14.4	13.6	1.93	1.75
60年	11,705	5,673	6,032	13.1	11.9	1.95	1.76
平成 2年	9,555	4,585	4,970	10.9	10.0	1.75	1.54
3年	9,397	4,526	4,871	10.7	9.9	1.73	1.53
4年	9,170	4,347	4,823	10.5	9.8	1.69	1.50
7年	8,729	4,256	4,473	9.9	9.6	1.64	1.42
10年	8,741	4,273	4,468	9.9	9.6	1.62	1.38
11年	8,551	4,129	4,422	9.7	9.4	1.59	1.34
12年	8,745	4,167	4,578	10.0	9.5	1.67	1.36
13年	8,561	4,232	4,329	9.8	9.3	1.62	1.33
14年	8,202	3,962	4,240	9.4	9.2	1.56	1.32
15年	7,898	3,926	3,972	9.1	8.9	1.51	1.29
16年	7,845	3,781	4,064	9.1	8.8	1.49	1.29
17年	7,508	3,725	3,783	8.7	8.4	1.48	1.26
18年	7,647	3,624	4,023	8.9	8.7	1.5	1.32
19年	7,703	3,759	3,944	9.0	8.6	1.51	1.34
20年	7,859	3,884	3,975	9.2	8.7	1.55	1.37
21年	7,518	3,700	3,818	8.9	8.5	1.49	1.37
22年	7,640	3,697	3,943	9.0	8.5	1.61	1.39
23年	7,613	3,723	3,890	9.0	8.3	1.61	1.39
24年	7,440	3,623	3,817	8.9	8.2	1.61	1.41
25年	7,276	3,586	3,690	8.7	8.2	1.59	1.43
26年	7,159	3,492	3,667	8.6	8.0	1.63	1.42
27年	7,064	3,402	3,662	8.5	8.0	1.64	1.45

資料:厚生労働省「人口動態統計調査」

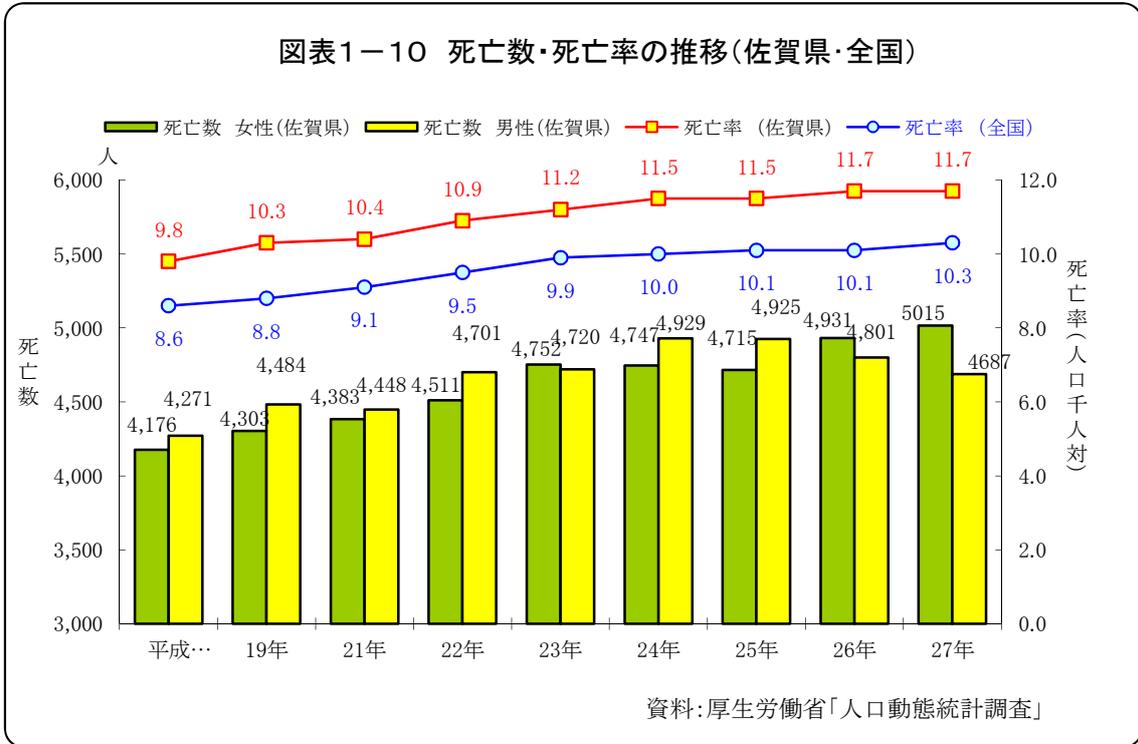
図表1-9 出生数・合計特殊出生率の推移(佐賀県・全国)



資料:厚生労働省「人口動態統計調査」

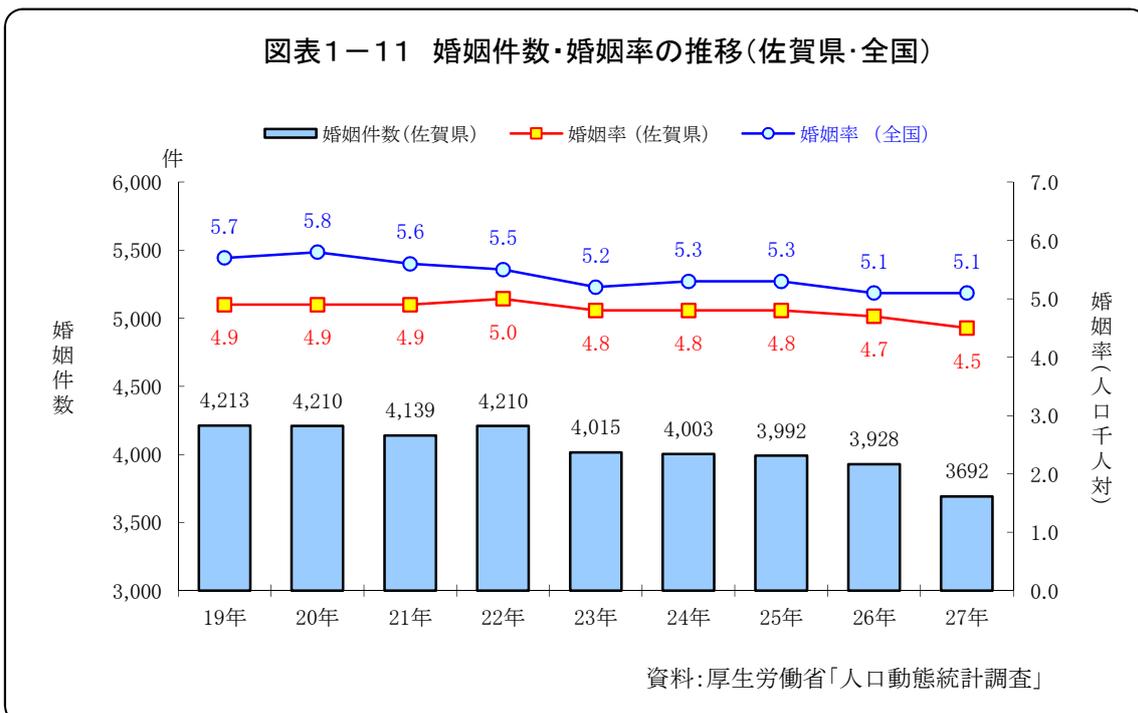
②死亡の動向

平成27年の佐賀県の死亡数は9,702人(女性5,015人、男性4,687人)、死亡率は11.7(人口千対)で、全国の死亡率10.3を上回っています。男女別にみると、女性の死亡数は、男性より328人多くなっています。



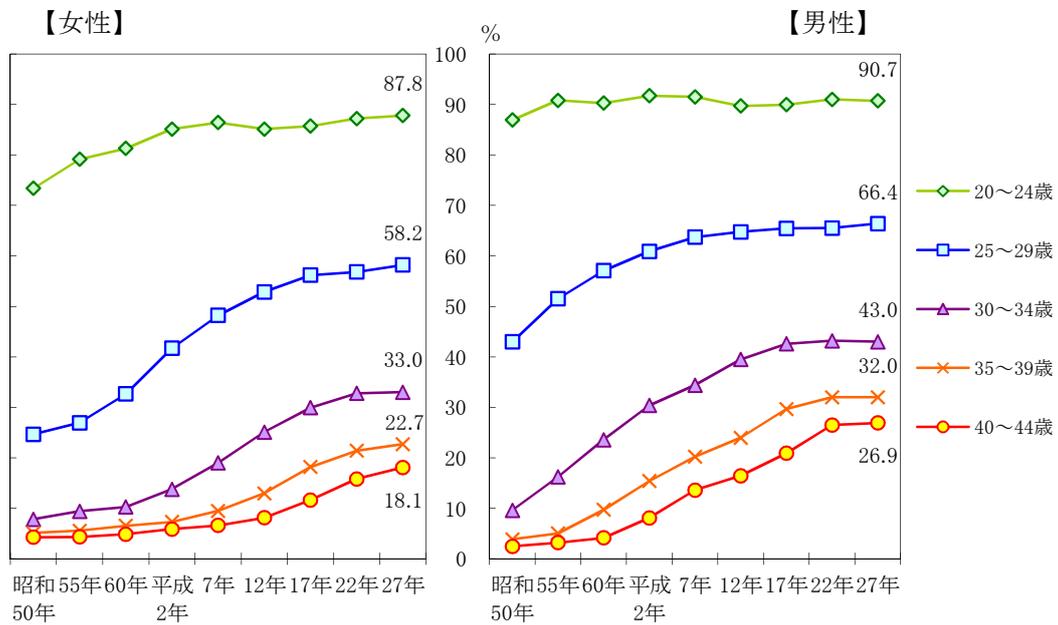
③婚姻の状況

平成27年の佐賀県の婚姻件数は、3,692件で、前年より236件減少しました。婚姻率(人口千対)は4.5となり、全国平均の5.1を下回っています。



年齢階級別の未婚率をみると、平成27年調査においてはいずれの年代も高い未婚率を示しており、晩婚化が伺えます。

図表1-12 年齢別未婚率の推移(佐賀県)

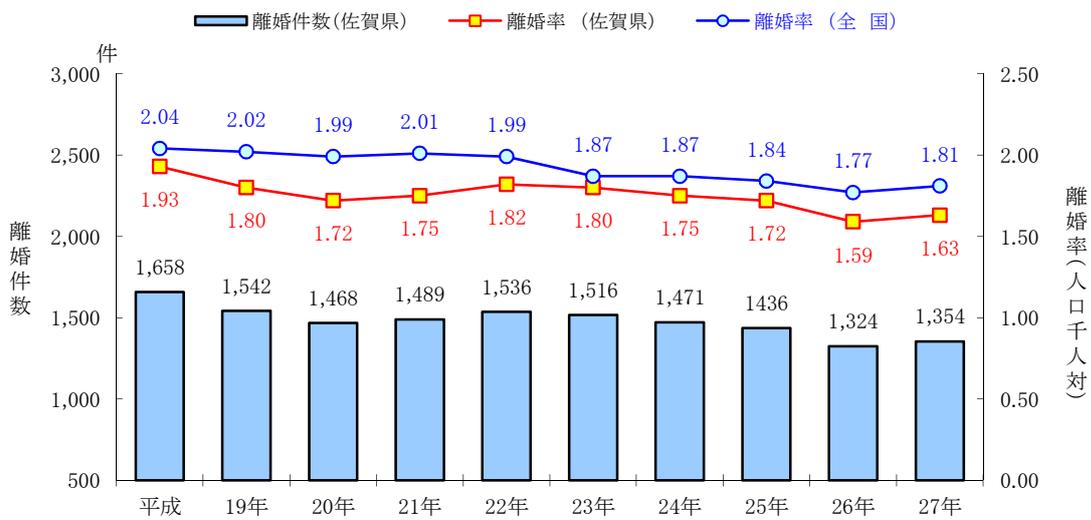


資料:総務省「国勢調査」

④離婚の状況

平成27年の佐賀県の離婚件数は1,354件で、前年より30件増加しました。離婚率(人口千対)は1.63となり、全国平均1.81を下回っています。

図表1-13 離婚件数・離婚率の推移(佐賀県・全国)



資料:厚生労働省「人口動態統計調査」

2 データで見る「佐賀県の男女共同参画」

(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標(1) 男女共同参画の意識の形成

① 県民意識調査の結果より

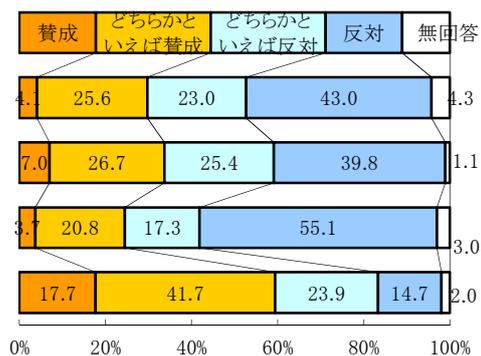
佐賀県では、「夫は仕事、妻は家庭」という性別役割分担に賛成する人（賛成、どちらかといえば賛成）は、平成9年度調査では男性女性ともに6～7割に達していましたが、平成16年度調査で初めて反対派（反対、どちらかといえば反対）が賛成派を逆転しました。平成26年度調査でも、反対派が半数以上を占めています。

平成9年度調査と比較すると、反対派は、女性で38.6%から66.0%へと27.4ポイント増加、男性では28.6%から60.1%へと31.5ポイントも増加しており、意識の変化が著しい状況です。

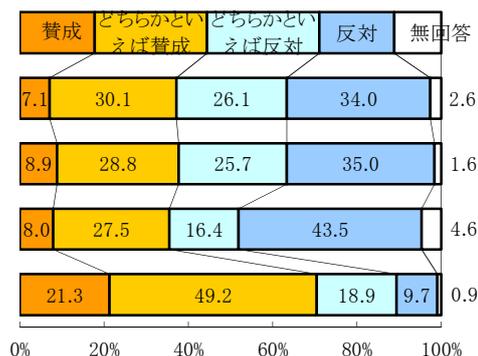
内閣府による全国調査でも、平成16年調査で初めて反対派が賛成派を上回るなど、佐賀県の状況と同様、反対派が年を追うごとに増加してきていましたが、平成24年調査で初めて減少に転じ、賛成派が反対派を再度逆転しました。しかし、平成26年度調査では、再び反対派が増加に転じているところです。

図表1-1 「夫は仕事、妻は家庭」(佐賀県・国)

【佐賀県・女性】

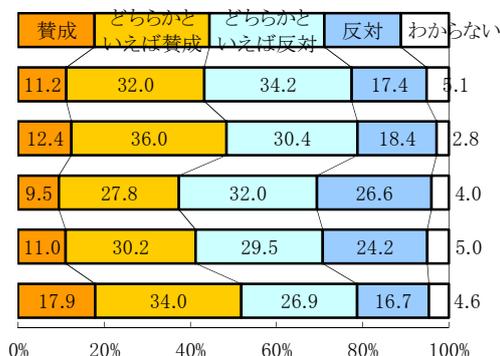


【佐賀県・男性】

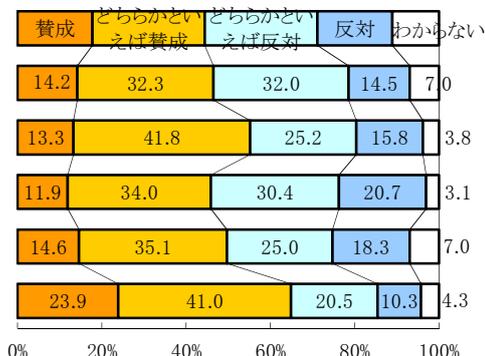


資料:佐賀県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」

【全国・女性】



【全国・男性】

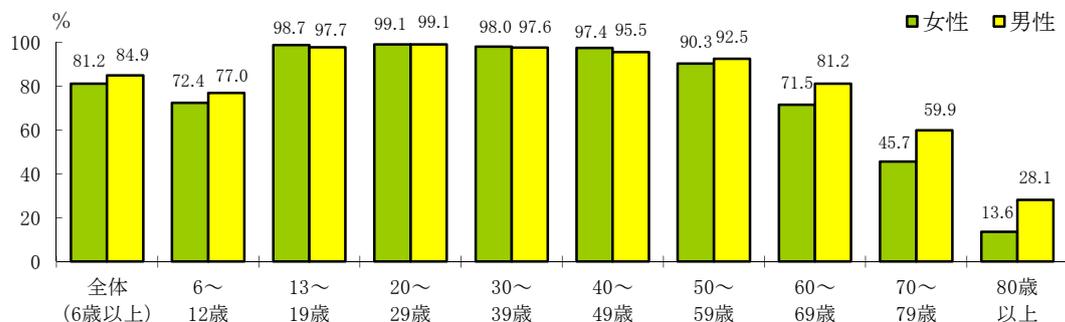


資料:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成9～26年)
内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)

②インターネットの普及

全体（6歳以上）では、女性のインターネット利用率は81.2%となっており、男性の利用率（84.9%）と比べると3.7ポイント低くなっていますが、6歳～59歳は、女性と男性の利用率にほとんど差はありません。しかし、60歳以上では女性の方が男性より低い利用率となっています。

図表1-2 男女別年齢階級別インターネット利用率(全国)



注)調査の範囲 地域:全国、世帯:平成27年4月1日現在で、年齢が満20歳以上の世帯主がいる世帯の構成員
資料:総務省「通信利用動向調査」(平成27年)

重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画の意識形成

①女性教員の状況

平成27年度の佐賀県の教員数に占める女性の割合は、幼稚園89.4%、幼保連携型認定こども園94.9%、小学校63.1%、中学校46.7%、高等学校33.3%、特別支援学校63.7%、短期大学54.7%、大学20.9%となっています。

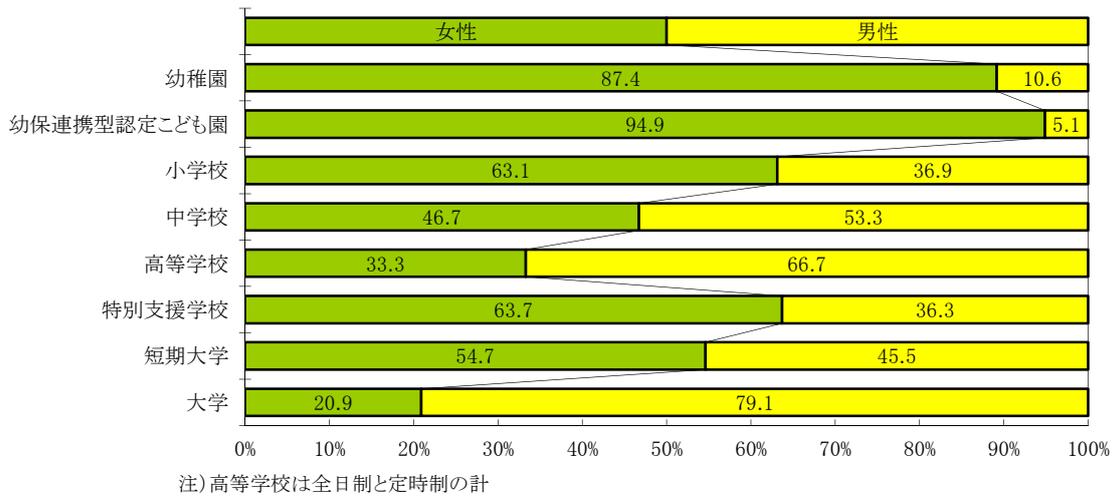
図表1-3 女性教員(本務者)の割合(佐賀県・全国)

	佐賀県					全国(割合)	
	総数	女性		男性		女性	男性
	実数 (人)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
幼稚園	461	412	89.4	49	10.6	93.4	6.6
幼保連携型認定こども園	630	598	94.9	32	5.1	94.3	5.7
小学校	3,349	2,114	63.1	1,235	36.9	62.3	37.7
中学校	2,281	1,066	46.7	1,215	53.3	42.8	57.2
高等学校	2,134	710	33.3	1,424	66.7	31.3	68.7
特別支援学校	830	529	63.7	301	36.3	60.9	39.1
短期大学	88	48	54.5	40	45.5	52.1	47.9
大学	812	170	20.9	642	79.1	23.2	76.8

注)高等学校は全日制と定時制の計

資料:文部科学省「平成27年度学校基本調査報告書」(5月1日現在)

図表1-4 女性教員の割合(佐賀県)



資料: 文部科学省「平成27年度学校基本調査報告書」(5月1日現在)

②大学・短期大学への進学率の状況

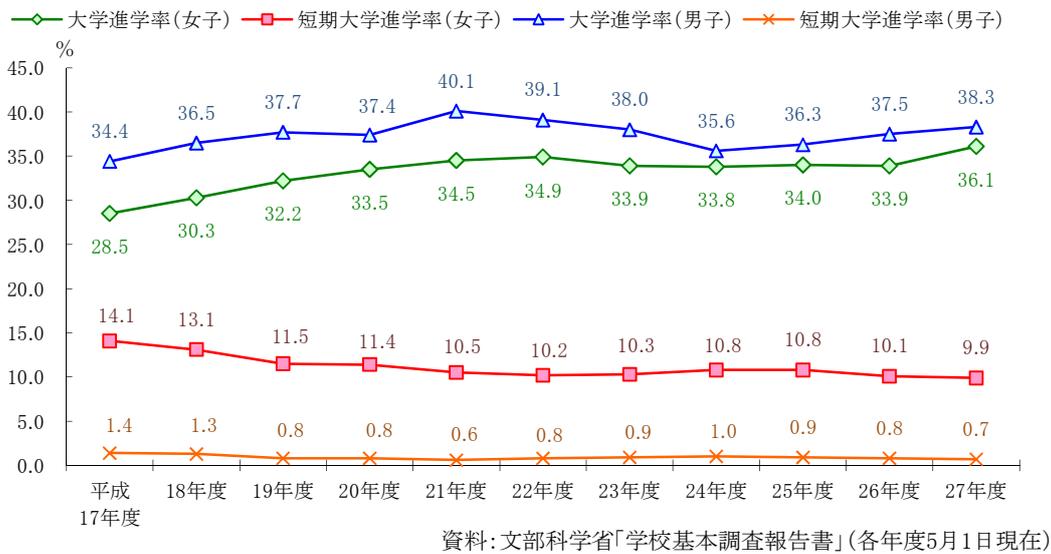
平成27年度の女子の大学等進学率は48.0%で、男子の39.0%を上回っていますが、その内訳をみると、大学(学部)36.1%、短期大学(本科)9.9%となっており、大学(学部)への進学率は男子を下回っています。

図表1-5 大学・短期大学への進学率の推移(佐賀県)

区分	大学等進学率計 (%)	女子					男子				
		高等学校卒業生数 (人)	大学等進学者数 (人)	大学等進学率			高等学校卒業生数 (人)	大学等進学者数 (人)	大学等進学率		
				(%)	うち大学(学部)への進学率 (%)	うち短期大学(本科)への進学率 (%)			(%)	うち大学(学部)への進学率 (%)	うち短期大学(本科)への進学率 (%)
平成17年度	40.0	5,057	2,245	44.4	28.5	14.1	5,354	1,920	35.9	34.4	1.4
18年度	41.6	4,798	2,180	45.4	30.3	13.1	5,027	1,904	37.9	36.5	1.3
19年度	42.1	4,668	2,138	45.8	32.2	11.5	4,832	1,863	38.6	37.7	0.8
20年度	42.6	4,453	2,090	46.9	33.5	11.4	4,609	1,767	38.3	37.4	0.8
21年度	43.7	4,379	2,048	46.8	34.5	10.5	4,638	1,889	40.7	40.1	0.6
22年度	43.5	4,214	1,994	47.3	34.9	10.2	4,565	1,824	40.0	39.1	0.8
23年度	42.3	4,151	1,915	46.1	33.9	10.3	4,581	1,782	38.9	38.0	0.9
24年度	41.4	4,049	1,887	46.6	33.8	10.8	4,374	1,601	36.6	35.6	1.0
25年度	41.8	4,157	1,937	46.6	34.0	10.8	4,362	1,621	37.2	36.3	0.9
26年度	42.0	4,034	1,848	45.8	33.9	10.1	4,247	1,628	38.3	37.5	0.8
27年度	43.5	4,073	1,957	48.0	36.1	9.9	4,166	1,624	39.0	38.3	0.7

資料: 文部科学省「学校基本調査報告書」(各年度5月1日現在)

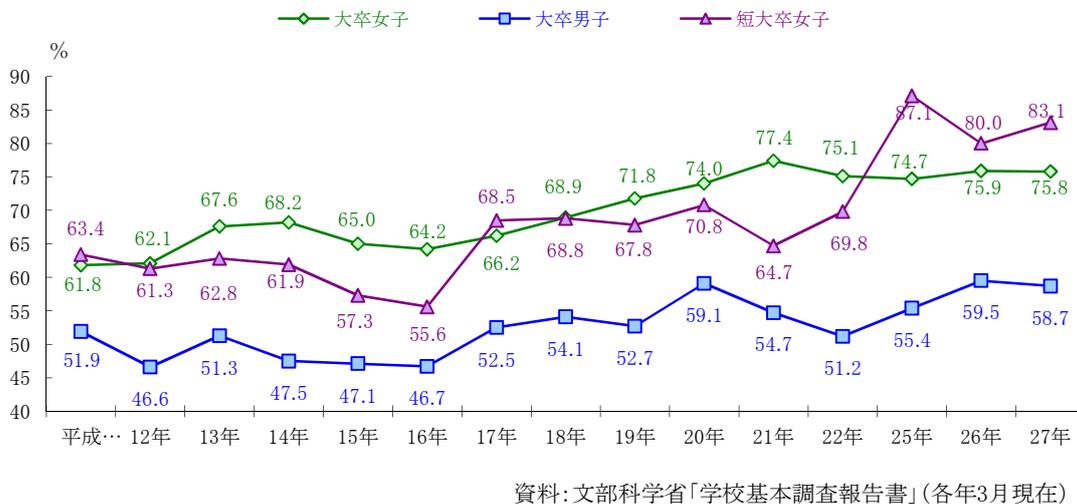
図表1-6 大学・短期大学への進学率の推移(佐賀県)



③新規学卒者の就職状況

平成27年3月現在の佐賀県の新規学卒者の就職率は、大学卒業女子75.8%、短大卒業女子83.1%、大学卒業男子58.7%となっています。
大学卒業の男女の就職率は、平成9年以降、一貫して女子の方が高くなっています。

図表1-7 新規学卒者の就職率の推移(佐賀県)



④高等学校学科別生徒数

平成27年5月現在の佐賀県の高等学校学科別生徒数は、性別役割分担意識の根強く残る専門的分野では、いずれか一方の性別に偏っています。

図表1-8 高等学校学科別生徒数(佐賀県)

区分	県						全国割合		
	総数		女		男		総数(%)	女(%)	男(%)
	生徒数(人)	割合(%)	生徒数(人)	割合(%)	生徒数(人)	割合(%)			
普通科	13,388	52.9	6,745	55.4	6,643	50.6	72.8%	74.6%	71.0%
農業に関する学科	1,300	5.1	621	5.1	679	5.2	2.5%	2.5%	2.6%
工業に関する学科	3,876	15.3	329	2.7	3,547	27.0	7.7%	1.6%	13.7%
商業に関する学科	3,530	13.9	2,227	18.3	1,303	9.9	6.1%	7.9%	4.4%
水産に関する学科	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.3%	0.1%	0.4%
家庭に関する学科	982	3.9	893	7.3	89	0.7	1.3%	2.2%	0.3%
看護に関する学科	231	0.9	231	1.9	0	0.0	0.4%	0.8%	0.1%
情報に関する学科	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.1%	0.1%	0.1%
福祉に関する学科	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.3%	0.5%	0.1%
その他の学科	453	1.8	211	1.7	242	1.8	3.2%	3.5%	2.8%
総合学科	1,557	6.2	924	7.6	633	4.8	5.3%	6.2%	4.4%
計	25,317	100	12,181	100	13,136	100			

資料:文部科学省「学校基本調査報告書」(平成27年5月現在)

(基本方向2) 安心・安全に暮らすことができる社会づくり

重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶

① 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況

平成27年度の県内2か所の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は1,506件となっています。

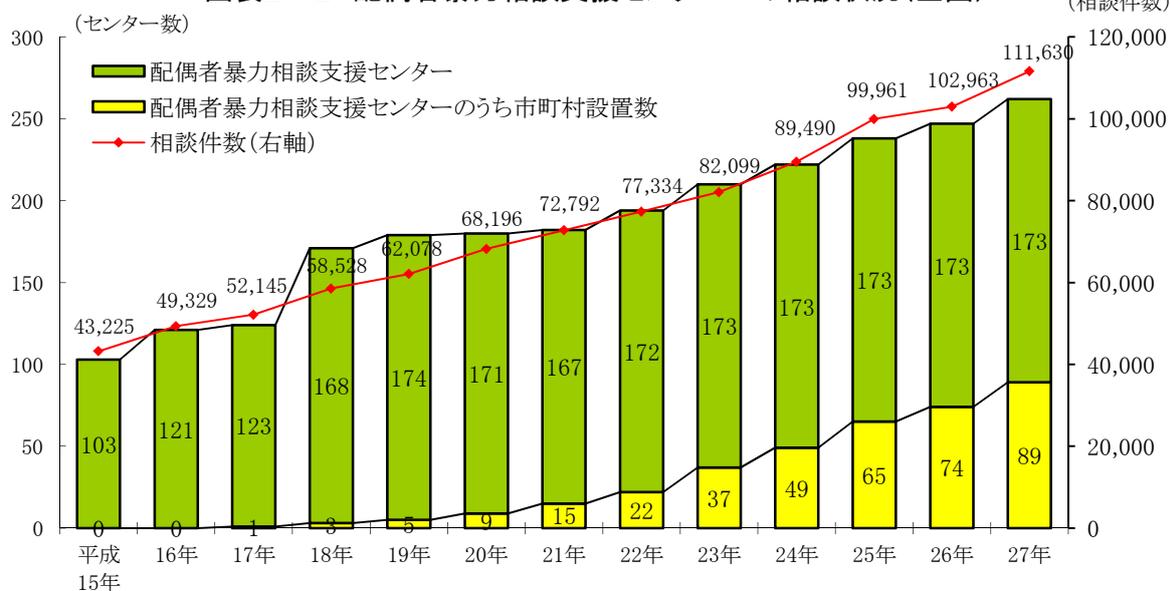
被害者を年齢別にみると、30歳代が442件と最も多く、次いで40歳代が396件となっています。

図表2-1 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況(佐賀県)

	件数	被害者の年齢							加害者との関係				
		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	配偶者				
									届出あり	届出なし	届出有無不明	離婚済	交際相手
平成16年度	1,143	4	151	409	320	114	124	21	1,021	50	9	63	
17年度	1,302	13	192	420	369	104	73	131	1,015	89	4	104	
18年度	1,074	11	253	444	131	88	58	89	886	81	15	92	
19年度	993	0	289	250	210	111	27	106	826	62	5	100	
20年度	1,465	6	252	441	359	121	93	193	1,233	81	2	149	
21年度	2,008	13	258	886	394	170	91	196	1,723	125	1	159	
22年度	1,818	11	266	693	454	170	58	166	1,486	173	1	158	
23年度	1,799	2	306	523	471	221	70	206	1,491	57	16	156	79
24年度	1,519	13	163	457	448	175	89	174	1,248	50	1	163	57
25年度	1,557	18	205	367	484	202	100	181	1,222	38	18	201	78
26年度	1,204	4	124	387	276	136	150	127	961	55	0	129	59
27年度	1,506	13	214	442	396	165	135	141	1,208	17	144	26	111

資料:佐賀県子ども家庭課、男女参画・女性の活躍推進課調べ

図表2-2 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況(全国)



資料:内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成

②保護命令の状況

平成13年10月から28年3月までの、本県における保護命令発令は256件、そのうち被害者に対する接近禁止が72件となっています。

図表2-3 保護命令の状況(平成13年10月～平成28年3月)

	新受件数		既済件数														却下	取下げ等	
	総数	うち、生命等に対する脅迫のみを申立てに係るもの	認容(保護命令発令)件数																
			(1)被害者に関する保護命令のみ発令された場合						(2)「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合		(3)「子への接近禁止命令」が発令された場合((2)以外)		(4)「親族等への接近禁止命令」が発令された場合((2)以外)						
			うち、生命等に対する脅迫のみを申立てに係るもの	①接近禁止命令・退去命令	②接近禁止命令・退去命令	③接近禁止命令・電話等禁止命令	④接近禁止命令のみ	⑤退去命令のみ	⑥電話等禁止命令(事後発令)	①被害者への接近禁止命令と同時	②事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	①被害者への接近禁止命令と同時	②事後的な子への接近禁止命令	①被害者への接近禁止命令と同時	②事後的な親族等への接近禁止命令				
佐賀	301	300	66	256	51	11	8	15	38	0	0	46	0	118	0	20	0	12	32
全国	38,812	38,732	5,907	30,712	4,516	1,038	2,031	3,342	5,920	80	11	4,107	8	12,038	53	2,037	47	1,973	6,047

*以上の数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数。

*平成13年10月分は、10月13日施行以降の件数。

*認容件数には一部認容の事案を含む。却下件数には一部取下げの事案を含む。

取下げ等の件数には移送、回付等の事案を含む。

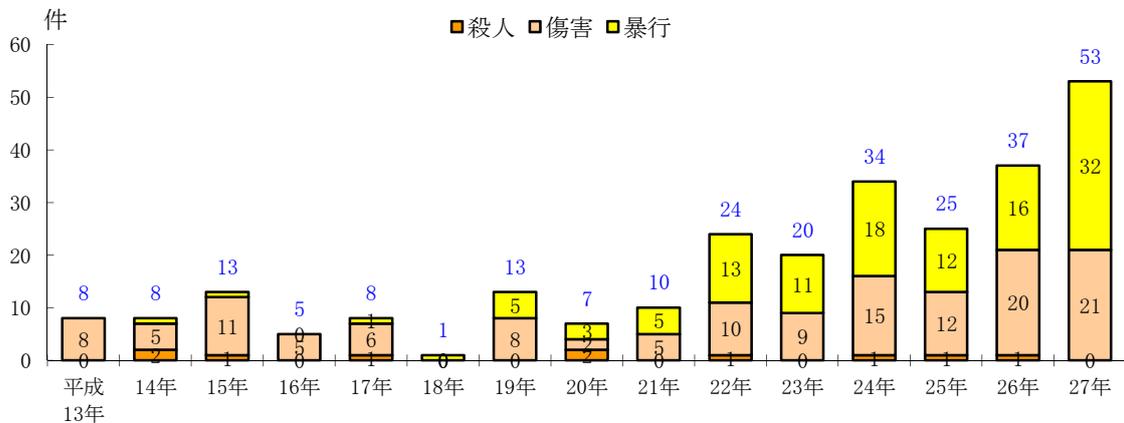
*DV防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。

資料:最高裁判所事務総局民事局

③配偶者間における状況

平成27年における、夫から妻への犯罪の検挙件数は53件であり、その内訳は、殺人が0件、傷害が21件、暴行が32件となっています。

図表2-4 夫から妻への犯罪(殺人、傷害、暴行)の検挙件数の推移(佐賀県)



資料:佐賀県警察本部調べ

④ 婦人相談所の相談主訴別状況

平成27年度に佐賀県婦人相談所で受理した相談件数は708件で、そのうち夫等の暴力に関する相談は233件となっており、全体の32.9%を占めています。

図表2-5 婦人相談の相談者主訴別調

(単位：上段件、下段%)

主訴 年度	人間関係														経済問題				医療関係			不純異性行為	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	その他	計							
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他	交際相手 交際相手の暴力	同性の交際相手の暴力	その他	ストーカー	家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	その他	住居問題	帰宅先なし	生活困窮							借金サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他
平成17	160 29.5	4 0.7	78 14.4	34 6.3	8 1.5	8 1.5	26 4.8	7 1.3	11 2.0	34 6.3					17 3.1	5 0.9	9 1.7	30 5.5	17 3.1	22 4.1	10 1.8	6 1.1	5 0.9	8 1.5	7 1.3	26 4.8	4 0.7	1 0.2	0 0.0	4 0.7	2 0.4	0 0.0	0 0.0	543 (100.0)
18	110 22.4	2 0.4	60 12.2	50 10.2	11 2.2	0	37 7.6	12 2.4	13 2.7	18 3.7					16 3.3	3 0.6	12 2.4	42 8.6	17 3.5	38 7.8	5 1.0	9 1.8	3 0.6	7 1.4	5 1.0	10 2.0	4 0.8	5 1.0	0 0.0	1 0.2	0 0.0	0 0.0	490 (100.0)	
19	151 26.3	2 0.3	70 12.2	57 9.9	10 1.7	1	35 6.1	13 2.3	6 1.0	27 4.7					6 1.0	2 0.3	18 3.1	35 6.1	30 5.2	46 8.0	10 1.7	19 3.3	2 0.3	6 1.0	1 0.2	15 2.6	9 1.6	4 0.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	575 (100.0)	
20	196 27.3	4 0.6	87 12.1	46 6.4	17 2.4	1	51 7.1	7 1.0	11 1.5	35 4.9					16 2.2	2 0.3	24 3.3	73 10.2	35 4.9	21 2.9	6 0.8	2 0.3	10 1.4	8 1.1	2 0.3	49 6.8	4 0.6	9 1.3	0 0.0	1 0.1	0 0.0	0 0.0	717 (100.0)	
21	392 39.1	0	165 16.5	72 7.2	12 1.2	3	29 2.9	16 1.6	17 1.7	21 2.1					25 2.5	0	22 2.2	28 4.1	41 5.9	59 1.2	12 0.6	6 1.0	10 0.9	9 0.6	6 3.9	39 1.0	10 0.8	8 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1,002 (100.0)		
22	233 32.7	0	89 12.5	69 9.7	5 0.7	0	25 3.5	5 0.7	17 2.4	18 2.5	0	1	0.1	10 1.4	1 0.1	16 2.2	39 5.5	37 5.2	48 6.7	4 0.6	2 0.3	11 1.5	13 1.8	2 0.3	46 6.5	6 0.8	7 1.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	713 (100.0)		
23	208 38.1	0	100 18.3	40 7.3	11 2.0	0	17 3.1	7 1.3	7 1.3	6 1.1	0	4	0.7	0	1	2	19 3.5	10 1.8	36 6.6	8 1.5	6 1.1	8 1.5	10 1.8	2 0.4	29 5.3	4 0.7	1 0.2	0 0.0	3 0.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	546 (100.0)	
24	122 30.2	2 0.5	68 16.8	32 7.9	1 0.2	1	23 5.7	9 2.2	4 1.0	9 2.2	0	3	0.7	10 2.5	2 0.5	0	17 4.2	17 4.2	23 5.7	6 1.5	1 0.2	2 0.5	9 2.2	0	25 6.2	2 0.5	0 0.0	0 0.0	1 0.2	4 1.0	0 0.0	0 0.0	404 (100.0)	
25	177 34.0	4 0.8	79 15.2	30 5.8	9 1.7	0	22 4.2	18 3.5	8 1.5	13 2.5	0	3	0.6	7 1.3	1 0.2	2	16 3.1	27 5.2	18 3.5	5 1.0	0	9 1.7	4 0.8	0	32 6.1	16 3.1	2 0.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	521 (100.0)		
26	157 22.2	2 0.3	105 14.8	34 4.8	9 1.3	0	12 1.7	12 1.7	11 1.6	27 3.8	0	5	0.7	3 0.4	8 1.1	1	2 0.3	16 2.3	29 4.1	28 4.0	4 0.6	0	5 0.7	14 2.0	0	20 2.8	9 1.3	11 1.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	535 (100.0)	
27	233 32.9	0	124 17.5	29 4.1	11 1.6	0	29 4.1	21 3.0	10 1.4	9 1.3	37 5.2	0	5	0.7	1	14 2.0	4 0.6	3 0.4	35 4.9	41 5.8	31 4.4	3 0.4	3 0.4	1 0.1	11 1.6	5 0.7	32 4.5	13 1.8	3 0.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	708 (100.0)	

資料：佐賀県婦人相談所調べ

一時保護した女性を年齢別に見ると、「20～29歳」が13人と最も多く、次いで「40～49歳」が10人となっています。

図表2-8 年齢別一時保護人数(佐賀県)

(単位:件)

	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
18歳未満	1	3	2	3	2	1	5	2	2	0
18～19歳	1	2	0	1	3	4	1	1	4	3
20～29歳	20	20	6	16	18	18	18	18	11	13
30～39歳	29	24	18	26	16	17	14	19	12	5
40～49歳	12	18	7	16	18	11	8	11	11	10
50～59歳	12	14	10	7	18	12	9	6	0	9
60歳以上	8	6	8	8	4	10	6	3	6	6
不明	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
計	83	87	51	77	79	73	62	60	46	46

資料:佐賀県婦人相談所調べ

⑥警察本部における「レディーステレホン」の受理状況

平成27年に佐賀県警察本部レディーステレホンで受理した相談件数は52件で、そのうち性犯罪に関する相談は1件となっており、全体の1.9%を占めています。

図表2-9 レディーステレホンの相談受理件数の推移(佐賀県)

(単位:件)

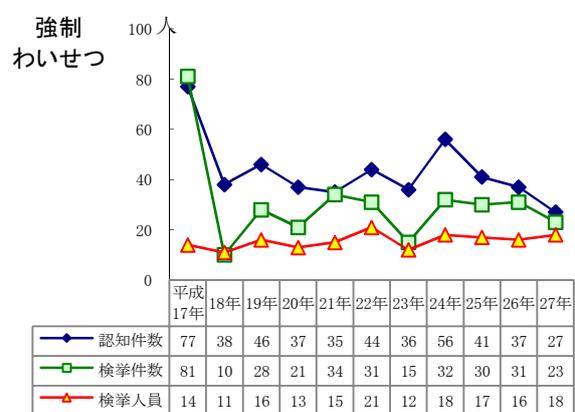
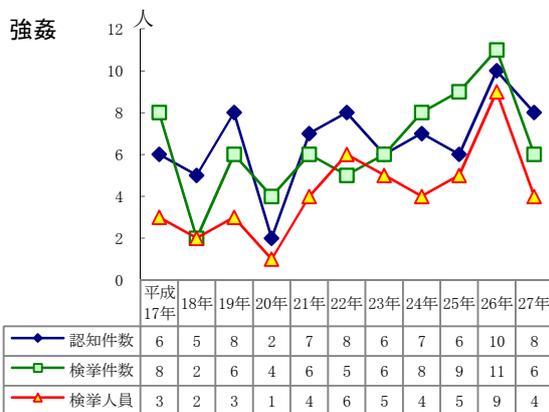
区分	年度	平成 17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
性犯罪に関する相談		5	4	9	8	6	6	6	5	2	4	1 (1.9%)
他の犯罪に関する相談、 一般相談等		170	158	80	73	68	70	59	51	48	32	51 (98.1%)
計		175	162	89	81	74	76	65	56	50	36	52 (100%)

資料:佐賀県警察本部調べ(「レディーステレホン月報」)

⑦性犯罪の状況

平成27年の佐賀県における性犯罪についての警察の認知件数は「強姦」が8件、「強制わいせつ」が27件となっております。

図表2-10 強姦及び強制わいせつの認知件数、検挙件数、検挙人員の推移(佐賀県)

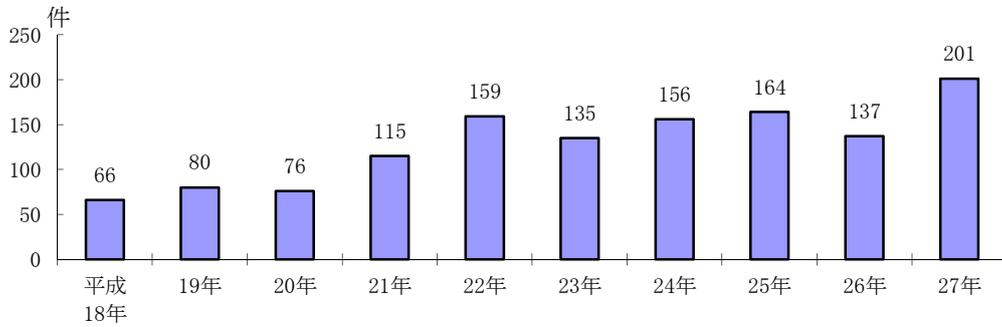


資料:佐賀県警察本部調べ

⑧ストーカー行為の状況

平成27年の佐賀県におけるストーカー事案の認知件数は201件となっており、前年に比べ64件増加しています。

図表2-11 ストーカー事案認知件数の推移(佐賀県)



資料:佐賀県警察本部調べ

また、ストーカー行為被害者と行為者との関係をみると、「交際相手」が最も多く、50.7%となっています。

図表2-12 ストーカー行為被害者と行為者との関係の推移(佐賀県)

(単位:件)

	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	
交際相手	41	43	34	50	80	70	92	93	73	102	(50.7%)
夫婦(元、内縁含む)	6	13	12	15	27	21	15	19	10	34	(16.9%)
その他知人	12	6	9	12	7	10	17	5	13	22	(10.9%)
職場関係者	1	8	11	23	13	15	5	12	31	31	(15.4%)
面識なし	4	3	6	7	9	4	3	1	1	3	(1.5%)
家族・同居者	0	2	0	0	0	0	1	6	0	0	(0.0%)
その他	2	5	4	8	23	15	23	28	9	9	(4.5%)
計	66	80	76	115	159	135	156	164	137	201	(100.0%)

資料:佐賀県警察本部調べ

重点目標(4)生涯を通じた男女の健康支援

①男女別死因別死亡数

平成27年の佐賀県女性の死亡原因をみると、「悪性新生物」が22.9%と最も多く、次いで「心疾患(高血圧性除く)」14.7%、「肺炎」11.3%の順となっています。

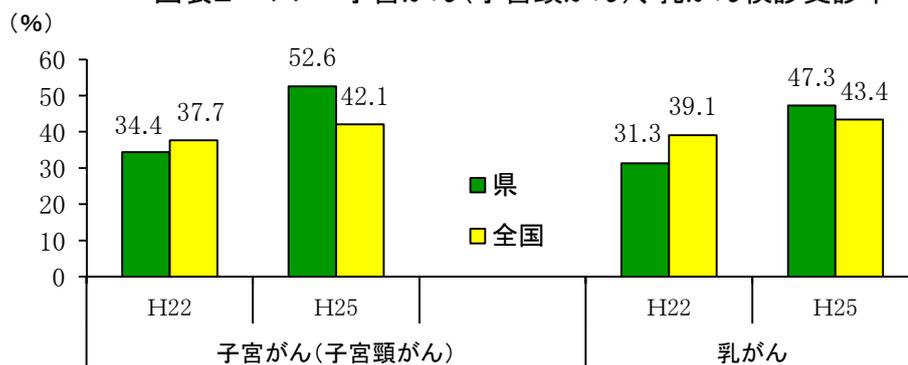
図表2-13 男女別にみた死因別死亡数(佐賀県)(平成27年)

区分	女			男		
	死因	死亡数 (人)	割合 (%)	死因	死亡数 (人)	割合 (%)
第1位	悪性新生物	1,148	22.9	悪性新生物	1,550	33.1
第2位	心疾患(高血圧性除く)	739	14.7	肺炎	537	11.5
第3位	肺炎	566	11.3	心疾患(高血圧性除く)	522	11.1
第4位	脳血管疾患	465	9.3	脳血管疾患	371	7.9
第5位	老衰	411	8.2	不慮の事故	182	3.9
第6位	不慮の事故	146	2.9	慢性閉塞性肺疾患	111	2.4
第7位	腎不全	102	2.0	老衰	106	2.3
第8位	大動脈瘤及びび離	69	1.4	自殺	103	2.2
第9位	アルツハイマー病	68	1.4	腎不全	87	1.9
第10位	肝疾患	54	1.1	肝疾患	64	1.4
	上記以外の死因	1,247	24.9	上記以外の死因	1,054	22.5
	全女性	5,015	100.0	全男性	4,687	100.0

資料:厚生労働省「人口動態統計調査」

また、女性特有の病気である乳がん、子宮がん(子宮頸がん)の検診受診率について、以前まで受診率が全国平均を下回っていましたが、H25年度調査には逆転しています。

図表2-14 子宮がん(子宮頸がん)、乳がん検診受診率

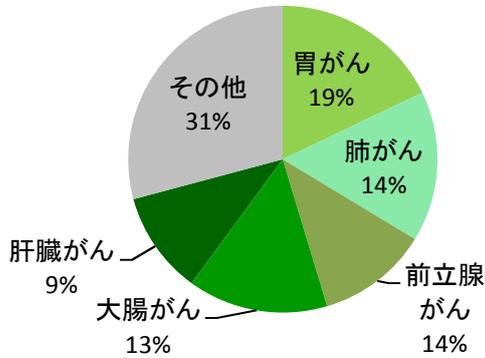


資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

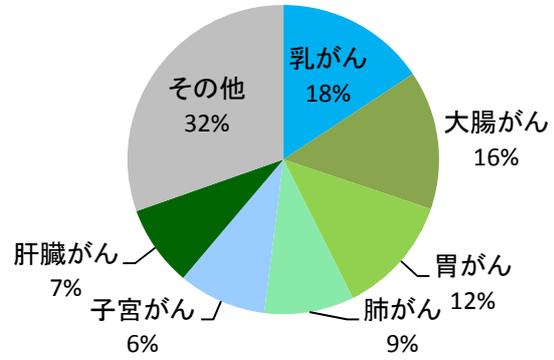
佐賀県内における、がん患者の部位別状況では、男性特有の前立腺、女性特有の乳がん・子宮がんが目立ちます。

図表2-15 佐賀県の部位別罹患者数及び推移

図表2-15-1 男性



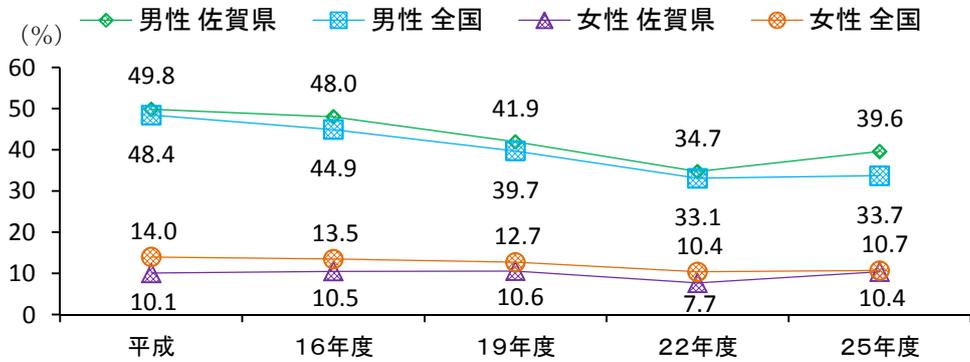
図表2-15-2 女性



資料: 佐賀県がん登録平成27年度登録事業報告

佐賀県内における喫煙率について、平成14年度から比べると年々減少しているが、平成25年度の調査では、男女とも増加に転じています。また、いずれの年も、男性は全国平均より喫煙率が高く、女性は全国平均より喫煙率が低くなっています。

図表2-16 喫煙率の推移

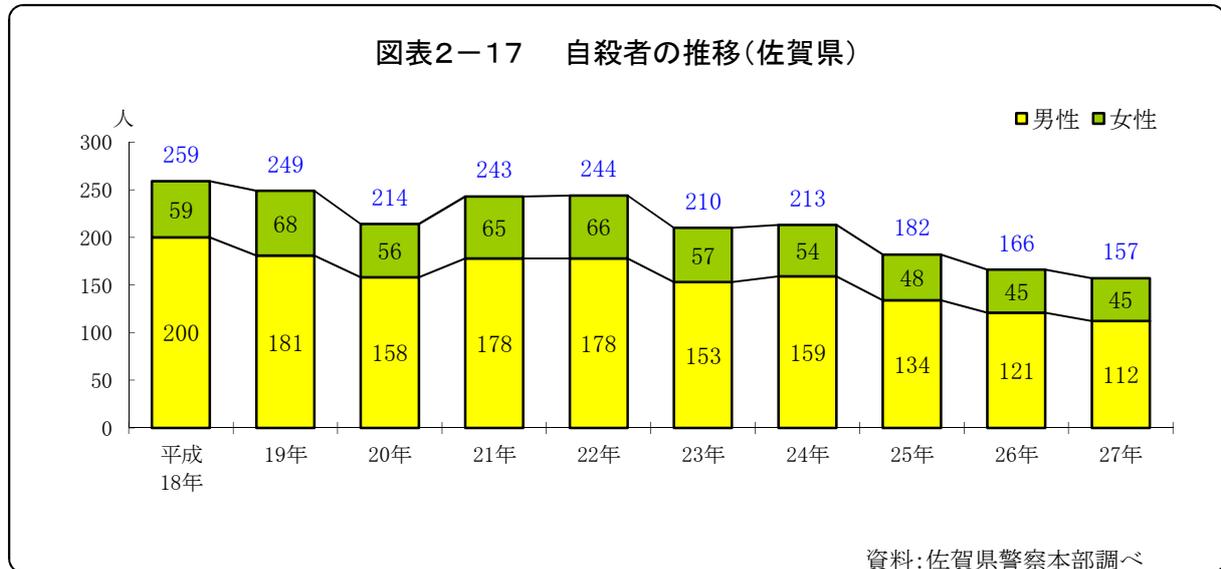


注) 各年度、「毎年吸っている」または「時々吸う日がある」と回答した人の数値

資料: 国民生活基礎調査による都道府県別喫煙率データ

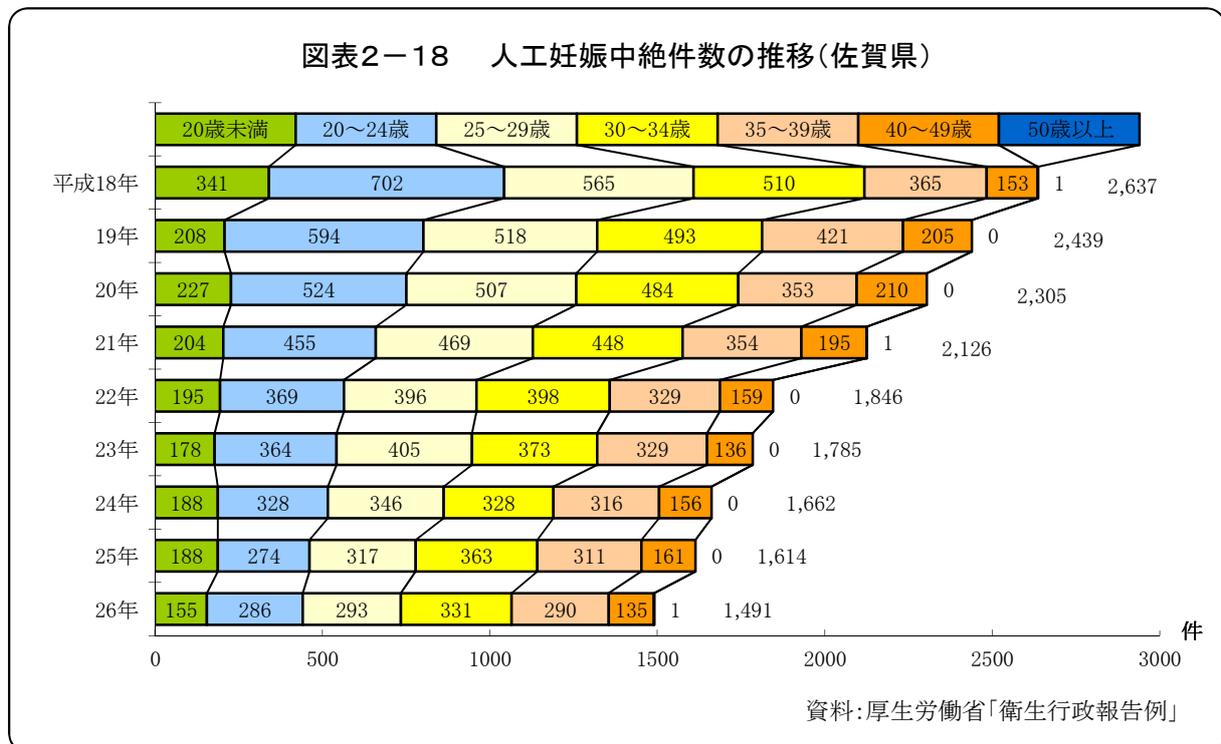
②自殺者の状況

平成27年の自殺者を男女別にみると、女性45人（28.7%）、男性112人（71.3%）となっています。また、年々減少傾向にあります。



③人工妊娠中絶の年代別割合

平成26年の人工妊娠中絶の年代別割合をみると、30～34歳が最も多く全体の22.2%となっています。



④女性の健康に関する相談状況

女性の健康に関する悩み相談では、面接相談が多い状況です。

図表2-19 レディース健康相談実施状況

(単位:件)

	相談方法						相談内容		
	計		電話		面接		思春期	更年期	その他
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員			
平成16年度	33	44	31	42	2	2	24	6	15
17年度	30	32	28	30	2	2	8	6	18
18年度	38	48	26	33	12	15	16	5	27
19年度	32	61	27	39	5	22	12	1	48
20年度	32	36	25	27	7	9	9	0	27
21年度	64	64	54	54	10	10	12	2	50
22年度	40	44	29	31	11	13	14	3	27
23年度	278	579	73	158	205	421	22	3	554
24年度	475	834	153	185	322	649	3	0	831
25年度	760	1,365	254	359	506	1,006	5	0	1,361
26年度	550	1,057	225	364	325	693	2	1	1,054
27年度	759	1,203	251	329	508	874	8	0	1,195

注)平成23年度からは、不妊専門相談センター(佐賀中部保健福祉事務所)以外の4保健福祉事務所で受け付けた、「不妊」に関する相談件数を含む。

注)平成27年度からは、国立病院機構佐賀病院に委託している専門相談窓口(妊娠SOSさが)で受け付けた電話相談の件数を含む。

資料:佐賀県こども家庭課調べ

平成27年度における、女性及び男性からの不妊に関する相談状況は、電話より面接での相談の方が多くなっています。相談内容は、治療の悩みが最も多くなっています。

図表2-20 不妊相談事業実施状況

(単位:件)

	相談方法						相談内容(重複あり)				
	計		電話		面接		計	医療情報	治療の悩み	治療以外の悩み	その他
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員					
平成19年度	657	919	167	191	490	728	1,215	150	934	131	0
20年度	655	877	225	243	430	634	1,052	112	866	67	7
21年度	853	1,177	351	420	502	757	1,366	138	1,072	102	54
22年度	788	1,083	246	270	542	813	1,413	136	1,125	93	59
23年度	474	586	106	109	368	477	792	100	640	43	9
24年度	444	546	122	127	322	419	597	71	486	20	20
25年度	753	795	256	256	497	539	833	184	608	41	0
26年度	818	971	272	289	546	682	1,159	194	891	74	0
27年度	738	968	254	295	484	673	1,001	78	910	13	0

注)平成23年度からは、不妊専門相談センター(佐賀中部保健福祉事務所)で受け付けた相談件数のみ。

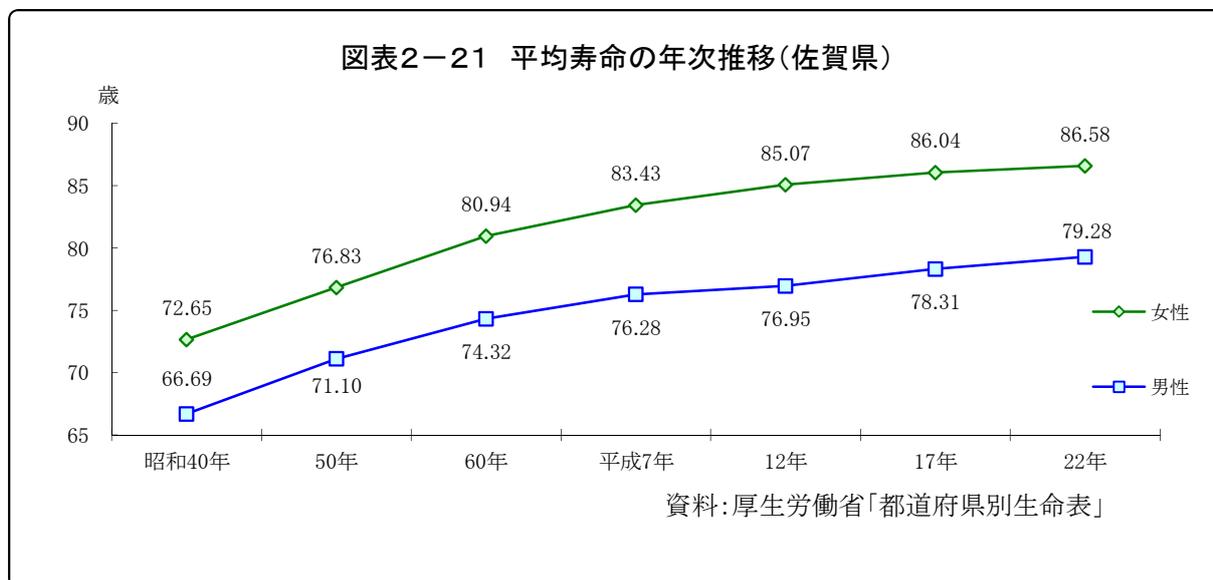
それ以外の4保健福祉事務所で受け付けた、「不妊」に関する相談件数は、「レディース健康相談」に含む。

資料:佐賀県こども家庭課調べ

重点目標(5)生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

⑧高齢化の状況

平成22年の佐賀県の平均寿命は、女性86.58歳、男性79.28歳となっています。



健康寿命は、男女共に延びていますが、女性の方が高い値で推移しています。また、健康寿命と平均寿命の差については、女性の差が大きくなっています。

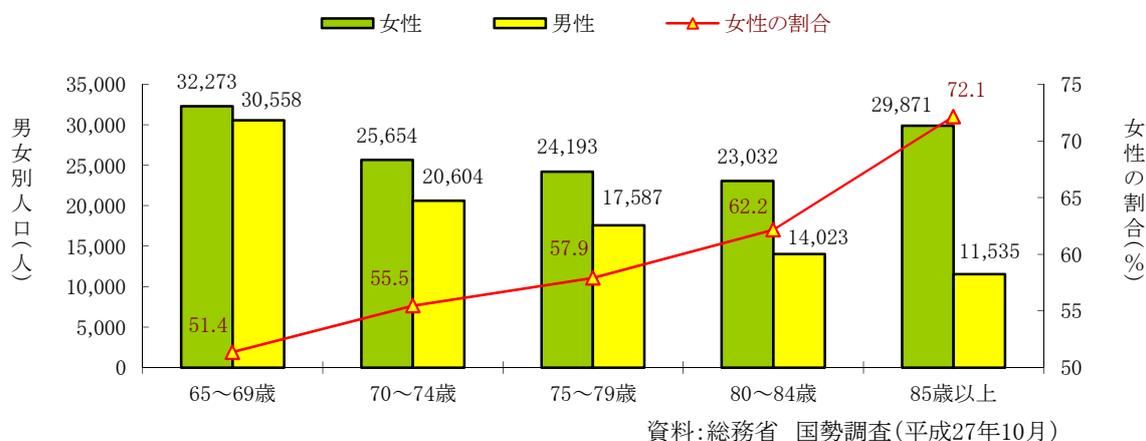
図表2-22 平均寿命と健康寿命の推移(佐賀県)

		H22	H23	H24	H25	H26
平均寿命	女性	86.6	86.3	86.7	86.5	87.0
	男性	79.3	79.5	79.2	80.0	80.1
健康寿命	女性	83.7	83.4	83.8	83.7	84.1
	男性	78.0	78.3	78.1	78.8	78.9

資料:佐賀県健康増進課算定(「健康寿命の算定方法の指針」(平成24年9月))
 ※健康寿命とは、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。

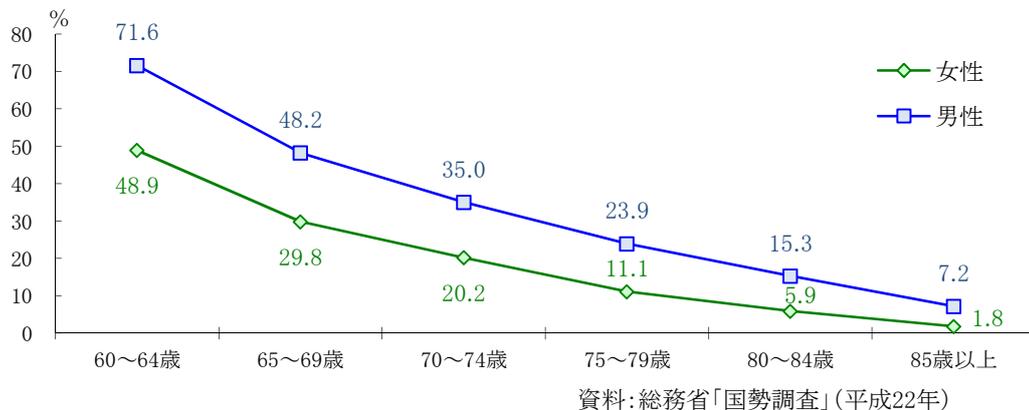
佐賀県における高齢者人口の推移については、いずれの年齢層でも女性の人数が多くなっており、高齢層に進むにつれて、女性の割合が急激に増加しています。

図表2-23 高齢者の男女別人口と女性の割合(佐賀県)



高齢者の就労状況について、定年直後は男女ともに半数近くが就労していますが、高齢化に伴い就業率は低下しています。

図表2-24 高齢男女の就業率(佐賀県)



⑨高齢者の家族の状況

平成27年の佐賀県の65歳以上の親族のいる一般世帯は144,472世帯で、一般世帯の48.0%を占めており、その割合は増加しています。また、高齢単独世帯の一般世帯に占める割合は10.4%となっており、そのうち女性の単独世帯の割合は73.1%を占めています。

図表2-25 65歳以上親族のいる一般世帯数の推移(佐賀県)

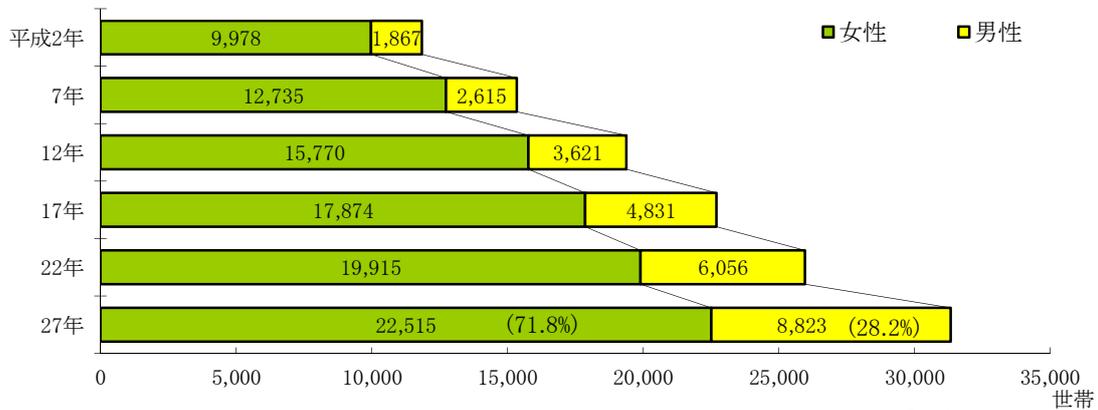
区分	一般世帯数		65歳以上親族のいる一般世帯数									
	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	夫婦のみの世帯		三世代世帯		単独世帯		その他	
					(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)
昭和60年	241,786	100.0	83,157	34.4	12,168	5.0	42,252	17.5	9,152	3.8	19,585	8.1
平成2年	250,178	100.0	93,128	37.2	15,611	6.2	42,446	17.0	11,845	4.7	23,226	9.3
7年	267,230	100.0	106,812	40.0	20,208	7.6	42,657	16.0	15,350	5.7	23,597	8.8
12年	277,606	100.0	118,897	42.8	24,708	8.9	39,875	14.4	19,391	7.0	34,923	12.6
17年	286,239	100.0	127,386	44.5	27,515	9.6	33,480	11.7	22,705	7.9	43,686	15.3
22年	294,120	100.0	133,702	45.5	30,126	10.2	37,256	12.7	25,971	8.8	40,349	13.7
27年	301,009	100.0	144,472	48.0	35,211	11.7	31,744	10.5	31,338	10.4	46,179	15.3

注) 三世代世帯とは、「夫婦、子どもと両親から成る世帯」「夫婦、子どもと片親から成る世帯」及び「夫婦、子どもと親と他の親族から成る世帯」とした

資料:総務省「国勢調査」

高齢者の単身世帯数については、男女共に年々増加しています。

図表2-26 男女別高齢単独世帯数の推移(佐賀県)



⑩シルバー人材センターの状況

高齢人口は年々増加していますが、平成27年度のシルバー人材センターの会員数は3,957人となっています。

図表2-27 シルバー人材センターの会員数等の推移(佐賀県)

	設置 団体数	設置 市町村数	会員数 (人)	就業延人日 (人日)	契約金額 (千円)
平成12年度	37	39	3,993	246,519	1,030,718
13年度	38	40	4,318	278,977	1,147,963
14年度	41	43	4,718	308,516	1,247,115
15年度	44	46	5,006	332,892	1,355,290
16年度	38	33	4,929	359,490	1,456,575
17年度	31	23	4,918	367,527	1,496,536
18年度	23	23	4,466	376,675	1,533,567
19年度	20	20	4,307	374,152	1,552,863
20年度	20	20	4,237	383,446	1,563,901
21年度	20	20	4,350	383,854	1,570,781
22年度	20	20	4,466	387,503	1,563,089
23年度	20	20	4,478	392,968	1,530,169
24年度	20	20	4,349	383,007	1,500,736
25年度	20	20	4,066	380,502	1,520,476
26年度	20	20	4,046	385,474	1,589,997
27年度	20	20	3,957	388,196	1,604,861

注) 設置団体数と設置市町村数が一致しないのは、佐賀市・大和町・諸富町が広域でシルバー人材センターを設置しているため(平成12～16年度)。また、唐津市の各支所にシルバー人材センターを設置しているため(平成16年度は7支所、平成17年度は8支所)。

資料: (社)佐賀県シルバー人材センター連合会調べ

⑪ひとり親世帯の状況

平成22年のひとり親世帯は5,997世帯で、一般世帯に占める割合は2.0%となっており、平成17年調査時と同じになりました。

ひとり親世帯のうち母子世帯は5,480世帯で91.4%を占めています。

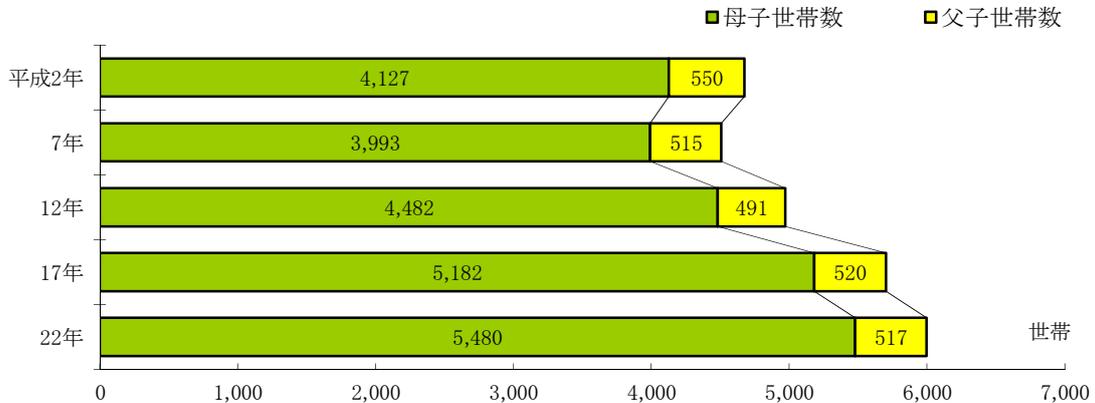
図表2-28 母子世帯数及び父子世帯数の推移(佐賀県・全国)

年次	佐賀県							全国		
	一般世帯数 (世帯)	ひとり親世帯						ひとり親世帯		
		母子世帯		父子世帯		割合 (%)	母子世帯 割合 (%)	父子世帯 割合 (%)		
		世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)					
平成2年	250,178	4,677	1.9	4,127	1.6	550	0.2	1.6	1.4	0.3
7年	267,230	4,508	1.7	3,993	1.5	515	0.2	1.4	1.2	0.2
12年	277,606	4,973	1.8	4,482	1.6	491	0.2	1.5	1.3	0.2
17年	286,239	5,702	2.0	5,182	1.8	520	0.2	1.7	1.5	0.2
22年	294,120	5,997	2.0	5,480	1.9	517	0.2	1.6	1.5	0.2

資料:総務省「国勢調査」

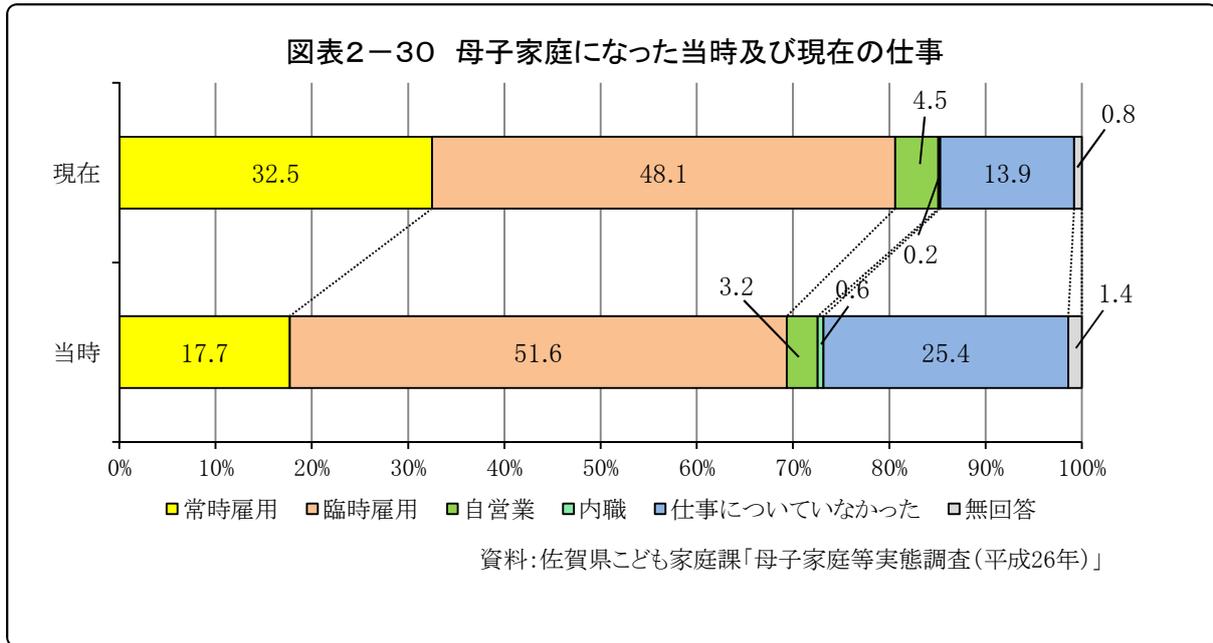
佐賀県におけるひとり親家庭数は、平成7年から年々増加しています。

図表2-29 母子世帯数及び父子世帯数の推移(佐賀県)

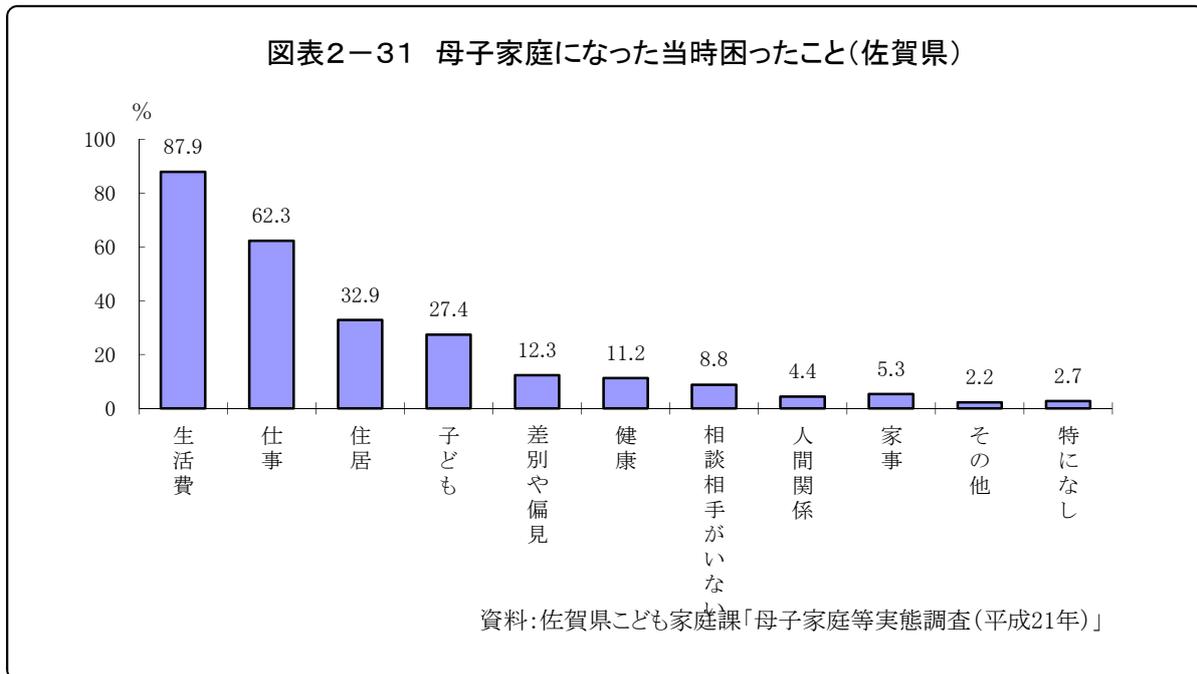


資料:総務省「国勢調査」

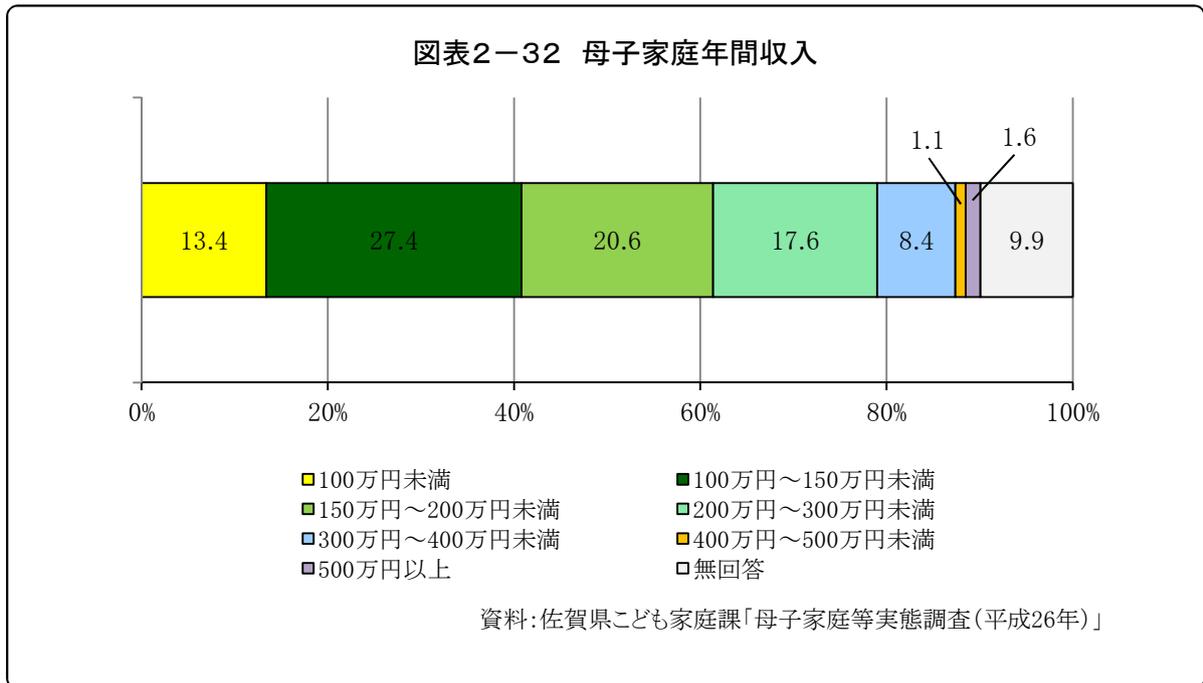
母子家庭になった当時と現在を比べると、無職者の割合が減り、常時雇用者の割合が増えています。



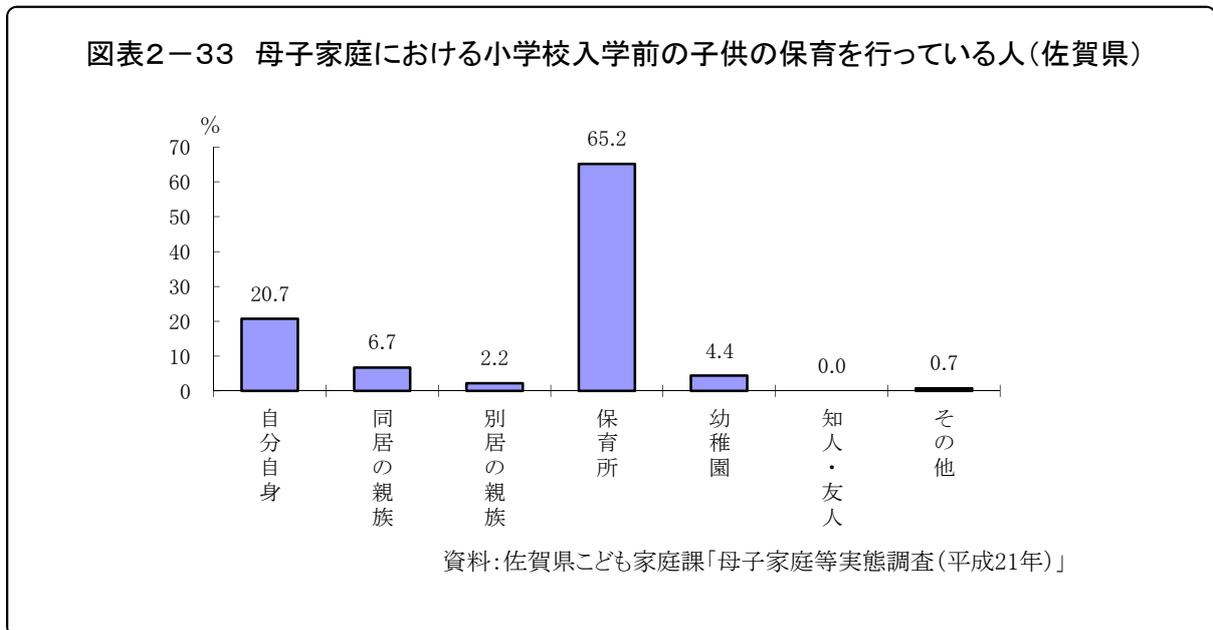
母子家庭となった当時は、半数以上の方が生活費・仕事に困っているようです。



母子家庭の年間収入は、200万円未満の方が61.4%を占めています。



母子家庭において小学校入学前の子どもを育てている方の65.2%が、保育所を利用しています。



生活保護世帯は、年々増加傾向にあります。また、保護世帯における子どもの割合は年々低下しています。

図表2-34 生活保護世帯の推移

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	
世帯数(世帯)		5,569	5,809	6,026	6,168	6,302	6,418	
被保護世帯人員(人)A		7,426	7,668	7,882	8,007	8,049	8,030	
保護率(千分率 %)		8.74	9.06	9.35	9.54	9.65	9.33	
被保護世帯 の子ども (17歳以下)	年齢別 被保護人 員 (人)	0~2	55	57	62	70	66	49
		3~5	58	69	60	73	70	75
		6~11	229	222	218	212	204	203
		12~14	180	186	158	172	177	173
		15~17	233	209	215	203	188	152
		計 B	755	743	713	730	705	652
	子どもの割合B/A(%)	10.17	9.69	9.04	9.12	8.76	8.12	

資料:被保護世帯数、被保護人員数及び保護率:佐賀県福祉課調査(年度平均)
生活保護世帯における子どもの数:厚労省被保護者調査(7月末日現在)

子どもの貧困率は、全国的に増加しており、子どもを育てている現役世帯のうち、大人1人で子育てをしている世帯の半数以上が貧困に直面しています。

図表2-35 子どもの貧困率の推移(全国)

	昭和 60年	63年	平成 3年	6年	9年	12年	15年	18年	21年	24年
相対的貧困率(%)	12	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16	16.1
子どもの貧困率(%)	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯(%)	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が1人(%)	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が2人以上(%)	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4

注:1)平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2)貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

3)大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

資料:国民生活基礎調査

佐賀県では、要保護・準要保護児童生徒数が、年々増加しており、平成23年には、8,000人を超えています。

図表2-36 要保護及び準要保護児童生徒数の推移

5月1日現在の 公立小中学校の 児童生徒数(人)(A)				要保護児童生徒数(人) (B)			準要保護 児童生徒数(人) (C)			要保護・準要保護 児童生徒数合計 (B+C)		
年度	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
H16			82,397			428			5,286			5,714
H17			81,371			410			5,448			5,858
H18			80,380			404			5,838			6,242
H19			79,480			372			6,333			6,705
H20			78,701			355			6,638			6,993
H21			77,854			379			7,060			7,439
H22			76,568			389			7,577			7,966
H23	49,812	25,614	75,426	214	172	386	4,696	2,987	7,683	4,910	3,159	8,069
H24	48,687	25,441	74,128	230	148	378	4,850	3,068	7,918	5,080	3,216	8,296
H25	47,840	25,203	73,043	209	163	372	4,799	3,046	7,845	5,008	3,209	8,217

要保護児童とは、児童生徒の保護者が生活保護法の規定による保護を受けている児童生徒のことを言い、準要保護児童とは、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒のことを言う。

資料: 文部科学省「平成25年度就学援助実施状況等調査」

佐賀県の児童扶養手当の受給者は、母子家庭、父子家庭ともに減少しています。また、全部支給の割合が減少する一方で、一部支給者は増加に転じています。

図表2-37 児童扶養手当の受給者数の推移(佐賀県)

	H23	H24	H25	H26	H27	H27/H23
母子家庭	8,346	8,303	8,350	8,202	8,034	96.3%
一部支給	3,731	3,653	3,716	3,839	3,915	104.9%
全部支給	4,615	4,650	4,634	4,363	4,119	89.3%
父子家庭	754	805	799	798	703	93.2%
一部支給	337	354	356	373	343	101.8%
全部支給	417	451	443	425	360	86.3%
計	9,100	9,108	9,149	9,000	8,737	96.0%
一部支給	4,068	4,007	4,072	4,212	4,258	104.7%
全部支給	5,032	5,101	5,077	4,788	4,479	89.0%

児童扶養手当とは、父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当である。

資料:佐賀県こども家庭課調べ

佐賀県における児童虐待相談件数については、年々増加傾向にあります。

図表2-38 児童虐待相談件数の推移

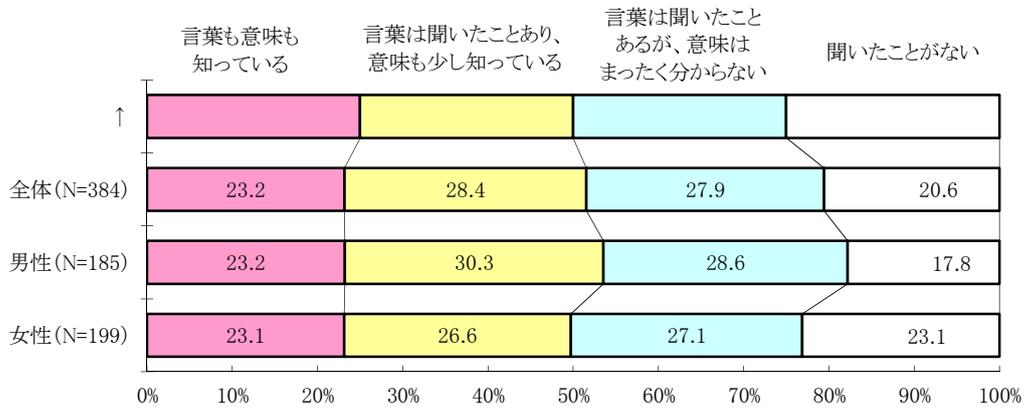


資料:佐賀県こども家庭課調べ

⑫ユニバーサルデザインの普及

年齢や障害の有無、性別等、人々がそれぞれ持つ違いを超えて、できるだけ全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に立った社会づくりが求められおり、佐賀県では、7割を超える方は、ユニバーサルデザインという言葉を知ったことがあります。

図表2-39 ユニバーサルデザインの認知状況(佐賀県)



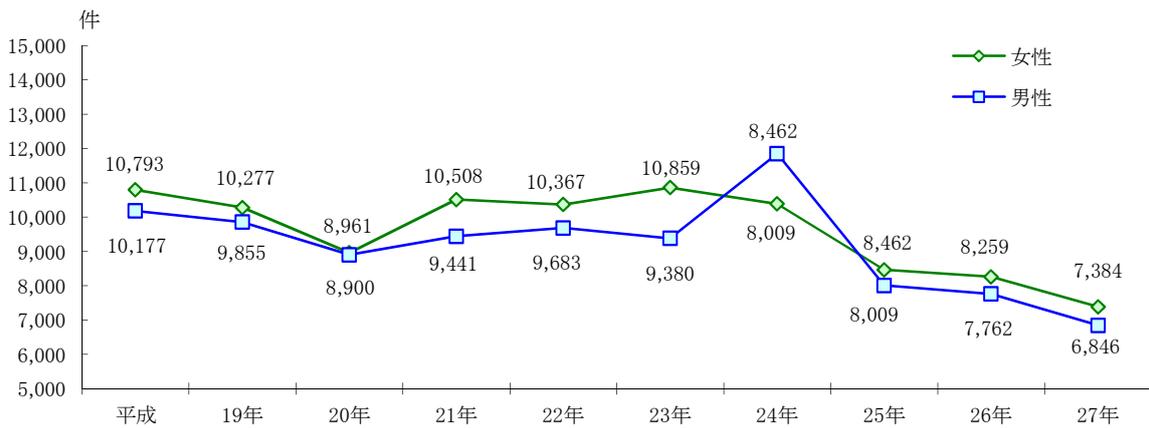
資料:佐賀県県民協働課調べ
「平成27年度ユニバーサルデザイン・障害に関する県民意識調査」

⑬国際交流等の状況

佐賀県の平成27年の旅券発給件数は14,230件で、内訳は女性7,384件(51.9%)、男性6,846件(48.1%)となっています。

また、佐賀県に住む外国人は増加しており、平成27年10月1日現在で3,878人で、女性は2,389人(61.6%)、男性1,489人(38.4%)となっています。

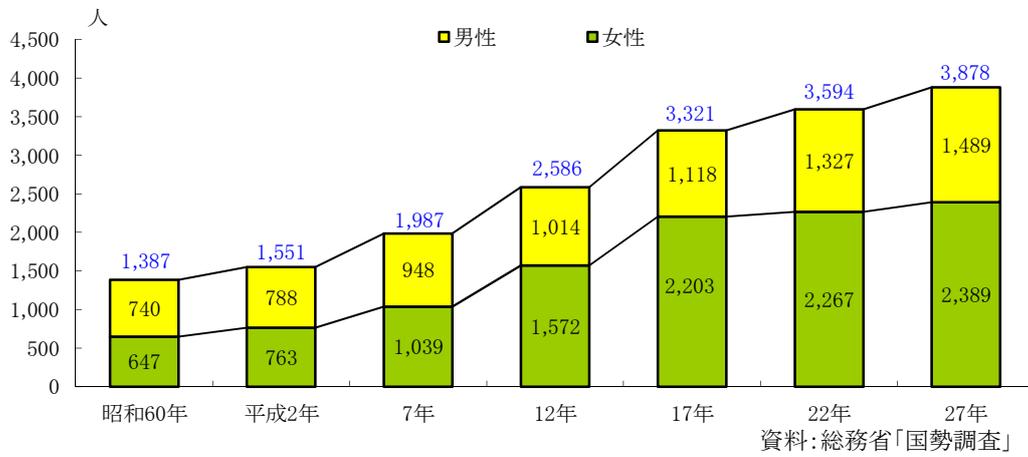
図表2-40 旅券発給件数の推移(佐賀県)



資料:佐賀県国際課調べ

佐賀県では、外国人人口が年々増加しています。

図表2-41 外国人人口の推移(佐賀県)



青年海外協力隊員として、平成27年度までに295人が佐賀県から派遣され、その内訳は女性が129人（43.7%）、男性が166人（56.3%）となっています。
また、その他の海外ボランティア活動でも多くの人が派遣されています。

図表2-42 青年海外協力隊等派遣状況(佐賀県)

図表2-42-1 青年海外協力隊

派遣年度	派遣者数 (人)	女性 (人)	男性 (人)
昭和43～ 平成16年度	189	65	124
17年度	6	5	1
18年度	11	7	4
19年度	11	7	4
20年度	12	6	6
21年度	15	8	7
22年度	17	12	5
23年度	6	3	3
24年度	10	5	5
25年度	8	4	4
26年度	5	3	2
27年度	5	4	1
計	295	129 43.7%	166 56.3%

図表2-42-2 シニア海外ボランティア

派遣年度	派遣者数 (人)	女性 (人)	男性 (人)
昭和55～ 16年度	14	4	10
17年度	2	0	2
18年度	2	0	2
19年度	0	0	0
20年度	3	0	3
21年度	3	0	3
22年度	5	1	4
23年度	2	0	2
24年度	1	0	1
25年度	2	0	2
26年度	1	0	1
27年度	2	0	2
計	37	5 13.5%	32 86.5%

図表2-42-3 日系社会青年ボランティア

派遣年度	派遣者数 (人)	女性 (人)	男性 (人)
平成2～ 16年度	5	3	2
17年度	1	1	0
18年度	0	0	0
19年度	1	1	0
20年度	1	1	0
21年度	0	0	0
22年度	0	0	0
23年度	0	0	0
24年度	0	0	0
25年度	1	1	0
26年度	0	0	0
27年度	0	0	0
計	9	7 77.8%	2 22.2%

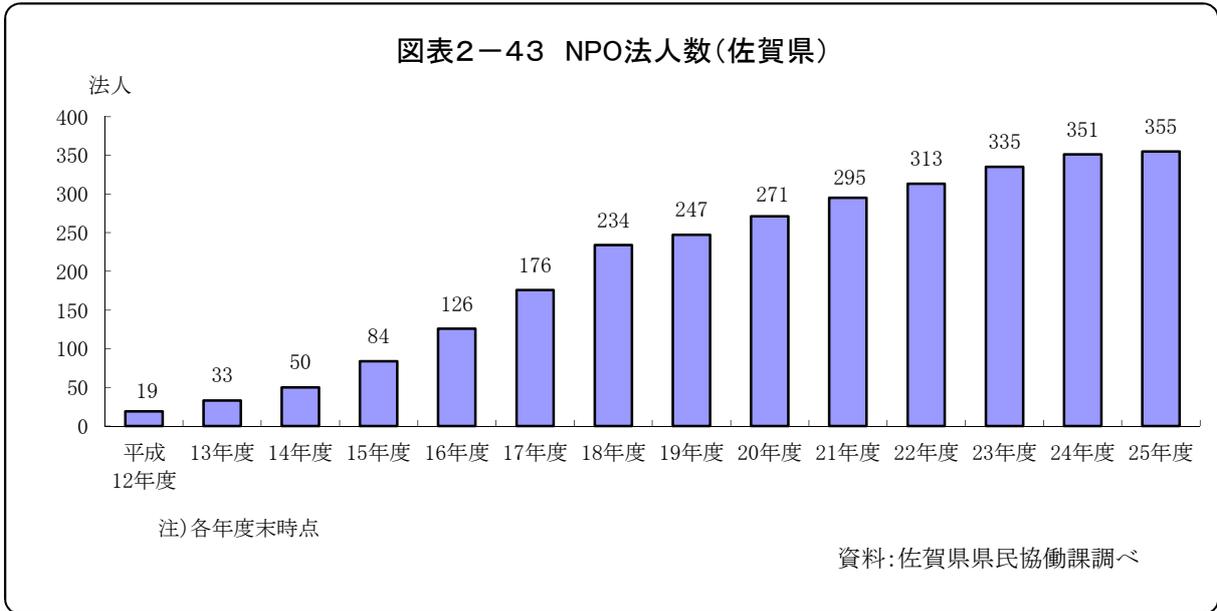
図表2-42-4 日系社会シニア・ボランティア

派遣年度	派遣者数 (人)	女性 (人)	男性 (人)
平成3～ 16年度	5	2	3
17年度	0	0	0
18年度	0	0	0
19年度	1	1	0
20年度	0	0	0
21年度	0	0	0
22年度	0	0	0
23年度	0	0	0
24年度	0	0	0
25年度	1	0	1
26年度	0	0	0
27年度	0	0	0
計	7	3 42.9%	4 57.1%

資料：佐賀県国際課調べ

①NPO法人数

佐賀県内におけるNPO法人の数は、年々増加しているものの、近年はゆるやかな増加傾向となっています。



(基本方向3) 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標(6) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

① 労働力人口・有業率

佐賀県の平成22年の労働力人口は436,916人で、このうち女性は196,012人(44.9%)となっています。15歳以上の人口に占める労働力人口の割合(有業率)は女性が50.9%、男性が72.6%となっています。

図表3-1 15歳以上人口、労働力人口の推移(佐賀県)

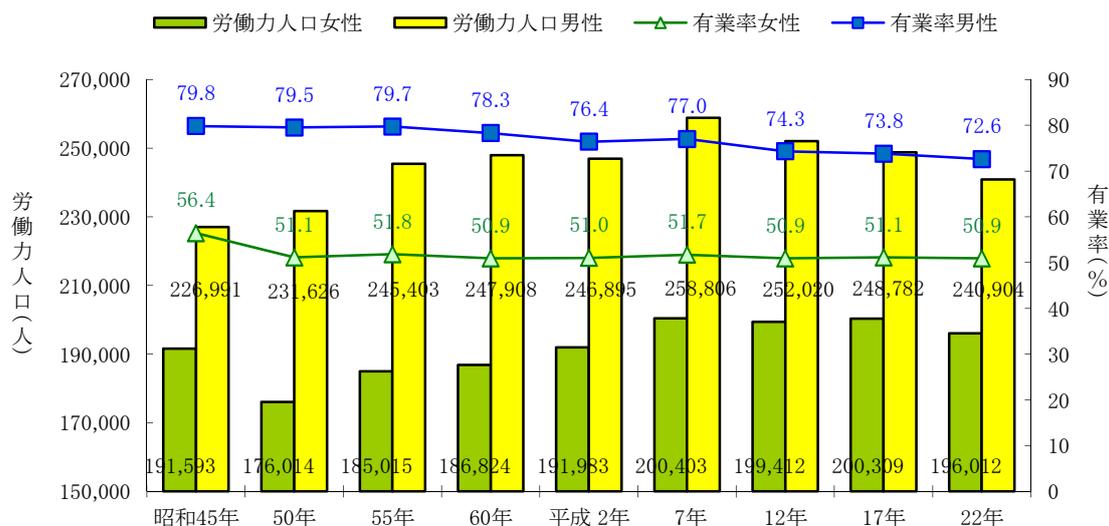
年次	15歳以上人口			労働力人口			有業率		
	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	総数 (%)	女性 (%)	男性 (%)
昭和45年	623,796	339,500	284,296	418,584	191,593	226,991	67.1	56.4	79.8
50年	635,480	344,302	291,178	407,640	176,014	231,626	64.1	51.1	79.5
55年	664,906	356,876	308,030	430,418	185,015	245,403	64.7	51.8	79.7
60年	683,876	367,197	316,679	434,732	186,824	247,908	63.6	50.9	78.3
平成2年	699,906	376,645	323,261	438,878	191,983	246,895	62.7	51.0	76.4
7年	724,000	387,711	336,289	459,209	200,403	258,806	63.5	51.7	77.0
12年	732,483	392,335	340,148	451,432	199,412	252,020	61.8	50.9	74.3
17年	733,972	393,909	340,063	449,091	200,309	248,782	61.6	51.1	73.8
22年	723,302	388,287	335,015	436,916	196,012	240,904	60.9	50.9	72.6

注) 労働力人口:15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの。

注) 有業率:15歳以上人口に占める労働力人口の割合(平成2年以降は労働力状態「不詳」を除く。)

資料:総務省「国勢調査」

図表3-2 労働力人口と有業率の推移(佐賀県)

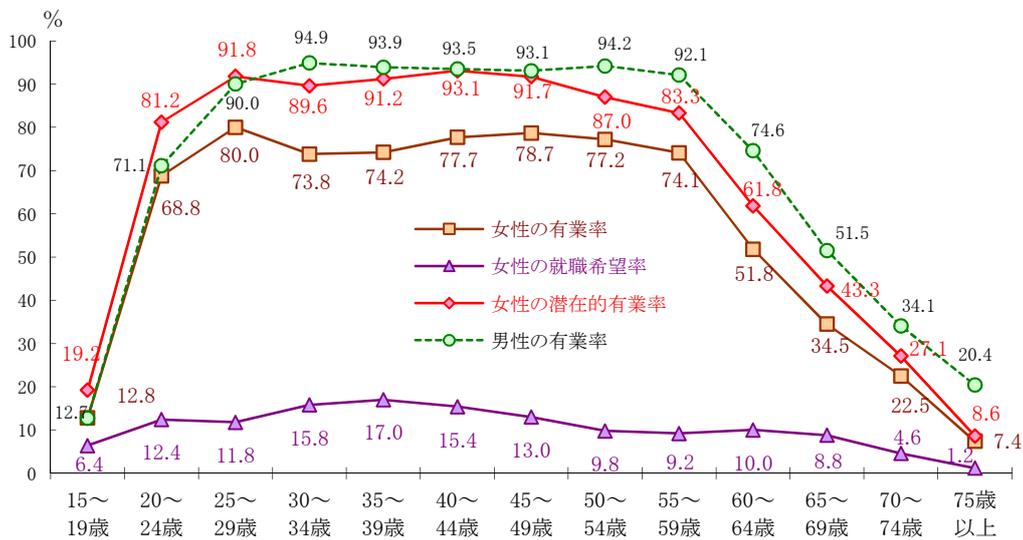


資料:総務省「国勢調査」

有業率を年齢階級別にみると、男性は25歳から59歳までのすべての年齢階層で大きな変化はありませんが、女性は「25～29歳」で80.0%と高い有業率を示したあと、「30～34歳」で73.8%と低下し、「45～49歳」で再び高い有業率を示す「M字型」となっています。

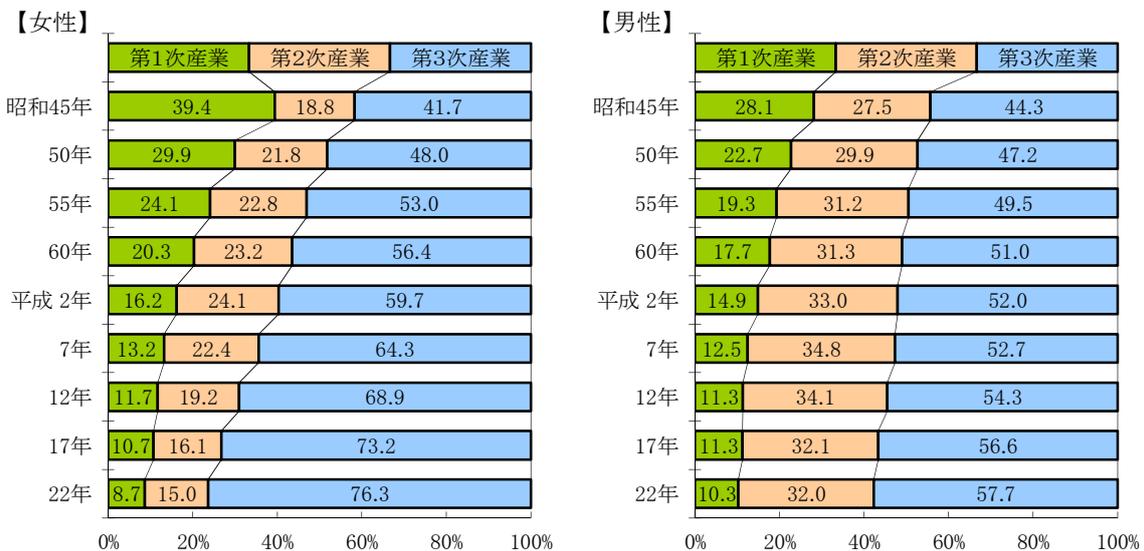
女性の就業希望率をみると、「M字型」の底の部分である「30～39歳」で高くなっており、就業希望率を有業率に加えた潜在的有業率では、M字カーブの底は浅くなり、男性の有業率に近づきます。

図表3-3 年齢階級別有業率(佐賀県)



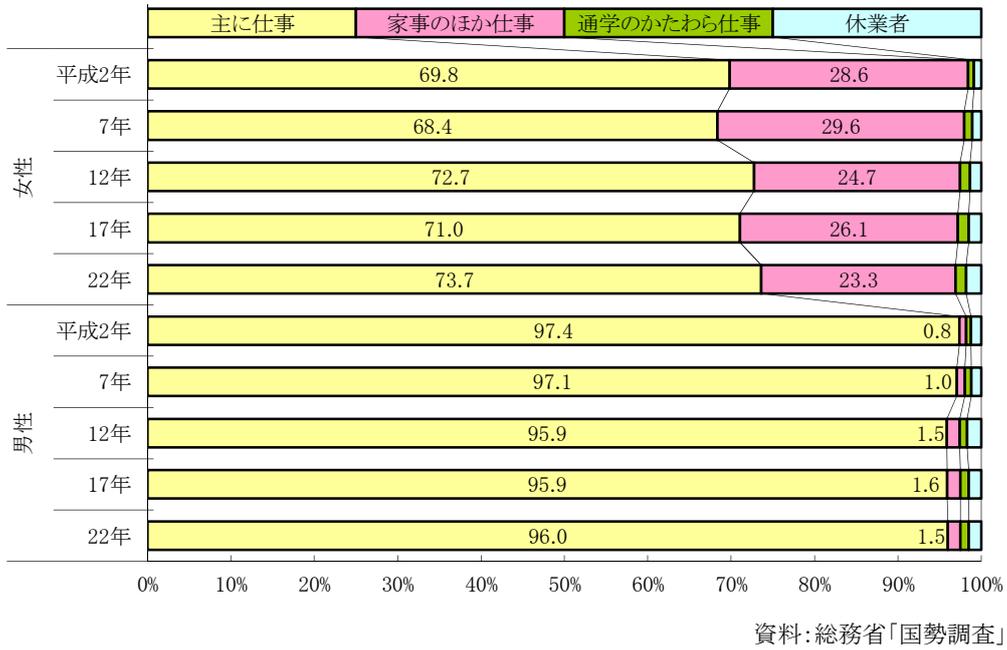
資料:総務省「平成24年就業構造基本調査」

図表3-4 産業別就業割合の推移(佐賀県)

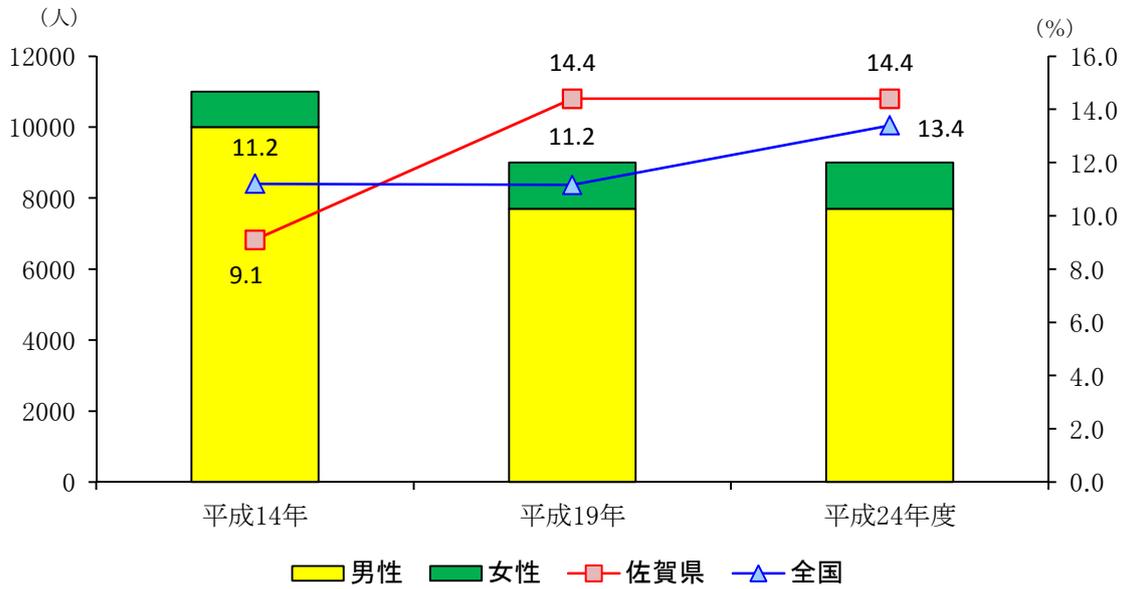


資料:総務省「国勢調査」

図表3-5 就業の状態別就業者割合の推移(佐賀県)



図表3-6 管理的職業従事者数及び女性の割合(佐賀県・全国)



* 管理的職業従事者(会社役員、管理的公務員等)

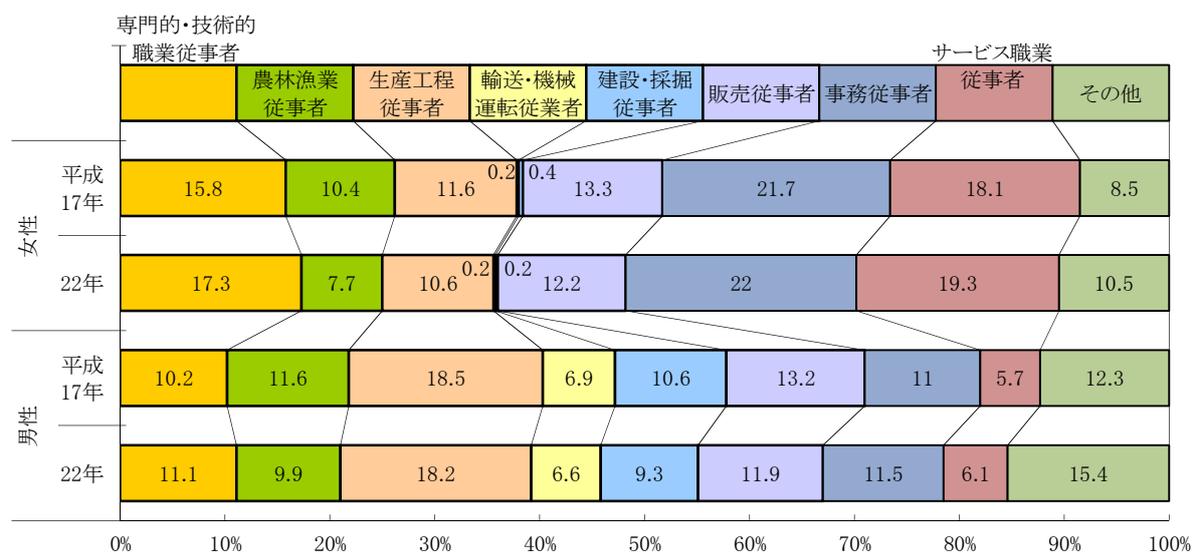
資料:総務省「就業構造基本調査」

②男女の職業別就業の状況

職業別就業の状況では、女性の事務従事者の割合が高いのに対し、男性は、生産工程従事者の割合が高くなっています。

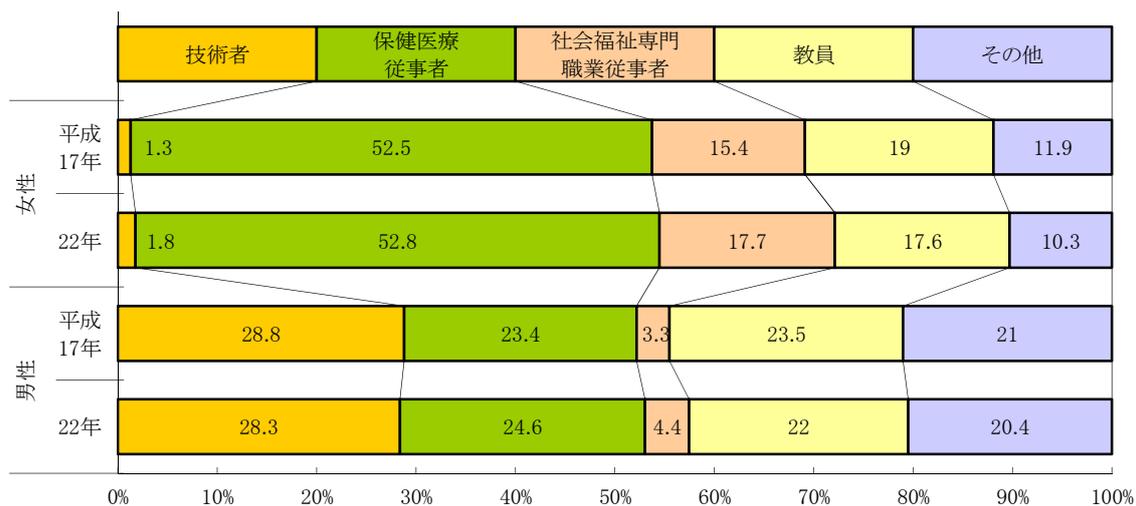
また、専門的・技術的職業従事者では、女性は保健医療従事者の割合が高いのに対し、男性は技術者の割合が高いのが顕著です。

図表3-7 職業別就業者割合の推移(佐賀県)



資料:総務省「国勢調査」

図表3-8 専門的・技術的職業従事者の推移(佐賀県)



資料:総務省「国勢調査」

③医師・歯科医師・弁護士の女性の状況

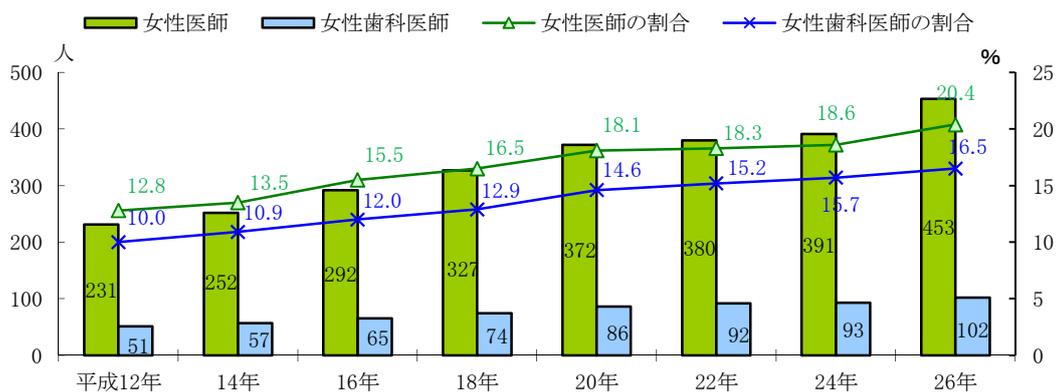
佐賀県の女性の医師は453人（20.4%）、女性の歯科医師の数は102人（16.5%）、女性の弁護士は13人（12.7%）と女性の割合は非常に低い状況です。

図表3-9 医師・歯科医師・弁護士に占める女性の割合（佐賀県）

	総数 (人)	女性		男性	
		実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
医師 (医療施設の従事者)	2,222	453	20.4	1,769	79.6
歯科医師 (医療施設の従事者)	619	102	16.5	517	83.5
弁護士	102	13	12.7	89	87.3

資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成26年)
日本弁護士連合会調べ(平成28年)

図表3-10 女性医師・歯科医師数と割合の推移（佐賀県）



資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

④男女平等の労働環境の確立

平成27年における佐賀県の常用雇用者の賃金は、事業所規模30人以上では男性の賃金を100とした時、女性(男女賃金格差)が61.4となっています。

図表3-11 きまって支給する給与額の男女賃金格差(佐賀県)



注) *事業所規模30人以上

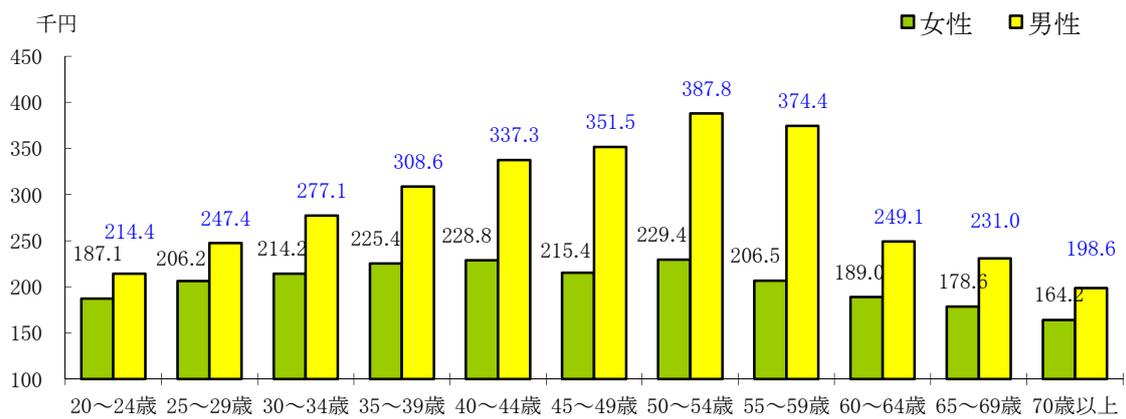
*調査対象事業所は、おおむね3年ごとに抽出替え(事業所の入れ替え)を行っている。

*H24年1月分調査の際、抽出替えを行っている。

資料: 県統計分析課「毎月勤労統計調査地方調査」
ただし平成27年は速報値

年齢階級別に男女の現金給与額の差をみると、「55～59歳」で最も差が大きく、女性は男性より167,900円低くなっています。

図表3-12 年齢階級別きまって支給する現金給与額(佐賀県)



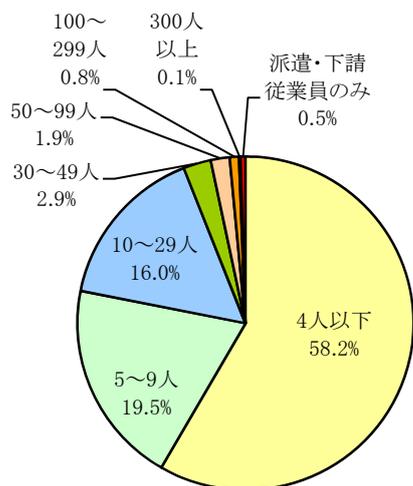
資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成27年)

⑤ 民営事業所数

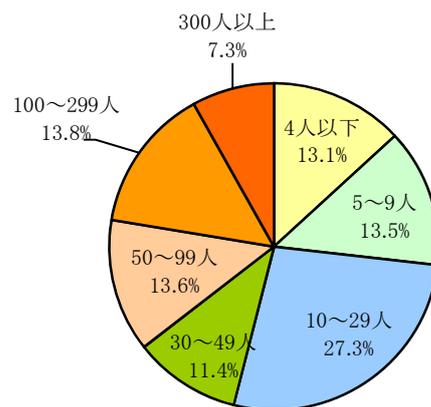
民営事業所数を従業員規模別にみると、「4人以下」規模は全体の約6割（58.2%）を占めており、事業所の約8割が「10人未満」の規模で占められています。

また、民営事業所の従業員数を従業員規模別にみると、「10～29人」規模が（27.3%）と最も多く、300人以上の事業所に勤務する従業員は全従業員の7.3%に過ぎません。

図表3-13-1
従業員規模別「民営事業所数」構成比（佐賀県）



図表3-13-2
従業員規模別「民営事業所従業員数」構成比（佐賀県）



資料：佐賀県統計分析課調べ（「平成26年 経済センサス-基礎調査」）

⑥パート雇用者

雇用者総数（役員を除く）に占める非正規雇用者の割合は35.0%となっており、このうち女性は71.2%を占めています。また、非正規雇用者の女性のうちの64.6%は、パート労働者となっています。

図表3-14 雇用者総数(役員を除く)に占めるパート雇用者の割合(佐賀県)

	総数 (人)	正規 雇用者 (人)	割合	非正規雇用者					
				パート 雇用者 (人)	割合	その他 (人)	割合	計 (人)	割合
女性	168,900	83,700	49.6%	55,000	32.6%	30,200	17.9%	85,200	50.4%
男性	173,100	138,600	80.1%	6,000	3.5%	28,500	16.5%	34,500	19.9%
総数	342,000	222,300	65.0%	61,000	17.8%	58,700	17.2%	119,700	35.0%

資料：総務省「平成24年 就業構造基本調査」

また、短時間女性労働者と一般女性労働者の1時間当たりの所定内給与額をみると、短時間女性労働者は891円となっており、一般女性労働者の1,203円と比べると、312円の差があります。

図表3-15 短時間女性労働者と一般女性労働者との比較(佐賀県)

	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	月間所定内実 労働時間 (時)	1時間当たり所 定内給与額 (円)	年間賞与その 他特別給与額 (千円)
短時間労働者(女性)	47.2	5.9	96.8	891	42.5
一般労働者(女性)	42.4	9.5	165	1,203	420.8

注) * 短時間女性労働者の月間所定内実労働時間は、月間実労働日数に1日当たり所定内実労働時間を乗じた時間。

* 「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「短時間労働者」を除いた労働者。

* 一般女性労働者の1時間当たり所定内給与額は、月間所定内給与額を月間所定内実労働時間で除した額。

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成27年)

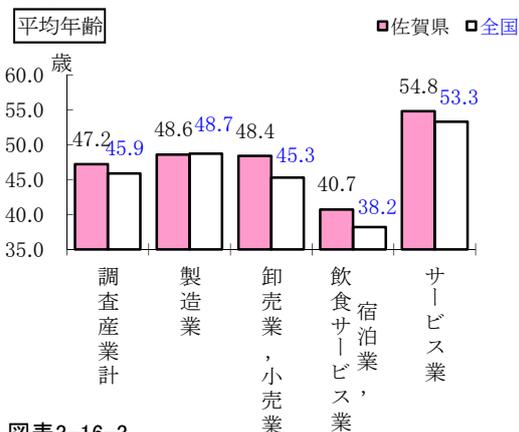
⑦女性短時間労働者

佐賀県の女性短時間労働者についてみると、平均年齢は47.2歳、平均勤続年数は5.9年、1日当たりの所定内実労働時間数は5.5時間となっています。

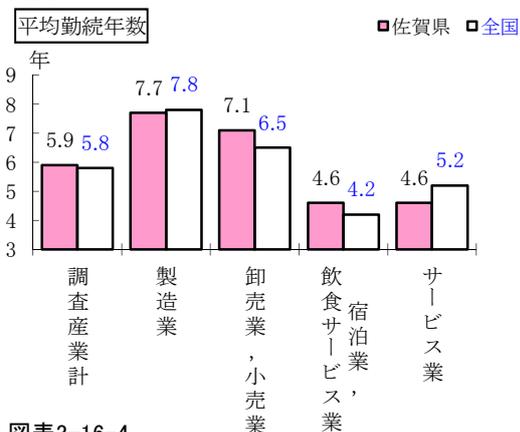
また、1時間当たり所定内給与額を全国と比較すると、佐賀県は891円で全国の1,032円を下回っています。

図表3-16 産業別短時間女性労働者(佐賀県・全国)

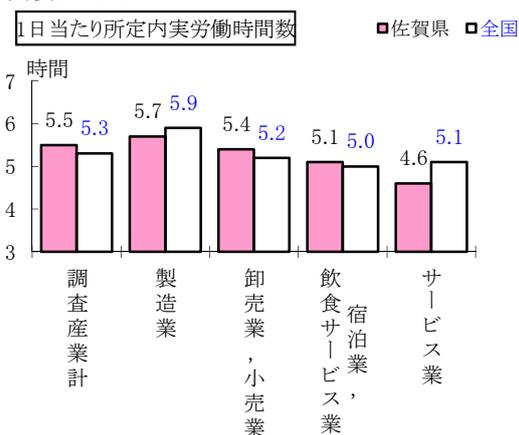
図表3-16-1



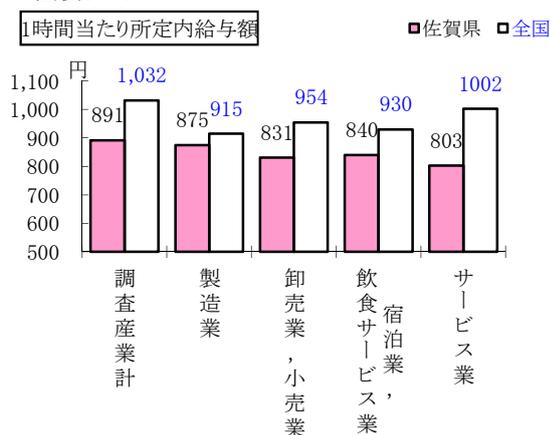
図表3-16-2



図表3-16-3



図表3-16-4

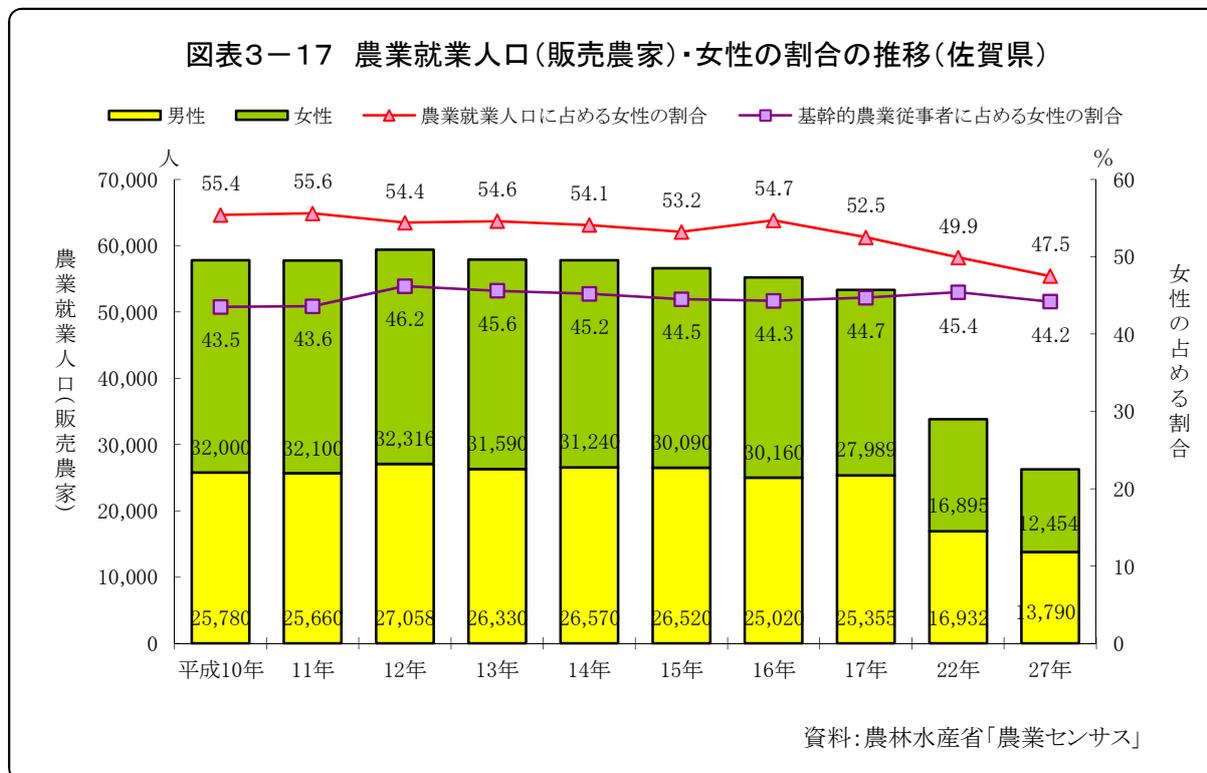


資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成27年)

⑧農林漁業従事者の状況

佐賀県の農業就業人口（販売農家）に占める女性の割合は近年50%前後で推移しており、このうち基幹的農業従事者は44.2%となっています。

※基幹的農業従事者とは・・・農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。



また、漁業就業者では23.3%、林業就業者では11.7%を女性が占めています。

図表3-18 農業・漁業・林業就業者割合(佐賀県)

	計 実数(人)	女性		男性	
		実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
農業就業人口(販売農家)	26,244	12,454	47.5	13,790	52.5
基幹的農業従事者	23,966	10,592	44.2	13,374	55.8
漁業就業者	4,260	991	23.3	3,269	76.7
林業就業者	571	67	11.7	504	88.3

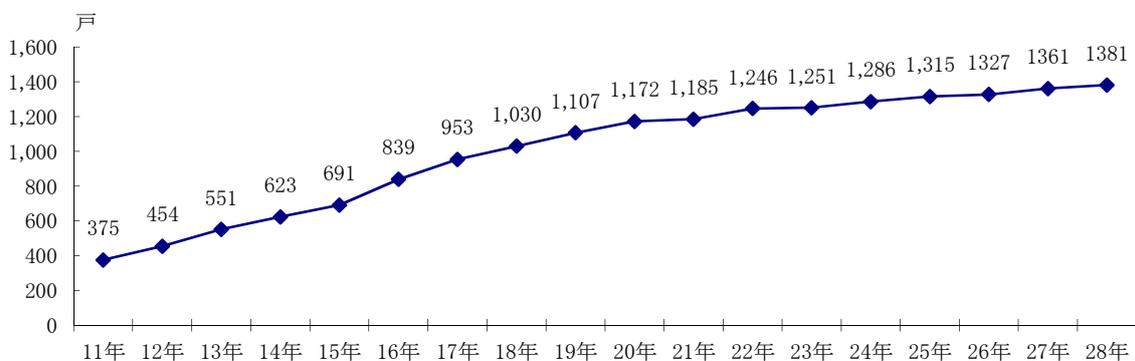
注) 販売農家は経営耕地面積が30アール以上または過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家
 注) 基幹的農業従事者は農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員
 注) 漁業就業者は満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者

資料: 農林水産省「農林業センサス」(平成27年)、「漁業センサス」(平成25年)
 総務省「国勢調査」(平成27年)

⑨家族経営協定等の状況

家族経営協定を締結している農家数は年々増加しており、平成28年で1,381戸となっており、パートナーシップ経営が徐々に広がっています。

図表3-19 家族経営協定締結数の推移(佐賀県)



注) パートナーシップ経営: 農業の場においては、家族経営が主体であり就業と生活の場が密接不可分であるという特徴があることから、生産・経営・生活に男女とりわけ夫婦が助け合いながら対等なパートナーとして農業経営に参画していること。

資料: 佐賀県農産課調べ(平成28年3月現在)

⑩農産加工への取組や女性起業数の状況

地域農産物を活用した農産加工への取組状況をみると、平成27年の81組織、616品目のうち、農村女性起業の組織数は72、品目数は591にのびります。

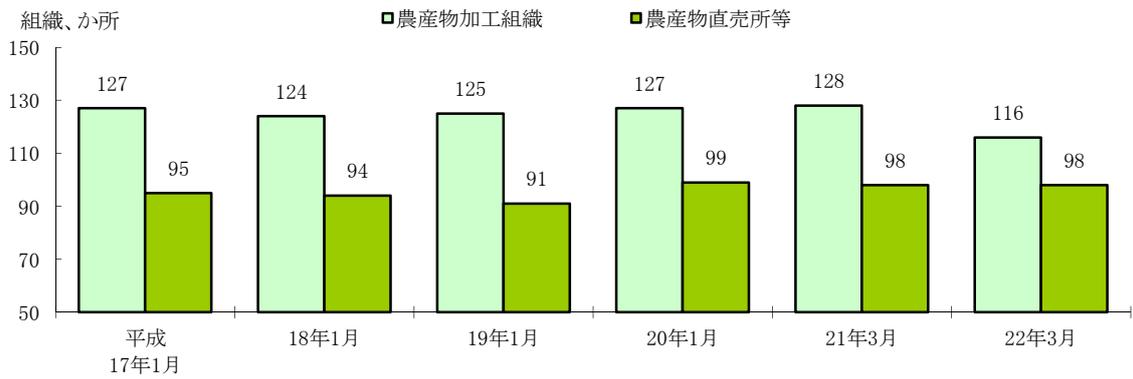
図表3-20 地域農産物を活用した農産加工への取組状況(佐賀県)

項目		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	27年/26年
農産加工組織数	組織数	92	91	88	81	92.0 %
	品目数	636	682	627	616	98.2 %
うち農村女性起業	組織数	85	84	77	72	93.5 %
	品目数	631	656	587	591	100.7 %

注) 農産加工組織数は平成27年11月現在、農村女性起業は平成28年3月現在

資料: 佐賀県生産者支援課、農産課調べ

図表3-21 農村女性組織起業数の推移(佐賀県)



資料:佐賀県農産課調べ

重点目標(7)政策・方針決定過程への女性の参画の推進

①女性議員の参画状況

佐賀県における女性議員の割合については、以前より全国割合を下回っています。また、市議会・町議会においても、女性議員は総数の10%に満たない値で推移しています。

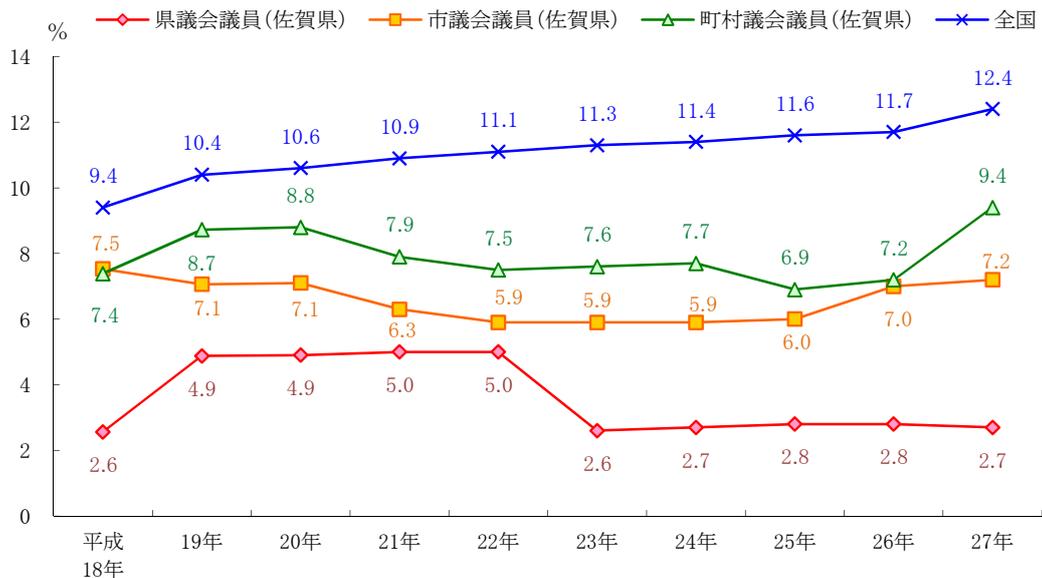
図表3-22 地方議会における女性議員の状況(佐賀県・全国)

	佐賀県												全国 女性議員の割合 (%)
	県議会			市議会			町議会			合計			
	総数 (人)	女性議員数 (人)	女性議員の割合 (%)										
平成15年	41	1	2.4	186	14	7.5	619	37	6.0	846	52	6.1	7.9
16年	40	1	2.5	184	15	8.2	614	38	6.2	838	54	6.4	8.1
17年	40	1	2.5	260	18	6.9	367	25	6.8	667	44	6.6	8.8
18年	39	1	2.6	279	21	7.5	203	15	7.4	521	37	7.1	9.4
19年	41	2	4.9	269	19	7.1	149	13	8.7	459	34	7.4	10.4
20年	41	2	4.9	268	19	7.1	148	13	8.8	457	34	7.4	10.6
21年	40	2	5.0	252	16	6.3	139	11	7.9	431	29	6.7	10.9
22年	40	2	5.0	239	14	5.9	133	10	7.5	412	26	6.3	11.1
23年	38	1	2.6	238	14	5.9	132	10	7.6	408	25	6.1	11.3
24年	37	1	2.7	236	14	5.9	130	10	7.7	403	25	6.2	11.4
25年	36	1	2.8	233	14	6.0	130	9	6.9	399	24	6.0	11.6
26年	36	1	2.8	228	16	7.0	125	9	7.2	389	26	6.7	11.7
27年	37	1	2.7	223	16	7.2	127	12	9.4	387	29	7.5	12.4

注)各年12月31日現在

資料:佐賀県選挙管理委員会調べ、総務省選挙部調べ

図表3-23 女性議員割合の推移(佐賀県・全国)



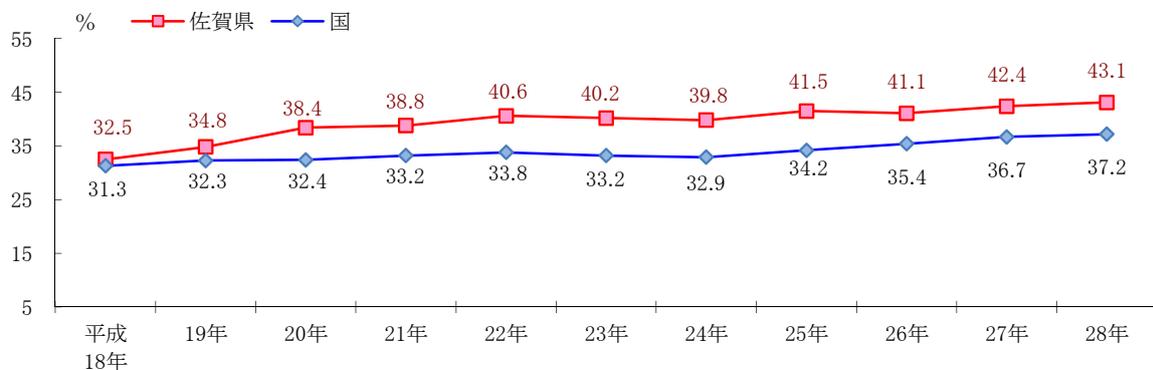
注)各年12月31日現在

資料:佐賀県選挙管理委員会調べ、総務省選挙部調べ

②県の審議会等における女性の参画状況

佐賀県の各種審議会等における女性委員の割合は年々増加傾向となっており、平成28年3月31日現在で43.1%となっています。

図表3-24 各種審議会等における女性委員の割合の推移(佐賀県・国)



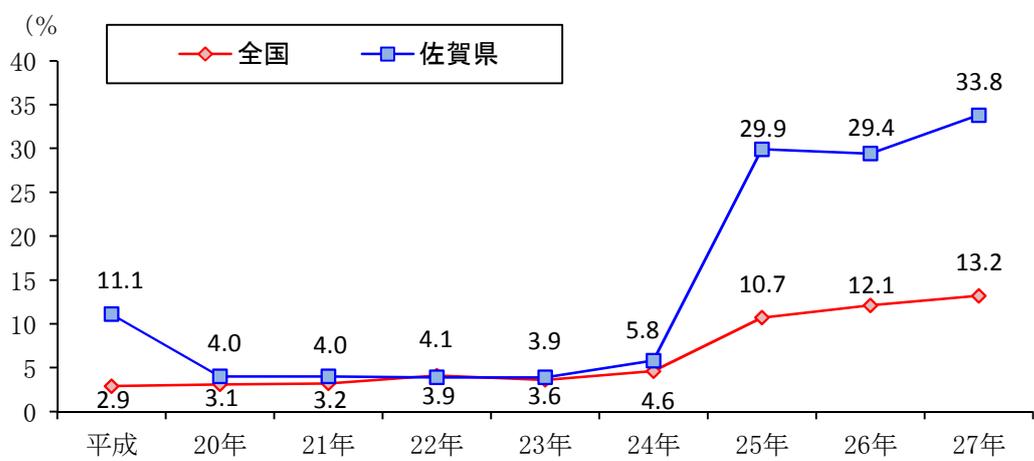
注) 国のデータについては、各年9月30日現在

注) 県のデータについては、各年3月31日現在

注) 平成18年以降は、法令等による職指定の委員を除いた数値

資料: 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課調べ

図表3-25 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



資料: 佐賀県男女参画・女性の活躍推進課調べ

③県・学校等における管理職への女性の参画状況

佐賀県の女性管理職（課長級以上）数は平成28年4月1日現在で32名で、管理職総数の7.3%となっています。

図表3-26 県の管理職の状況(佐賀県)

	管理職総数			女性管理職の内訳			
	(人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)	部局長 クラス (人)	次長クラス (人)	課長クラス (人)	
合計	441	32	7.3	1	5	26	
本庁	計	279	19	6.8	1	5	13
	知事部局	198	19	9.6	1	5	13
	教育委員会	20	0	0.0	0	0	0
	警察本部	61	0	0.0	0	0	0
現地機関	計	162	13	8.0	0	0	13
	知事部局	144	13	9.0	0	0	13
	教育委員会	8	0	0.0	0	0	0
	警察本部	10	0	0.0	0	0	0

注) 管理職員は課長級以上

注) 教育委員会には、小・中・高等学校の校長、教頭は含まない

資料: 佐賀県人事課、教育総務課、警察本部調べ(平成28年4月1日現在)

佐賀県職員の管理職割合は、年々上昇しているものの、国の掲げる目標値30%達成のめどは、まだ立っていません。

図表3-27 管理職数の推移(佐賀県)



資料: 佐賀県人事課、教育総務課、警察本部調べ(各年4月1日現在)

また、校長・教頭に占める女性の割合は小学校校長が19.5%と最も高くなっています。佐賀県の小学校の校長、中学校の校長・教頭及び高等学校の教頭に占める女性の割合は、全国平均を上回っています。

図表3-28 校長・教頭に占める女性の割合の推移(佐賀県・全国)

	小学校				中学校				高等学校				特別支援学校			
	校長		教頭		校長		教頭		校長		教頭		校長		教頭	
	数 (人)	割合 (%)														
平成17年度	37	22.2	50	28.4	2	2.2	10	9.9	1	2.2	1	1.5	0	0.0	1	7.7
18年度	35	21.0	49	27.7	3	3.3	10	9.8	1	2.2	2	3.1	1	14.3	0	0.0
19年度	35	21.1	47	26.6	5	5.4	11	10.6	1	2.2	1	1.5	1	12.5	0	0.0
20年度	31	21.5	49	27.8	8	8.6	9	8.9	1	2.2	2	3.1	1	12.5	1	6.7
21年度	29	17.6	45	25.7	8	8.6	9	8.6	1	2.3	3	5.1	1	12.5	1	6.7
22年度 (佐賀県)	29	18.0	42	24.4	8	8.6	8	7.6	2	4.4	2	3.5	1	12.5	2	11.8
(全国)	3,908	18.4	4,251	21.3	517	5.3	779	7.8	276	5.6	487	7.3	143	15.8	278	21.1
23年度 (佐賀県)	29	18.4	38	22.5	8	8.6	10	9.4	1	2.2	4	6.9	0	0.0	1	8.3
(全国)	3,880	18.5	4,203	21.3	531	5.5	804	8.1	273	5.6	476	7.2	159	17.4	278	21.0
24年度 (佐賀県)	32	20.3	38	22.5	7	7.6	10	9.6	2	4.4	3	5.2	0	0.0	1	8.3
(全国)	3,866	18.7	4,157	21.3	536	5.6	819	8.3	316	6.5	503	7.7	165	17.9	311	23.2
25年度 (佐賀県)	31	20.4	34	21.1	6	7.0	8	8.5	2	4.5	6	10.2	0	0.0	0	0.0
(全国)	3,805	18.6	4,089	21.3	557	5.9	806	8.2	327	6.8	502	7.8	183	19.4	332	24.4
26年度 (佐賀県)	32	21.2	31	19.1	6	7.0	12	12.8	2	4.5	7	12.3	1	12.5	0	0.0
(全国)	3,842	19.1	4,089	21.5	545	5.8	806	8.3	350	7.3	474	7.5	203	21.4	334	23.9
27年度 (佐賀県)	27	19.5	32	19.4	5	6.0	10	10.8	2	4.5	5	9.1	1	12.5	0	0.0
(全国)	3,813	19.1	4,186	22.3	571	6.1	848	8.7	367	7.7	501	8.0	224	23.1	336	23.5

注) 高等学校は全日制と定時制の計

資料: 文部科学省「学校基本調査報告書」(各年度5月1日現在)

④市町における管理職への女性の参画状況

佐賀県内の市町における女性管理職（課長級以上）は平成28年4月1日現在で79名（10.6%）となっています。

また、県内市町における管理職に占める女性の割合の推移をみると、平成19年以降、上昇傾向が続いています。

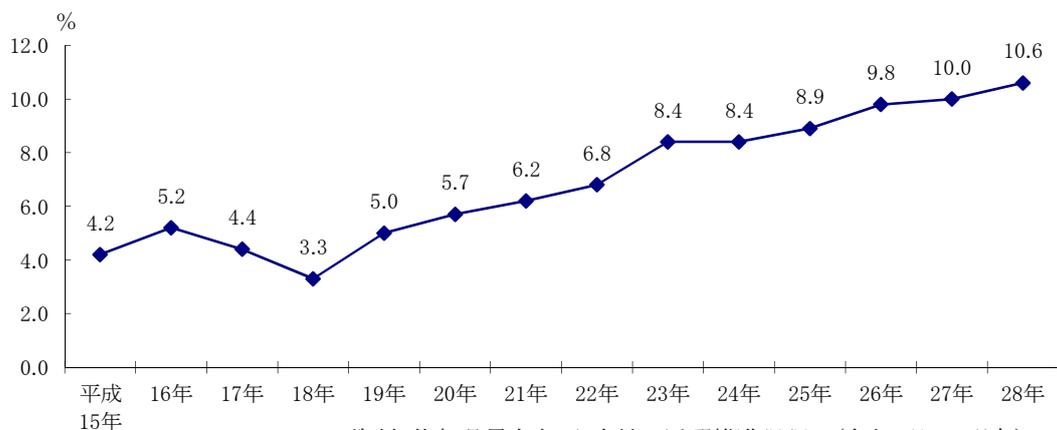
図表3-29 県内市町職員の管理職の状況(佐賀県)

	管理職総数			うち一般行政職		
	(人)	うち女性	女性の割合	(人)	うち女性	女性の割合
		(人)	(%)		(人)	(%)
市	570	66	11.6	500	49	9.8
町	177	13	7.3	159	10	6.3
計	747	79	10.6	659	59	9.0

資料:佐賀県男女参画・女性の活躍推進課調べ(平成28年4月1日現在)

県内市町における管理職割合は、平成18年から上昇に転じ、年々増加しています。

図表3-30 県内市町における管理職に占める女性の割合の推移



資料:佐賀県男女参画・女性の活躍推進課調べ(各年4月1日現在)

⑤農林業・水産業・商工業における政策・方針決定の場への女性参画状況

農業や漁業、商工業の分野における女性の参画状況は、農業委員9.2%、農業協同組合役員9.6%、商工会議所役員（連合会含む）3.8%、商工会役員（連合会含む）9.1%となっています。

また、漁業協同組合役員、中小企業団体中央会役員への女性の参画はなく、これらの分野における女性の参画状況は依然として低いのが現状です。

図表3-31 農林業・水産業・商工業における政策・方針決定の場への女性参画状況(佐賀県)

	役員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
農業委員	458	42	9.2
農業協同組合役員	156	15	9.6
漁業協同組合役員	58	0	0.0
商工会議所役員(連合会含む)	212	8	3.8
商工会役員(連合会含む)	462	42	9.1
中小企業団体中央会役員	27	0	0.0

注)平成27年4月1日現在(農業協同組合役員、漁業協同組合役員は、平成28年3月31日現在)

資料:佐賀県経営支援課、生産者支援課、農産課調べ

⑥公共的団体への女性の参画

公共的団体における女性役員の割合は、民生委員児童委員協議会の20.0%が最も高く、PTA連合会(県)社会福祉協議会(県)でも役員として女性が参画しています。

しかし、いずれの団体も県組織における女性の会長はいません。

図表3-32 公共的団体における女性参画状況(佐賀県)

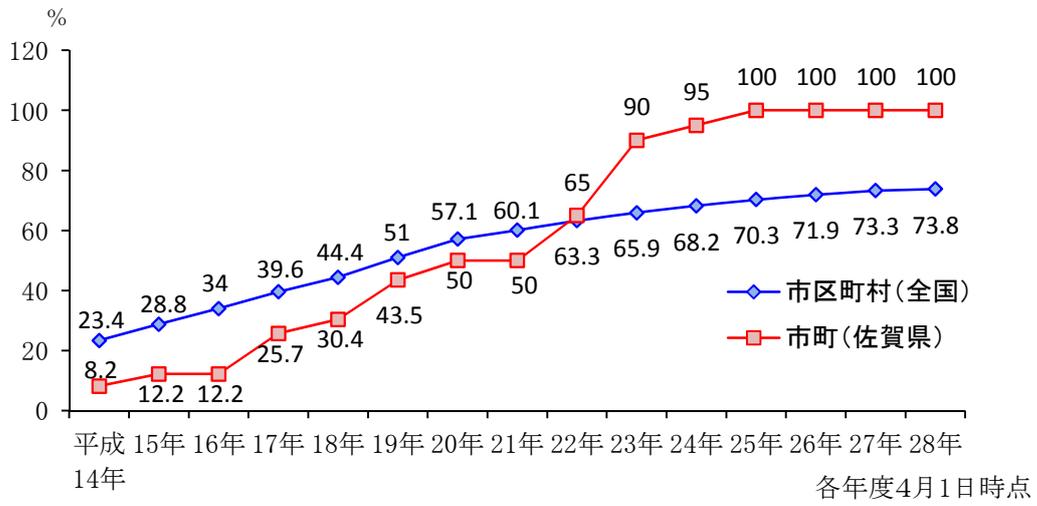
	役員総数			会長	
	(人)	うち女性 (人)	割合 (%)	(人)	うち女性 (人)
社会福祉協議会(県)	11	2	18.2	1	0
民生委員児童委員協議会(県)	20	4	20.0	1	0
老人クラブ連合会(県)	13	2	15.4	1	0
PTA連合会(県)	22	3	13.6	1	0
子ども会連合会(県)	16	1	6.3	1	0
公民館連合会(県)	11	1	9.1	1	0
公民館館長 ※	123	10	8.1	—	—

注)平成28年4月1日現在

※実館長数

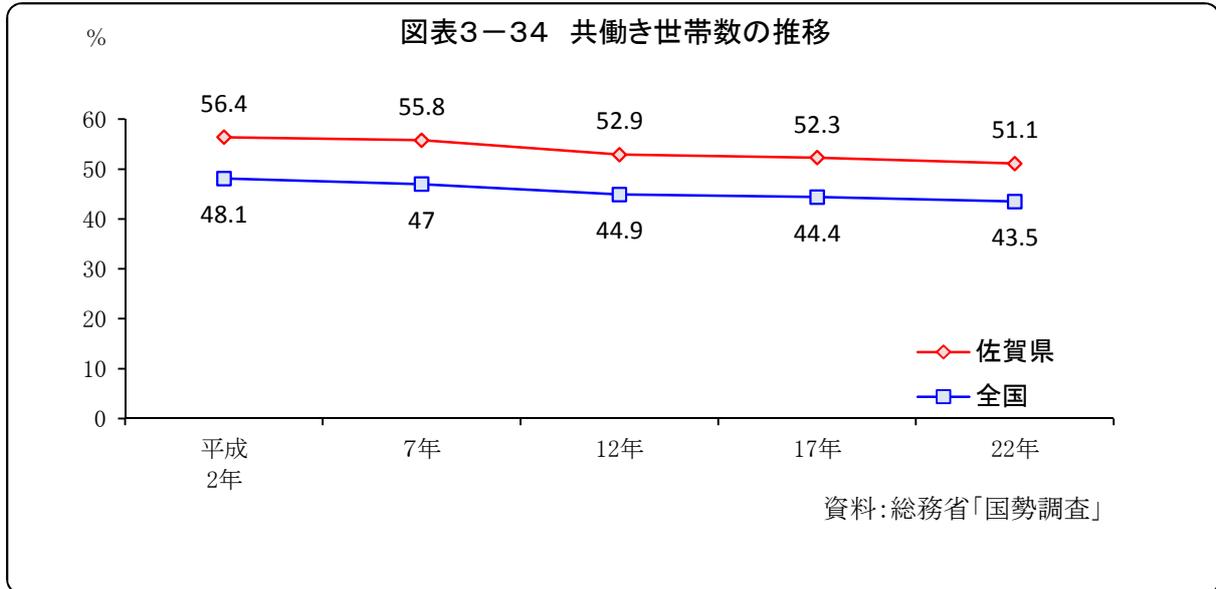
資料:佐賀県まなび課、福祉課、長寿社会課、学校教育課調べ

図表3-33 市町における男女共同参画計画策定割合の推移



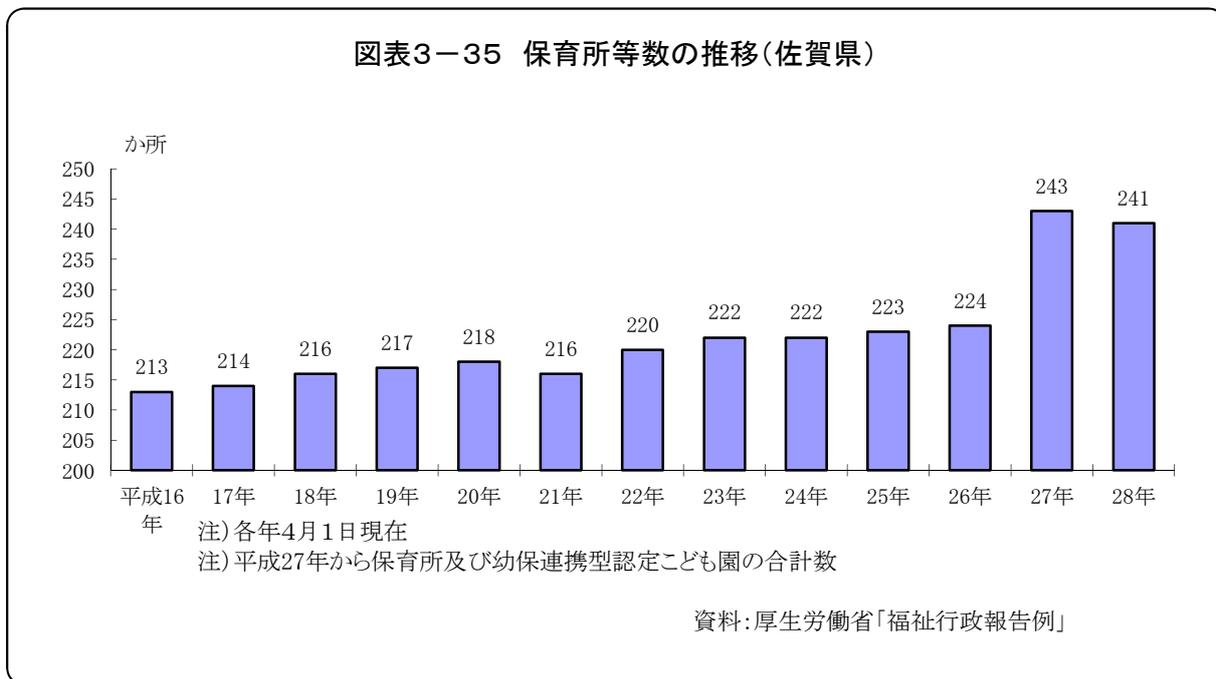
重点目標(8)仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

共働き世帯数は、佐賀県は全国に比べ高い数値を示しています。また、佐賀県・全国ともに、微減傾向にあります。



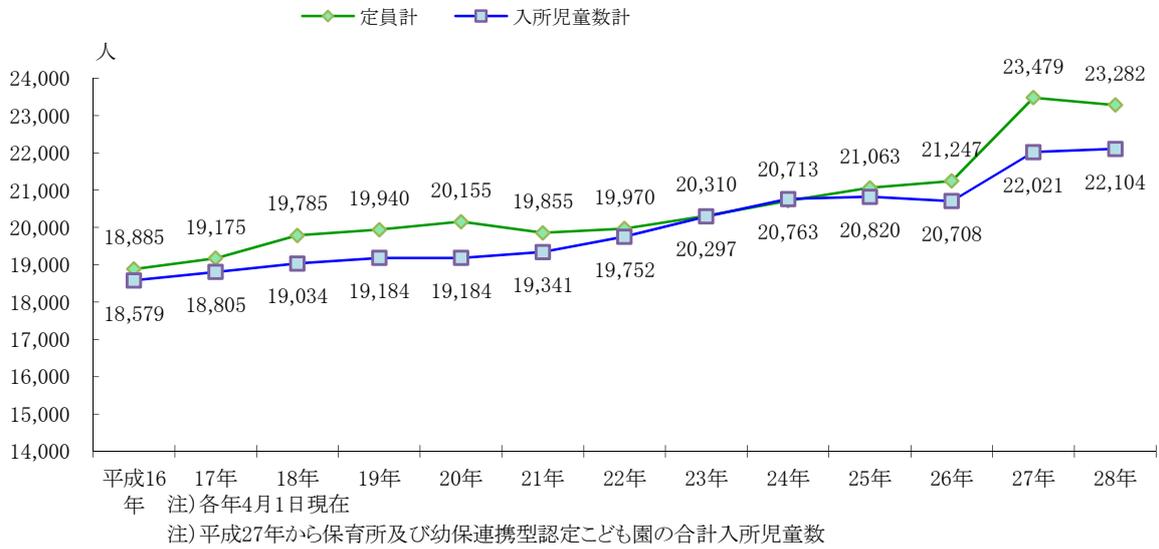
①保育所等数と入所児童数

保育所等入所児童数は、0歳～2歳の乳児を中心に年々増加しています。保育所等には、幼保連携型認定こども園を含みます。(平成27年度～)



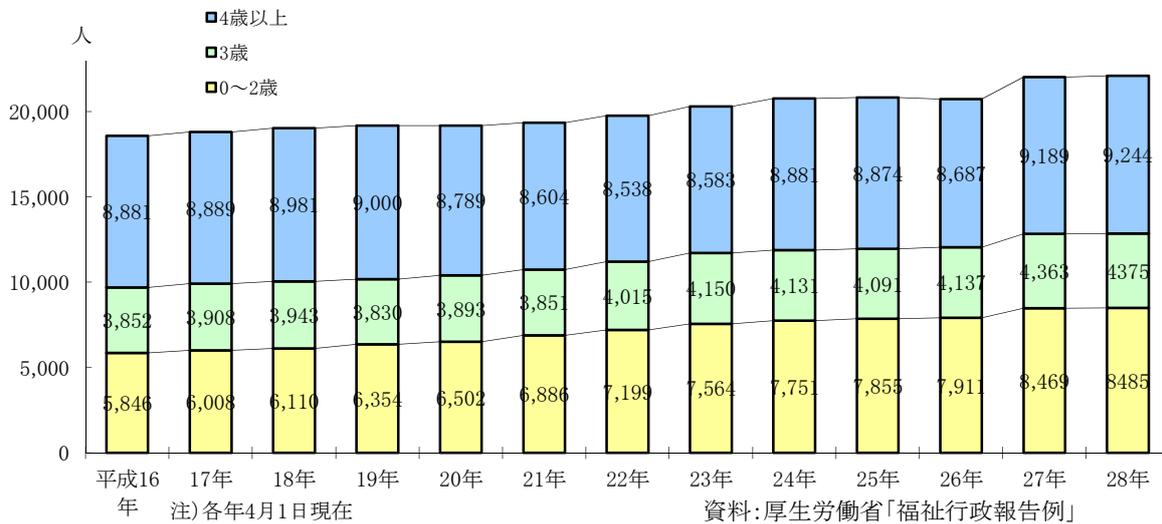
佐賀県内の保育所等においては、年々児童数が増加しているものの、入所児童数を超える定員が設定されています。

図表3-36 保育所等入所定員と入所児童数(佐賀県)



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

図表3-37 保育所等入所児童年齢別推移(佐賀県)



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

②家事関連時間の状況

佐賀県の女性の家事関連時間をみると、有業者は188分、無業者は228分、総数では196分となっています。

また、男性の家事関連時間は、有業者は31分、無業者は50分、総数では66分となっており、女性と比べると著しく短い時間となっている状況です。

図表3-38 1日の行動時間(佐賀県・全国)

(単位:分)

			家事関連時間					1次活動	2次活動	3次活動
			家事	介護・看護	育児	買い物	計			
女性	佐賀県	総数	144	4	17	31	196	642	429	369
		有業者	138	4	15	31	188	609	545	287
		無業者	168	5	22	33	228	677	297	466
	全国	総数	152	5	23	35	215	646	417	376
		有業者	130	3	17	32	182	620	517	303
		無業者	191	7	31	40	269	671	315	454
男性	佐賀県	総数	15	2	4	13	34	638	392	410
		有業者	11	2	6	12	31	619	492	329
		無業者	29	4	0	17	50	680	154	605
	全国	総数	18	2	5	17	42	633	409	398
		有業者	11	1	7	15	34	611	506	323
		無業者	38	4	2	22	66	683	163	594

注) 15歳以上、週全体の平均時間

1次活動とは、睡眠・食事など生理的に必要な活動

2次活動とは、仕事・家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動

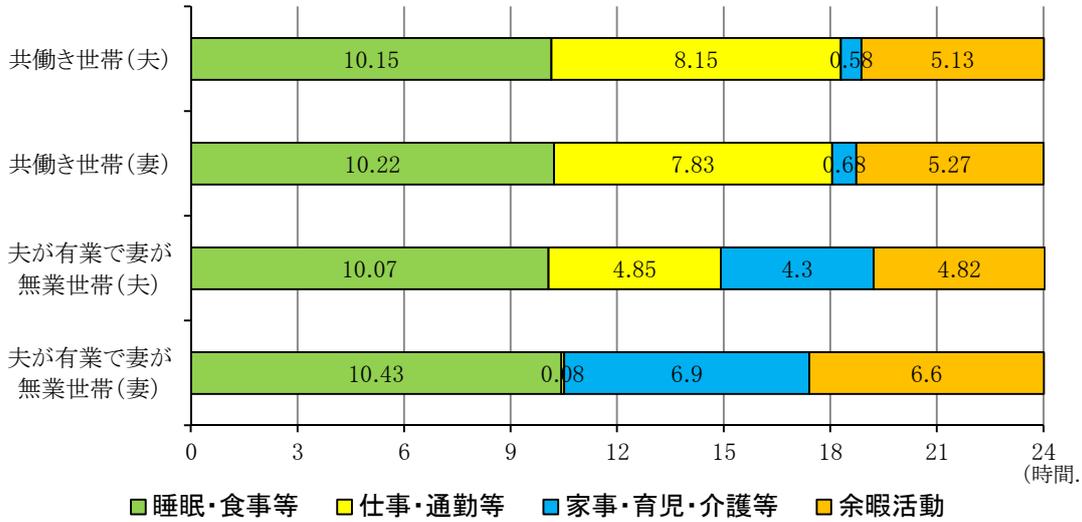
3次活動とは、余暇活動など

また、家事関連時間とは、2次活動のうち「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の時間

資料:総務省「平成23年社会生活基本調査」(第2表)

妻の職業の有無にかかわらず、家事に占める時間割合は妻が大きくなっています。

図表3-39 夫婦の生活時間



資料:総務省「平成23年度社会生活基本調査」

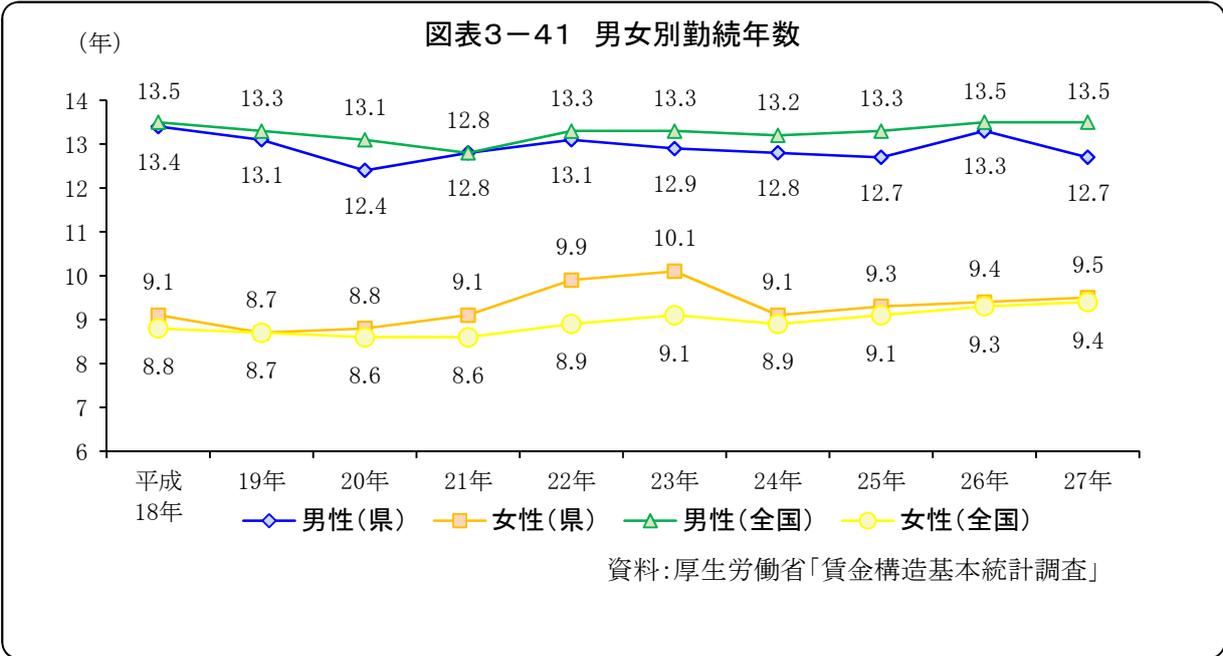
③労働時間

佐賀県の常用労働者規模30人以上の事業所における労働者1人当たりの年間総実労働時間は、平成27年で1,879時間となっており、全国平均の1,784時間と比べると95時間長くなっています。

図表3-40 労働者1人当たり年間総実労働時間(佐賀県・全国)

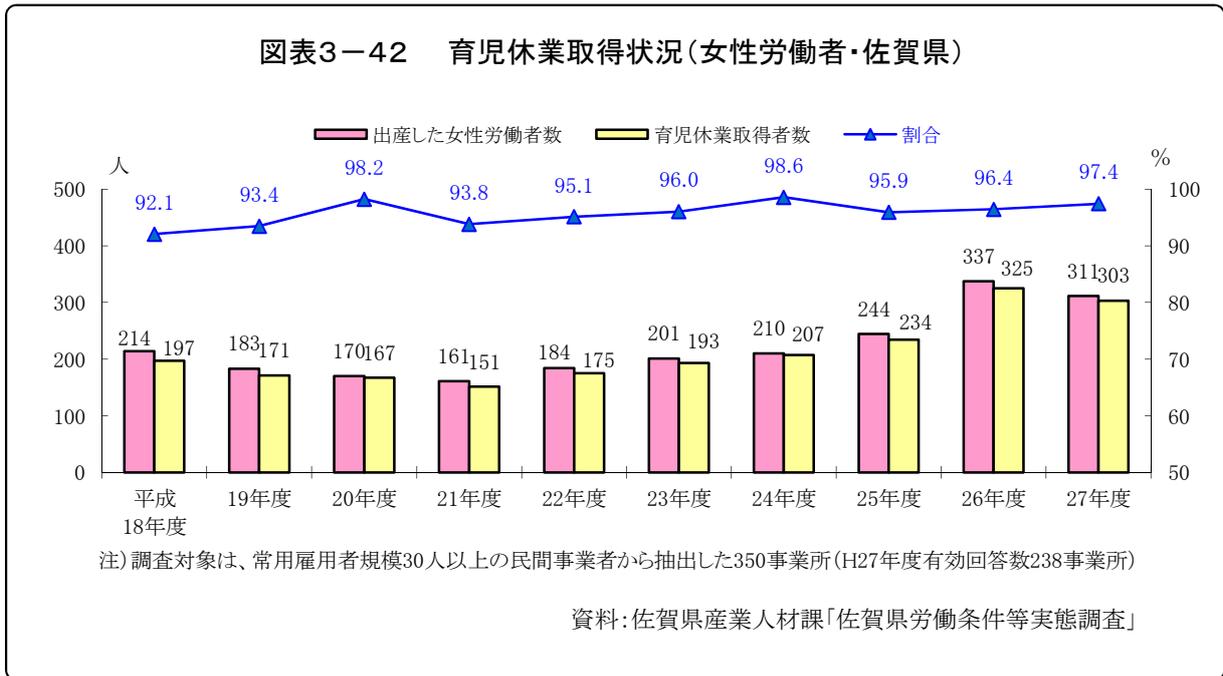


資料:厚生労働省「毎月勤労統計調査」



④育児休業の取得状況

最近では、95%を超える女性労働者が育児休業を取得しています。



一方、男性の育児休業の取得者は極めて少ない状況です。平成27年度佐賀県労働条件等実態調査によると、育児休業を取得した男性労働者は、434名中5名（1.2%）となっています。

図表3-43 育児休業取得状況(男性労働者・佐賀県)

調査年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
配偶者が出産した男性労働者の数	347	229	216	463	326	410	336	391	260	434
うち育児休業取得者	0	0	0	0	1	2	2	4	3	5
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.5%	0.6%	1.0%	1.2%	1.2%

注) 調査対象は、常用雇用者規模30人以上の民間事業者から抽出した350事業所(H27年度有効回答数238事業所)

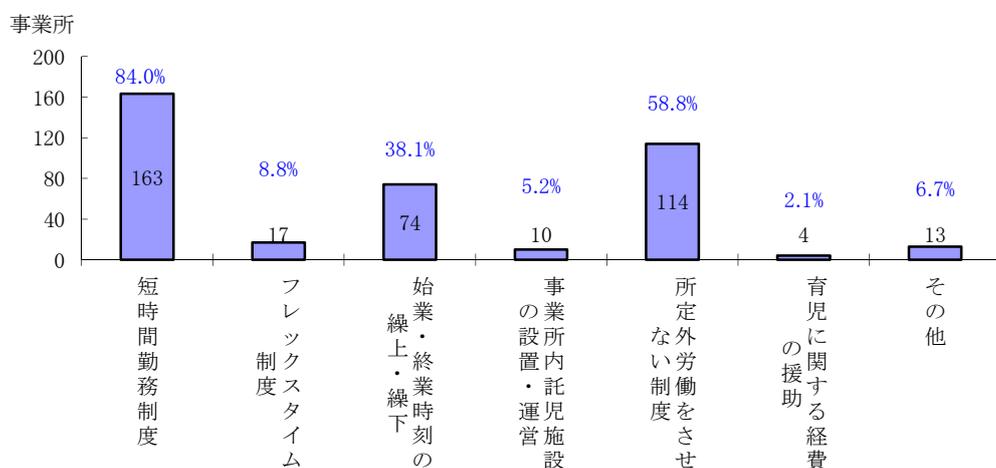
資料:佐賀県産業人材課「平成27年度佐賀県労働条件等実態調査」

⑤仕事と子育ての両立支援制度の設置状況

育児休業制度があるまたは慣行として実施しているのは231事業所で、そのうち産後休暇または育児休業復職した後の労働者に対する仕事と子育ての両立支援制度を設置しているのは、194事業所（84.0%）となっています。

その内容についてみると、「短時間勤務制度」が163事業所（84.0%）と高い一方、「育児に関する経費の援助」は4事業所（2.1%）と低くなっています。

図表3-44 仕事と子育ての両立支援制度の設置状況(佐賀県)



資料:佐賀県産業人材課「平成27年度佐賀県労働条件等実態調査」

⑥保育内容の充実状況

近年の社会情勢の変化による保育ニーズに対応するため、特別保育サービスの充実が進められています。

図表3-45 特別保育サービス事業等の実施状況の推移(佐賀県)

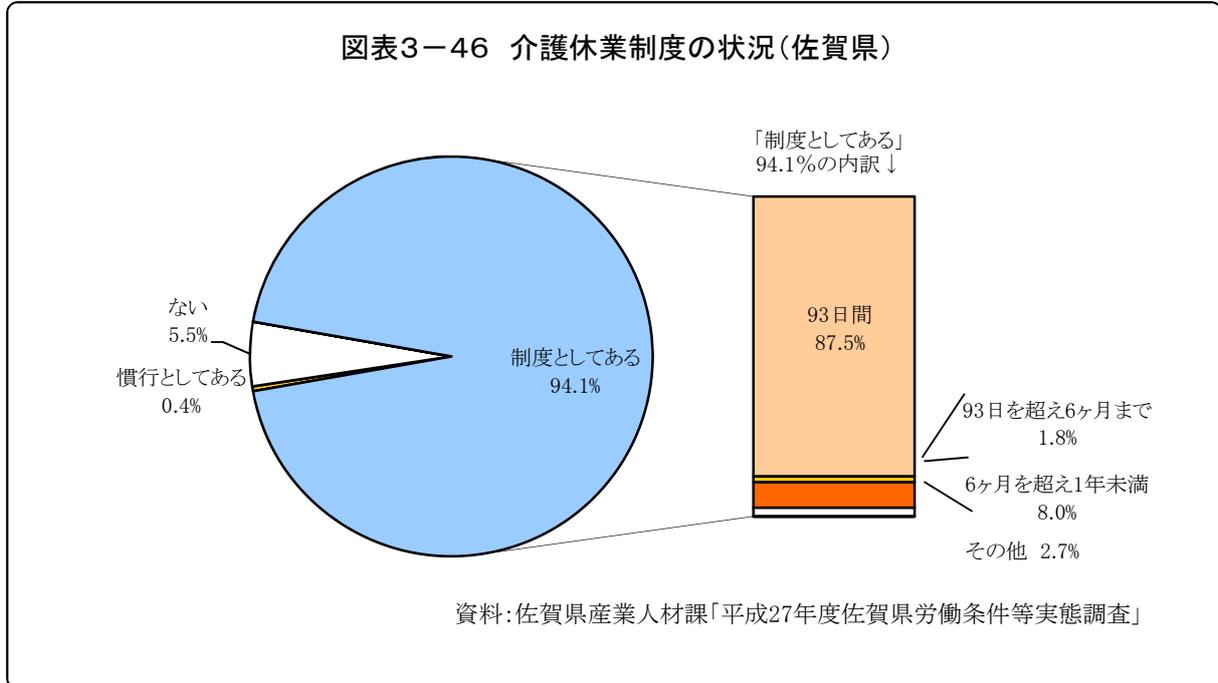
特別保育サービス事業	内容	単位	施設整備数							
			平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
延長保育	仕事と子育てのニーズに対応するため、保育所及び認定こども園での11時間を越えた延長保育を行う事業	施設	204	203	202	203	211	212	215	214
一時預かり	突発的な事情や社会参加、また保護者の心理・身体的負担軽減のために、保育所等において一時的に保育を行う事業	施設	122	81	80	89	88	78	83	150
病児・病後児保育	保育所へ通所中の児童等が病気や病気の回復期において、自宅での養育を余儀なくされる期間、当該児童を病院等に付設された施設等において一時的に預かる事業	施設	5	5	5	5	5	5	5	11
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後児童クラブを設置し、放課後児童健全育成の向上を図る事業	クラブ	171	176	197	198	201	205	213	228
地域子育て支援拠点	乳幼児およびその他保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	施設	34	35	37	32	42	45	46	53
障害児保育	保育所及び認定こども園(幼稚園型を除く)における障害児の受け入れを推進する事業	施設	218	217	未集計	220	107	102	105	111
休日保育	仕事と子育ての両立等を総合的に支援するため、休日に保育を実施する事業	施設	11	10	9	11	10	10	9	9

資料:佐賀県こども未来課調べ

⑦介護の状況

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は224事業所（94.1%）、慣行で実施している事業所は1事業所（0.4%）となっています。

また、介護休業制度を就業規則等に定めている224事業所において、介護休業を取得できる期間についてみると、「93日間」が最も多く87.5%を占めています。



また、県の要介護(要支援)の認定者割合は、男性は27.8%で全国の30.8%に比べて男性の割合が低くなっています。全国的に女性の要介護者(要支援者)が多いことが分かります。

図表3-47 要介護(要支援)認定者数について(佐賀県・全国)

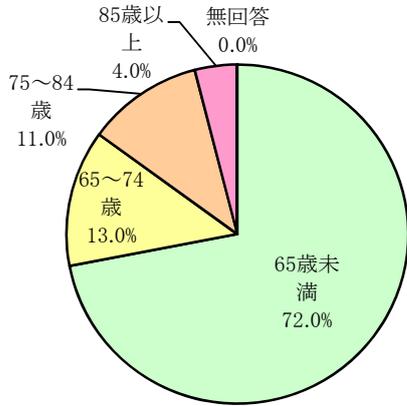
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計(割合)
佐賀県	男性	1,919	1,654	3,010	2,038	1,748	1,184	787	12340 (27.8%)
	女性	5,232	4,921	7,087	4,682	4,062	3,360	2,783	32127 (72.2%)
全国	男性	260,162	227,107	377,514	361,445	262,280	214,573	164,207	1867288 (30.8%)
	女性	611,189	610,551	792,968	698,186	527,594	511,778	438,534	4190800 (69.2%)

※保険者が国民健康保険団体連合会に提出する受給者台帳を基にしたものであり、提出後に要介護度が遡って変更になる場合がある。

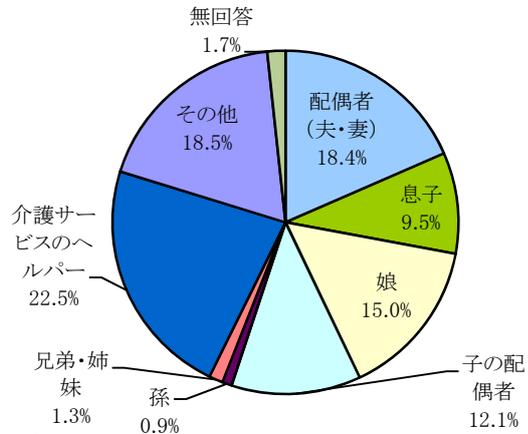
資料:厚生労働省「平成26年度介護保険事業状況報告」

図表3-48 介護者の状況(佐賀県)

図表3-48-1 介護者の年齢

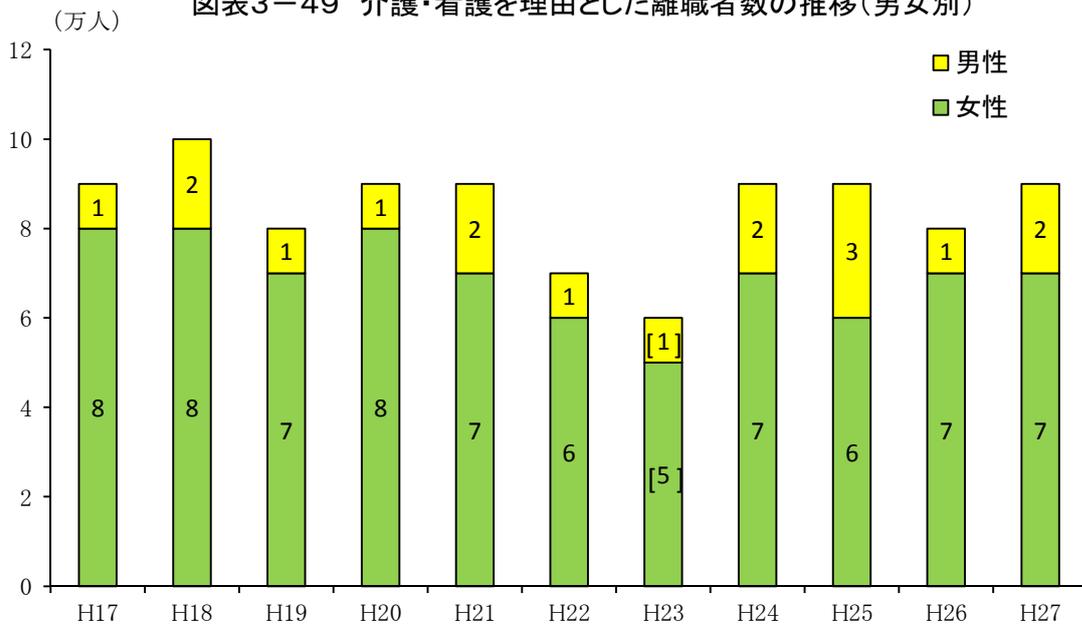


図表3-48-2 主な介護者



資料:佐賀県長寿社会課「佐賀県高齢者要望等実態調査」(平成25年度)

図表3-49 介護・看護を理由とした離職者数の推移(男女別)



注)前職が非農林業雇用者で過去1年間の離職者

平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料:総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。

Ⅲ 佐賀県の男女共同参画関連施策の概要

基本方向1 男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標（1）男女共同参画の意識の形成

（単位：千円）

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		（2月補正後）	（当初）	
広報ガイドラインに基づく表現	国が策定する男女共同参画の視点からの広報ガイドラインに基づき公的機関の発行する広報・出版物について、性別に基づく固定観念にとらわれない表現とする。	—	—	全部局
「県民だより」等による広報事業	県内全世帯へ配布される「県民だより」等を活用して、男女共同参画社会づくりの意識啓発を図る。	63,605	66,084	広報広聴課
セクハラ相談員の設置	各所属に相談員（所属長及び所属長が指定する職員）を配置し、苦情相談に対応できる体制を整備する。	—	—	人事課
「特定事業主行動計画」の推進	県が一事業所として率先して仕事と家庭・地域生活の両立がしやすい職場を目指す行動計画に基づき、環境整備を進める。	—	—	
広報・学習相談事業	県内の生涯学習センターや公民館等で実施される男女共同参画の視点を取り入れた講座等の情報を収集し、県民に提供するとともに、その学習・相談に応じる。	4,745	3,991	まなび課、 生涯学習センター
男女共同参画週間の広報・啓発	男女共同参画社会基本法の公布・施行日（平成11年6月23日）を踏まえて定められた男女共同参画週間（6/23～6/29）において、広報紙「アバンセNOW」や「県民だより」等を活用し、啓発の推進を図るとともに県民への周知を行う。	—	—	男女参画・女性の 活躍推進課
基本計画の普及・啓発	「第4次男女共同参画基本計画」の普及・啓発を図るためにセミナーを開催するとともに、計画を着実に遂行するため、県民や企業等へ男女共同参画の実現に向けた協力等を要請する。	—	—	
男女共同参画推進審議会の開催	有識者や公募により委員を構成し、男女共同参画基本計画の推進状況の検証、確認、現状の把握、分析をしてもらい、年次報告として公表する。また、男女共同参画施策の推進に関して必要な事項については、意見を聞くなど、連携をとりながら施策を推進する。	—	—	
県職員の男女平等意識の向上	県職員の男女共同参画に関する理解を深め、意識啓発を図るため、研修を行う。 ・男女共同参画推進員研修 等	—	—	
市町男女共同参画行政主管課長会議の開催	会議を通じて男女共同参画に関する情報を提供し、市町における取組の推進を支援する。	—	—	
「男女共同参画の現状と施策」の作成・公表	男女共同参画に関する施策の推進状況等を把握し、県民に報告するとともに、市町及び庁内各課の事業の指針とする。	—	—	
男女共同参画推進リーダー研修の開催	県内各地域で男女共同参画社会についての意識形成を推進する男女共同参画の正しい理解・認識を浸透させることを目的に研修を開催する	—	—	

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	74,339	74,446	男女参画・女性の活躍推進課
情報提供事業「アバンセNOW」の発行ほか	男女共同参画センター及び男女参画・県民協働課の事業等を効果的にPRし、施設の利用促進を図るため、「アバンセNOW」を発行する。また、行政施策等についての情報提供を通じて、男女共同参画社会についての県民の理解を深める。			(男女共同参画センター)
図書資料等整備事業	女性の精神的、経済的自立と活動及び県民の生涯学習を支援する情報源としての図書資料を利用者に迅速に提供する。			
企画相談・コーディネート等	市町担当者、企業、民間団体、個人等からの男女共同参画に関する企画の相談に応じ、コーディネートすることにより地域での男女共同参画推進の拡がりを支援していく。			
男女共同参画出前講座	地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体（県民）を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。			
男女共同参画週間記念フォーラム	男女共同参画社会の推進を図ることを目的に男女共同参画週間の期間中にフォーラムを開催する。			
市町男女共同参画課担当職員研修（管理職・担当職員）	男女共同参画の行政担当者に、男女共同参画に関する基本的認識を促すとともに住民一般への啓発普及を促進する。			
男女共同参画作品募集	男女共同参画をテーマにした作品（川柳・ポスター）を募集し、優れた作品を県内で巡回展示して、男女共同参画社会形成の推進をめざす。			
男女共同参画センター会議等への参加	男女共同参画センター等が互いの課題を共有、検討することにより複雑多様化するニーズに対応する事業展開を図るとともに、各センター間の連携を深める。			
専門課題調査研究事業	男女共同参画を推進していくうえで生じる課題の解決に向けて、調査研究を行う。			
男性の家事参画講座	男性を対象に、家事への積極的な関わりを促す講座を実施し、男性の自主的な家事参画の気運を高め、男女共同参画社会の実現を図る。			
学生への意識啓発事業	大学、短期大学の学生に対し、キャリアアップ等について講演会を開催し、就職する前に意識の啓発を図る。			
男女共同参画関連イベント情報提供事業	市町や民間団体が実施する男女共同参画イベントの情報を収集し、機関誌等で広く情報を提供する。			
県民向け講演会	○女性に対する暴力防止講演会 DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、県民を対象とした講演会を開催する。			(DV総合対策センター)

注 予算額が「－」のものは、予算措置がない事業（0予算事業）である。以下同じ。

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
県民向け講演会	○女性に対する暴力防止講演会 DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、県民を対象とした講演会を開催する。			(DV総合対策センター)

注 予算額が「-」のものは、予算措置がない事業（0予算事業）である。以下同じ。

重点目標（２）幼少期からの男女共同参画の意識形成

（単位：千円）

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		（2月補正後）	（当初）	
生涯学習の充実	知事部局・教育委員会・関係団体等が相互に連携協力しながら、総合的な生涯学習の推進を図るための学習情報・学習機会を提供する。	6,080	6,277	
広報・学習相談事業（再掲）	県内の生涯学習センターや公民館等で実施される男女共同参画の視点を取り入れた講座等の情報を収集し、県民に提供するとともに、その学習・相談に応じる。	4,745	3,991	まなび課、 生涯学習センター
社会教育関係者に対する研修事業	社会教育関係者を対象にした研修等において、男女共同参画の視点に配慮した講座や学習プログラムの企画立案等を行うよう働きかける。	2,440	1,835	
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業（再掲）	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	74,339	74,446	男女参画・女性の活躍推進課
男女共同参画作品募集（再掲）	男女共同参画をテーマにした作品を募集し、優れた作品を県内で巡回展示して、男女共同参画社会形成の推進をめざす。			（男女共同参画センター）
高校・大学生向けDV未然防止教育事業	県内高等学校及び大学等の生徒・学生を対象に、各学校において、交際間における暴力（デートDV）を未然に防止するための講演を実施する。			
中学生向け予防教育事業	県内中学校の生徒を対象に、各学年の発達段階に応じ、命の教育、暴力の予防、性感染症予防などについての授業を実施する。			（DV総合対策センター）
小学生向け予防教育事業	県内の小学校高学年の生徒を対象に、命の教育、暴力の予防などについての授業を実施する。			
保育士や幼稚園教諭、認定こども園保育教諭の研修	保育の実施に際して、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮すること等が盛り込まれた保育所保育指針等に則った研修が行われるよう支援する。	3,968	4,000	こども未来課
青少年にとってより良い社会の環境づくり事業	青少年を取り巻く有害な環境の浄化を促進するため、関係業界への自粛、自製の協力要請を強化するとともに、啓発活動を積極的に行い、地域の団体、住民などによる活動を推進し、支援を行う。	963	1,224	
新規採用教職員研修（教育振興課主催の新規採用教職員開校式にて実施）	服務関係を中心とした研修の中で、ハラスメントの防止についての講義及び育児休暇等の男性職員の取得促進について講義を行う。	268	—	教職員課
学校におけるハラスメント相談員等の設置	各学校に相談員（学校長）及び相談窓口担当者（学校長が指定する職員）を配置し、苦情相談に対応できる体制を整備する。	—	—	
新規管理職研修	県立学校の新任校長・教頭等の研修の中で、セクシャルハラスメントの防止について講話を実施する。	11	14	教職員課、 教育センター
幼稚園新規採用教員研修事業	幼稚園新規採用教員を対象に、専門的な知識及び実践的な保育技術を身につけさせることを目的に実施。子育てに対する男女共同参画の意識啓発という視点での講話を実施する。	628	1,158	学校教育課

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
幼稚園教諭、保育教諭、保育士等を対象とした研修会	発達段階に応じた教材や指導方法等の向上を図るため、講義や実践発表並び指導案作成等について研修し、指導者としての資質向上を図る。	94	89	学校教育課
管理職を対象とした研修会	幼稚園の管理職を対象とした研修会において男女共同参画や性別役割分担意識解消に関する指導を行う。	136	41	
性に関する指導支援事業	県立学校及び市町立の学校で実施される講演会等に性に関する指導に造詣の深い講師を派遣し、性に関する指導の充実を図る。	873	1,230	保健体育課

基本方向2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

重点目標（3）男女間のあらゆる暴力の根絶

（単位：千円）

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		（2月補正後）	（当初）	
セクシュアル・ハラスメント防止の取組支援	教育等の場において、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進められるよう支援を行う。このほか、請負形態など直接雇用関係にない労働や社会福祉関係等の場においても、今後取組が進められるよう支援を行う。	—	—	全部局
県民総合相談・情報提供事業	県民総合相談・情報提供窓口「さが元気ひろば」を設置し、女性のための各種の情報を提供する。	15,850	15,710	広報広聴課
通年啓発事業	さまざまな人権問題の解決に向けた啓発パンフレットの作成・配布や啓発パネル・ビデオの貸出を行う。	355	255	人権・同和対策課
人権週間事業	県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権意識の普及高揚を図るため、「ふれあい人権フェスタ」を開催する。	1,577	3,744	
高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止について関係機関及び一般県民に対する広報・啓発に努めるとともに、関係機関への研修事業を実施することにより、虐待のない地域づくりに向けた取組を推進する。	796	785	長寿社会課
DV総合対策センター事業	女性に対する暴力被害者支援関係機関が連携を強化し、被害者支援の円滑化に資するとともに、中長期的課題について検討を加え、女性に対する暴力の被害者支援及び根絶のために、それぞれの機関・団体が行う事業の総合調整機能を果たすDV総合対策センター機能の充実・強化を図る。	3,115	3,680	男女参画・女性の活躍推進課
DV総合対策会議	男女間のあらゆる暴力について、被害者への支援体制の強化及び暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定するため、佐賀県DV総合対策会議を開催する。	/	/	(DV総合対策センター)
DV被害者支援市町連携会議	市町及び関係機関の連携強化とDV対策のさらなる充実を図るため、DV被害者支援市町連携会議を開催する。	/	/	
配偶者暴力防止法関係機関連絡会	DV防止法の関係機関同士の連携を強化し、被害者支援における共通認識を持つための情報交換の場として配偶者暴力防止法関係機関連絡会を開催する。	/	/	
県内DV被害者支援民間団体等の活動支援	地域におけるDV被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の広がりを支援するため、県内でDV被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行う。	/	/	
DV関係機関実務者等研修	DV被害者支援に携わる相談員等の支援スキルの向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施する。	/	/	
市町DV出張研修	住民に最も身近な行政機関である市町の職員に、DV被害者の心理や加害者対応などDVに対する認識を深めてもらうため、市町の希望に応じ、出張研修を実施する。	/	/	
高校・大学生向けDV未然防止教育事業（再掲）	県内高等学校及び大学等の生徒・学生を対象に、各学校において、交際間における暴力（デートDV）を未然に防止するための講演を実施する。	/	/	
中学生向け予防教育事業（再掲）	県内中学校の生徒を対象に、各学年の発達段階に応じ、命の教育、暴力の予防、性感染症予防などについての授業を実施する。	/	/	

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
小学生向け予防教育事業（再掲）	県内の小学校高学年の生徒を対象に、命の教育、暴力の予防などについての授業を実施する。			(DV総合対策センター)
県民向け講演会（再掲）	県民にDVについての理解を深めてもらい、DVの根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため、県民を対象とした講演会を開催する。 DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、県民を対象とした講演会を開催する			
DV防止啓発展示	DVをはじめとする女性に対する暴力についての理解を深めてもらうため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、啓発パネル等を展示する。			
DV未然防止教育事業等でのアンケートの実施、分析	DV未然防止教育事業及び予防教育事業の実施前後に、生徒・学生に対するアンケートを行い、結果を分析することで、教育効果を把握するとともに、より予防効果の高い教育プログラムへの改善に役立てる。			
女性のための総合相談事業	家庭や職場、地域でのあらゆる問題について、相談者の問題解決を電話や面接により支援する。			
女性のための法律相談	DV、離婚、親権、セクハラ、金銭問題など女性が抱える問題について、法律の専門家（女性弁護士）が面接相談に応じ、相談者の問題解決を支援する。			
女性のためのこころの相談	様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士が面接相談に応じ、相談者の心のケアを図る。			
DV対策強化事業	潜在化しているDV相談等の掘り起しや、DV等被害者を中心に置いた支援の仕組みをつくり、被害者等の早期発見及び支援並びに被害者等の状況にあった、よりきめ細やかな支援を行うことにより、DV対策の強化を図る。	18,020	18,819	男女参画・女性の活躍推進課
女性のための市町巡回相談	相談窓口未設置の市町に対し、定期的に女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じる。 相談窓口設置済みの市町に対し、重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場合等に、相談員を派遣し、市町の相談員への助言を行う。			(DV総合対策センター)
性暴力被害者支援事業	犯罪被害の中でも、特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者を、急性期から回復に至るまでの中長期的な支援スキームの開発・実証を行う。			
児童・生徒に対するDVの発見・支援事業	平成24年度に策定した「児童・生徒に対するDVの発見・支援プログラム」を県内小中学校での活用を促すために、教育事務所単位での各学校の養護教諭や生徒指導担当教諭等を対象とした研修会を実施する。			
男性のための電話相談	男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性臨床心理士が電話相談に応じ、相談者の心のケアを図る。			
青少年にとってより良い社会の環境づくり事業（再掲）	青少年を取り巻く有害な環境の浄化を促進するため、関係業界への自粛、自製の協力要請を強化するとともに、啓発活動を積極的に行い、地域の団体、住民などによる活動を推進し、支援を行う。	963	1,224	こども未来課
相談員の研修	女性問題の応対等を行う相談員の研修を定期的実施する。	152	186	こども家庭課

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
婦人相談事業	婦人相談所に婦人相談員を配置し、売春の恐れのある女性の早期発見や転落防止及び暴力被害女性の保護のために必要な相談指導等を行う。	7,101	7,122	こども家庭課、 総合福祉センター
婦人相談所一時保護事業	保護を必要とする女性を一時保護し、転落の防止と保護更生を図る。	14,448	15,125	
一時避難施設宿泊費助成事業	DV被害者が一時避難施設に宿泊した場合に宿泊費の助成を行う。	27	27	
婦人一時保護及び自立支援強化事業	DVなどにより急増する一時保護が必要な女性への対応を強化するとともに、新たに一時保護後のサポート施設を設置し、保護女性に対してより細やかで迅速な対応を行うことにより、短期間での自立を図る。	264	264	
児童虐待対策事業	児童虐待に対する関係機関及び一般県民に対する広報・啓発に努めるとともに、関係機関への研修事業並びに児童相談所の虐待対応機能の強化を図ることにより、児童虐待の早期発見・適切な援助活動の強化を図る。	13,265	13,510	
児童虐待防止市町支援事業	児童虐待防止に向け、市町が実施する、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業へ補助する。	10,842	12,134	
DVの被害者支援を含めた被害者支援事業	被害者の心情や立場に配慮した捜査、相談活動を着実に推進するとともに、関係機関・団体等との連携強化を図る。 また、被害者支援に対する県民の幅広い理解と協力を得るための広報啓発活動を推進する。	6,506	6,648	警察本部 広報県民課
関係機関との連携協力	DV対策に関し、関係機関との連携協力を図る。	—	—	警察本部 生活安全企画課
被害者の保護	DV被害者の保護を行う。	370 (※も含む)	70 (※も含む)	
被害の防止のための援助	DV被害の防止のための援助を行う。	※	※	
DV被害に関する相談受理	DV被害者等からの相談を受理する。	—	—	
ストーカー規制法の適切な運用	ストーカー規制法の適切な運用を図る。	※	※	
児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく取締り	インターネット等を利用した児童買春・児童ポルノ禁止法違反等に対する取締りを強化する。	191	191	警察本部 少年課
売春に対する取締りの推進	売春に対する取締りを推進する。	—	—	警察本部 生活環境課
性犯罪への厳正な対処	性犯罪の被害者の身体には加害者に関する各種資料が付着していることから、犯人特定に結びつく資料を迅速確実に採取するために、専用の資機材を用いた鑑識活動を行うほか、実況見分時に動作再現人形を使用するなど、被害者の精神的負担を軽減しながら捜査の強化を図る。	65	39	警察本部 捜査第一課
性に関する指導支援事業(再掲)	県立学校及び市町立の学校で実施される講演会等に性に関する指導に造詣の深い講師を派遣し、性に関する指導の充実に図る。	873	1,230	保健体育課

重点目標（４）生涯を通じた男女の健康支援

(単位：千円)

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
県さわやかスポーツ・レクリエーション祭の開催	本県の生涯スポーツの振興と明るく生き生きとした県民生活の一層の充実に寄与することを目的に開催する。	1,509	1,509	スポーツ課
総合型地域スポーツクラブの育成・推進	子どもたちが生活する身近な地域において、スポーツを通じて異年齢集団との交流を図り、だれでも参加できる「総合型地域スポーツクラブ」の育成を図る。	742	742	
周産期医療対策事業	妊娠、出産から新生児までの高度専門的医療の効果的に、安心して子どもを産むことができる環境づくりの推進を検討する。	34,279	16,715	医務課
健康アクション佐賀21推進事業	「第2次佐賀県健康プラン」を推進するため、関係機関・団体の連携を密にし、推進組織体制の充実を図る。	1,437	1,440	健康増進課
市町健康増進事業	市町が40歳以上の住民を対象に実施する健康増進事業（健康教育・健康相談・健康診査・機能訓練・訪問指導等）に補助を行う。	33,260	32,140	
がん予防推進事業	がん予防知識の普及・啓発事業を行うことにより、がん検診受診者を増加させ、がん死亡者数の減少を図るとともに、がん患者・家族の支援を行う。	13,438	14,274	
エイズ・特定感染症予防事業	エイズ、性感染症に関する啓発事業及び相談事業を実施する。	3,444	3,390	
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業(再掲)	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	74,339	74,446	
女性のためのこころの相談(再掲)	様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士が面接相談に応じ、相談者の心のケアを図る。			(DV総合対策センター)
DV対策強化事業(再掲)	潜在化しているDV相談等の掘り起しや、DV等被害者を中心に置いた支援の仕組みをつくり、被害者等の早期発見及び支援並びに被害者等の状況にあった、よりきめ細やかな支援を行うことにより、DV対策の強化を図る。	18,020	18,819	男女参画・女性の活躍推進課
男性のための電話相談(再掲)	男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性臨床心理士が電話相談に応じ、相談者の心のケアを図る。			(DV総合対策センター)
不妊の悩み支援事業	・女性の生涯を通じた健康づくりの一環として、不妊に悩む夫婦等が気軽に相談できる体制を確立する。 ・不妊専門相談センターを佐賀中部保健福祉事務所に設置し、より専門的な相談に対応する。 ・夫婦間の人工授精及び体外受精に対して、治療費の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくする。	258,445	265,211	こども家庭課
思春期からの健康支援事業	思春期の健康問題及び支援に必要な情報共有と連携の充実を図り、学校を始め、地域全体で思春期保健に取り組む。	1,262	1,926	

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
ワーク・ライフ・バランス推進事業	労働時間の短縮や育児休業・休暇取得促進等の啓発活動の実施、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の普及促進を図ることにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れる労働環境の整備についての啓発を行う。	3,329	8,216	産業人材課
性に関する指導支援事業（再掲）	県立学校及び市町立の学校で実施される講演会等に性に関する指導に造詣の深い講師を派遣し、性に関する指導の充実を図る。	873	1,230	保健体育課

重点目標（５）生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

(単位：千円)

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
国際交流支援拠点運営費	国際交流等の場や情報を提供し、外国人住民を含む県民が共生できる社会の実現を図る。	20,820	19,602	国際課
在住外国人支援事業費	在住外国人を対象とした常設の相談窓口を設置できる団体に対して在住外国人相談事業の委託等を行うことにより、県内に在住する外国人の生活を支援する。	15,863	12,410	
国際交流協会支援事業費	県内の民間レベルの国際交流を担う(公財)佐賀県国際交流協会に対し補助を実施することで、県民の国際理解を促進し、在住外国人も住みよい多文化共生社会づくりを推進する。	31,892	31,595	
青年海外協力隊活動促進事業	青年海外協力活動に関する県民の理解を深め、青年海外協力隊等への参加を促進するとともに、派遣隊員やOBの活動を支援して地域の国際化に資する人材を育てることを目的とした事業を実施する。	—	—	
地域多文化共生推進事業費	多文化共生社会の実現のため、地域の多文化共生施策の推進を図る。	12,120	11,459	
障害者社会参加推進事業	障害者作品展を開催することにより、障害者の創作意欲の向上と社会活動への参加を促進し、障害者福祉の増進と普及啓発を図る。	600	700	文化課
ユニバーサルデザイン推進事業運営費	障害の有無や年齢、性別、国籍の違いを超えて、誰もが地域で自分らしく安全に暮らせる住みよいまち、安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するため、「まちづくり」、「ものづくり」、「ソフトづくり」、意識づくりを含めた総合的なユニバーサルデザイン（万人向け設計）化を推進する。	4,078	13,301	県民協働課
公共的施設ユニバーサルデザイン化支援事業費	公共的施設におけるユニバーサルデザイン化を促進するため、無料相談窓口の設置、建築士の育成及び普及啓発を実施する。	3,914	4,378	県民協働課
生涯学習の充実（再掲）	知事部局・教育委員会・関係団体等が相互に連携協力しながら、総合的な生涯学習の推進を図るための学習情報・学習機会を提供する。	6,080	6,277	まなび課
通年啓発事業（再掲）	さまざまな人権問題の解決に向けた啓発パンフレットの作成・配布や啓発パネル・ビデオの貸出を行う。	355	255	人権・同和対策課
人権週間事業（再掲）	県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権意識の普及高揚を図るため、「ふれあい人権フェスタ」を開催する。	1,577	3,744	

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
福祉人材センター運営事業	資質の高い福祉人材を確保するとともに、これらの人材の専門的知識・技術及び意欲を高め県民の福祉ニーズに対応した福祉サービスを提供するための事業を実施する。	5,712	5,712	福祉課
福祉介護人材確保支援事業	福祉・介護人材の育成支援・就労支援・定着支援により福祉人材の確保を図る。	22,550	22,550	
明るい職場づくり推進事業	介護従事者の相談窓口の設置や職場を超えた交流会等を開催することにより介護従事者が安心して働ける環境を整備する。	9,465	9,244	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者等判断能力が十分ではない者が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類の預かりサービス等を行う。	29,725	33,245	
地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業	年齢や障害の有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを地域住民や市民社会組織（CSO）、ボランティア等が協働し、支援していく地域の拠点整備に対し助成する。	17,000	10,000	
福祉サービス第三者評価推進事業	社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の第三者機関が評価し、福祉サービスの質の向上を図る。	239	239	
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、早期からの支援を実施する環境を整備する。 なお、本事業の推進により、生活困窮者の社会的、経済的自立の促進を図る。	41,613	79,472	
老人クラブ助成事業	老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対して補助する。	14,564	14,564	長寿社会課
老人クラブ活動推進員設置事業	単位老人クラブの育成指導及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に対する指導を行う推進員の設置に対して補助する。	4,068	4,068	
明るい長寿社会づくり推進事業	長寿社会振興財団が行う高齢者の生きがいと健康づくりを支援する。	23,395	22,945	
在宅生活サポートセンター運営費	在宅生活の拠点施設として、介護の実習、福祉用具を利用した体験学習等を通して高齢者等の在宅生活における自立の支援、介護知識・技術の向上等を図る。	21,806	24,255	
認知症介護実践リーダー研修	認知症介護実践者研修で得られた基本的知識を深め、施設・事業所においてケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者の養成を行う。	313	316	
認知症対応型サービス管理者等研修	認知症高齢者、小規模多機能型居宅介護事業所等の管理者及び計画作成担当者を対象に、認知症高齢者介護に関する基礎知識に加えて、職員配置や勤務体制、管理者の役割など介護サービス事業所を管理運営していくための知識・技術を取得する研修を実施することにより、サービスの質の確保と向上を図る。	519	0	

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
介護予防市町支援事業	地域支援事業（介護予防事業）及び新予防給付について、より効果的な事業（サービス）実施が図られるよう、介護予防市町支援委員会・専門部会等を開催し、市町や事業所が行う介護予防に関する事業について、その効果を調査分析するとともに、事業評価や担当者の研修会等を行う。	1051	—	長寿社会課
高齢者虐待防止事業（再掲）	高齢者虐待防止について関係機関及び一般県民に対する広報・啓発に努めるとともに、関係機関への研修事業を実施することにより、虐待のない地域づくりに向けた取組を推進する。	796	785	
障害者理解啓発事業	障害者月間、課外授業等の障害（者）理解啓発の促進に向けた事業の実施及び、障害者差別解消の促進に向けた県民への周知や相談体制の整備、地域協議会の設置等を行う。	2,404	4,276	障害福祉課
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待対応の窓口となる権利擁護センターの設置や障害福祉サービス事業所等に対する障害者虐待防止に関する普及啓発等を実施する。	3,375	3,518	
公共職業訓練（障害者）（委託訓練）	ITの基礎技術などを習得する短期間（3ヶ月）の訓練を実施する。 事業所等において実践能力を習得する短期間（3ヶ月）の訓練を実施する。	21,650	28,140	障害福祉課 （就労支援室）
ホッとコミュニケーション事業	障害者の生活の質を高め、社会参加を促進するため、障害者のICT活用能力を向上させる事業（ICT教室、ICTボランティア養成・派遣、障害者ICTサポートセンター運営等）を実施する。	10,677	10,131	
女性の活躍推進佐賀県会議	国において掲げられた女性の活躍推進にかかる取組を佐賀県において実施するために、経済界が中心となり「女性の活躍推進佐賀県会議」を立ち上げた。当会議の事務局業務を行うことで、女性の活躍推進の取組の活性化を図る。	17,687	13,869	男女参画・女性の活躍推進課
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業（再掲）	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	74,339	74,446	男女参画・女性の活躍推進課
企画相談・コーディネート等（再掲）	市町担当者、企業、民間団体、個人等からの男女共同参画に関する企画の相談に応じ、コーディネートすることにより地域での男女共同参画推進の拡がりを支援していく。			（男女共同参画センター）
男女共同参画出前講座（再掲）	地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体（県民）を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。			
女性のための起業セミナー	起業を志す女性を対象に初歩的な知識や情報を提供し、女性の経済的自立及び社会参画の推進を図る。			

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の生活安定とその児童の福祉の向上を図るために、事業開始資金、生活資金、児童の高校・大学への修学資金等を貸し付ける。	48,299	68,820	こども家庭課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等に対する就業相談、訪問介護員資格等の講習会及び養育費等に関する法律相談並びに就労促進相談会を実施する。 ひとり親家庭及び寡婦に対する就業相談事業、就業支援講習会事業、母子家庭、寡婦及び父子家庭に対する特別相談事業並びに関係機関による合同検討会議を実施し、母子家庭等の自立支援を図る。	13,445	13,455	
ひとり親家庭等相談支援事業				
母子自立支援プログラム策定事業				
児童扶養手当	父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している父又は母等に対し、児童扶養手当を支給し、その生活の安定を図ることにより児童の福祉の増進を図る。	621,861	615,138	
母子・父子自立支援員による相談事業	母子家庭等の抱える生活上の悩みや問題に対して母子・父子自立支援員が相談・指導を実施することにより、その福祉の向上を図る。	14,506	15,044	
ひとり親家庭等医療費助成事業	市町が実施するひとり親家庭の親及び児童等への医療費助成事業に対し補助金を交付することにより、母子家庭等の福祉の向上を図る。	223,856	233,927	
母子家庭等生活支援講習会事業	しつけ、育児、健康管理に関する講座を県内各地で開講し、母子家庭等の福祉の向上を図る。	532	532	
母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭の母等が修学、就職活動、疾病等の事由により、一時的に介護・保育等のサービスが必要な場合に、介護人等を派遣し、その福祉の増進に資する。	1,402	1,402	
母子家庭等自立促進計画策定事業	母子家庭等に対する自立支援策を総合的かつ計画的に推進するため、地域の実情に応じた「母子家庭等自立促進計画（仮称）」を策定する	-	-	
母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親の資格取得のための技能訓練受講中の生活の安定を図るため、2年以上養成機関で修業する場合に一定期間促進費を支給し、生活費の負担を軽減する。	12,342	18,331	
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母の職業能力の開発を図るため、予め指定した職業能力の開発のための講座を受講し職業能力の開発を自主的に行う者に対して給付金を支給する。	75	75	
ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	労働時間の短縮や育児休業・休暇取得促進等の啓発活動の実施、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の普及促進を図ることにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れる労働環境の整備についての啓発を行う。	3,329	8,216	産業人材課
産業人材確保プロジェクトの拡充と推進	・県内企業を紹介するポータルサイトの運営、企業と就業者とのマッチング支援、インターンシップ事業、企業見学会、地元就職に関する広報などにより就職支援を行う。 ・若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、若年者就職支援センター（ジョブカフェSAGA）を中心として就職を希望する若年者の就職を総合的に支援する。	82,368	88,246	
公共職業訓練（離転職者）（委託訓練）	ITや介護の基礎技術などを習得する短期間の職業訓練を実施する。	252,752	361,985	

基本方向3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標（6）女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

（単位：千円）

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		（2月補正後）	（当初）	
行政職員の研修機会の充実	若い時期からの研修等を通じて能力の開発、人材養成に努めることにより、女性職員の職域の拡大等に資する。	—	—	全部局
自治大学校研修への派遣	中堅幹部職員として必要な施策形成能力及び行政管理能力の習得を図るため、女性職員を自治大学校へ派遣します。	268	348	人事課
民間等主催研修への派遣	管理職に求められるリーダーシップやチームマネジメント等の能力開発・向上を図るため、副課長級から課長級の女性職員を、民間や特定非営利法人が主催する女性リーダー育成のための短期集中講座等に派遣します。	702	809	
テレワーク推進事業	近年の情報通信技術の発達を踏まえ、県民へのわかりやすい説明や迅速な対応など行政サービスの質の向上、災害時等の対応、業務効率化等を図るため、テレワークを推進する。 また、テレワークを推進することにより、仕事と生活の調和を実現していく。	292,199	303,134	情報業務・改革課
職員研修（「管理職マネジメント特別研修」「女性職員キャリアデザイン研修」）	女性職員の直近の上司を対象とした、女性職員育成・支援のためのマネジメント能力の向上を図る研修や、副主査以上の女性職員を対象とした、女性特有のキャリア開発手法等を学ぶ研修を実施する。	1,107	1,291	自治修習所
生涯学習の充実（再掲）	知事部局・教育委員会・関係団体等が相互に連携協力しながら、総合的な生涯学習の推進を図るための学習情報・学習機会を提供する。	6,080	6,277	まなび課 生涯学習センター
イキメン推進事業費	NPO法人と協働して「イキメン講座」を開催し、地域活動（PTA、自治会活動等）を楽しむパパ会ネットワーク（仮称）をつくるなど、父親の地域活動を推進することにより、地域の子ども達を含めて子育てに関心を持つ男性の増加を図る。	2,437	1,610	男女参画・女性の活躍推進課
地域女性活躍推進事業	NPO法人で活躍したい女性のきっかけづくりとして、NPO法人を立ち上げたい女性、事務局として活躍する女性、パート職員としてバックアップする女性たちを取材し、その内容を周知する。	1,196	—	
女性の活躍推進佐賀県会議（再掲）	国において掲げられた女性の活躍推進にかかる取組を佐賀県において実施するために、経済界が中心となり「女性の活躍推進佐賀県会議」を立ち上げた。当会議の事務局用務を行うことで、女性の活躍推進の取組の活性化を図る。	17,687	13,869	
女性活躍推進オーダーメイド事業（新規）	モデル企業を選定し、当該企業に、コンサルティングを踏まえ、企業の実態に応じた女性活躍推進（在宅勤務、短時間正社員、育休復帰、介護支援など）に取り組んでいただき、当該事業実施による具体的な成功事例、ノウハウを県内企業に対し発信することで、後発企業への取り組みの後押しを図る。	—	8,700	
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業（再掲）	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	74,339	74,446	

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
女性のための政策参画セミナー	女性のエンパワメントを政治の場に生かす道筋を学び、社会変革を担う人材を育成し、男女共同参画社会の実現を促進する。			男女共同参画センター
女性人材リスト作成・提供事業	様々な分野で活躍する女性人材リストを作成し、市町へ情報を提供する。			
男女共同参画出前講座(再掲)	地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体(県民)を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。			
県民グループ派遣・招へい支援事業(再掲)	県内のグループが男女共同参画に関する諸問題についての自覚と意識を高めるとともに、男女共同参画社会の形成をめざすもので、グループの継続的な活動につながり、その成果を地域に還元することを目的とする。			
九州・山口地域連携WLB推進キャンペーン	九州山口各県・経済界が一体となって取り組む「出産等の希望が叶う社会づくりプロジェクト」の一環として、ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンを実施する。 キャンペーンに必要な共通の広報コンテンツ(動画、ポスター、チラシ、ピンバッジ)を共同で作成し、推進月間(10月)に、各県等による普及啓発事業を展開する。 ・広報コンテンツ作成(100千円×9県) ・CM放映(1,944千円:佐賀県単独)		10,944	こども未来課
創業等支援拠点活動促進事業	佐賀県地域産業支援センターに窓口相談員及びマネージャーを配置する等の体制整備を図る。	18,152	18,152	産業企画課
ワーク・ライフ・バランス推進事業(再掲)	労働時間の短縮や育児休業・休暇取得促進等の啓発活動の実施、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の普及促進を図ることにより、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取れる労働環境の整備についての啓発を行う。	3,329	8,216	産業人材課
働きたい女性のチャレンジ支援サイト	関係機関と連携し、働きたい女性の再チャレンジを支援する様々な情報の提供を県HP上で行う。	-	-	
公共職業訓練(離転職者)(委託訓練)(再掲)	ITや介護の基礎技術などを習得する短期間の職業訓練を実施する。	252,752	361,985	
さが創生貸付(雇用促進資金)	女性従業員の雇用を促進しようとし、作業を容易にするための作業施設、作業設備等の改善を図ろうとする者に対し、事業資金を貸し付ける。 (※事業費は融資枠)	0	100,000	経営支援課
さが創生貸付(創業・新事業展開等資金)	新規に事業を開始しようとする者に事業資金を貸し付け、独立開業を支援する。また経営革新、新連携、農商工連携、さらに事業転換や新分野進出等を支援する者に事業資金を貸し付ける。 (※事業費は融資枠)	342,667	6,000,000	
魅力ある事業者の創業・育成支援事業	新規出店などにチャレンジする事業者を丁寧に支援するため、勉強会などの学びの場とその実践の場を組合わせた新たな仕組みをつくり、魅力ある個性的な店舗を増やしていく。	31,900	38,822	
商工会等女性部活動推進事業	商工会等青年部・女性部の活動を推進するための費用を補助する。	6,125	6,125	
佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金(青年部・女性部活動推進費)				

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
農村女性等活動支援事業 (H28～ 女性農業者ステップアップ支援事業)	女性農業者等が農業経営等に積極的に参画できるよう、男女がともに働きやすい環境づくりを進める。	1,551	2,112	農産課
スキルアップ研修事業 (女性農業者コース)	経営発展やネットワーク活動に意欲的な女性農業者を対象に、経営発展等に必要な知識・ノウハウ等を習得する研修を行う。	-	14,925の一部	農業大学校
意欲的林業者グループ交換研修事業	意欲的な林業研究グループの全国的な学習活動等への参画の支援を行う。	327	350	林業課
女性漁業者活動支援事業	漁業経営等に大きな役割を果している漁村女性グループ活動等の取組を促進する。	100	90	水産課
担い手組織化活動支援事業	青年・女性漁業者の交流活動・自己啓発の場としての組織の活動に対し、一定の助成を行う。	826	743	

重点目標（7）政策・方針決定過程への女性の参画の推進

（単位：千円）

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		（2月補正後）	（当初）	
県の審議会等の女性委員の参画促進	県の各種審議会等への女性委員の参画促進に努める。	—	—	全部局
女性職員の登用促進	女性職員（教職員を含む）の役職員への登用促進を図る。	—	—	人事課、教職員課
自治大学校研修への派遣（再掲）	中堅幹部職員として必要な施策形成能力及び行政管理能力の習得を図るため、女性職員を自治大学校へ派遣します。	268	348	人事課
民間等主催研修への派遣（再掲）	管理職に求められるリーダーシップやチームマネジメント等の能力開発・向上を図るため、副課長級から課長級の女性職員を、民間や特定非営利法人が主催する女性リーダー育成のための短期集中講座等に派遣します。	702	809	
職員研修（「管理職マネジメント特別研修」「女性職員キャリアデザイン研修」等）（再掲）	女性職員の直近の上司を対象とした、女性職員育成・支援のためのマネジメント能力の向上を図る研修や、副主査以上の女性職員を対象とした、女性特有のキャリア開発手法等を学ぶ研修を実施する。	1,107	1,291	自治修習所
女性人材リストの作成	各種審議会等への女性の登用促進の資料とするため、庁内用の女性人材リストを作成する。	—	—	男女参画・女性の活躍推進課
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業（再掲）	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	74,339	74,446	
女性のための政策参画セミナー（再掲）	女性のエンパワメントを政治の場に生かす道筋を学び、社会変革を担う人材を育成し、男女共同参画社会の実現を促進する。			
女性人材リスト作成・提供事業（再掲）	様々な分野で活躍する女性人材リストを作成し、市町へ情報を提供する。			
男女共同参画出前講座（再掲）	地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体（県民）を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。			
県民グループ派遣・招へい支援事業（再掲）	県内のグループが男女共同参画に関する諸問題についての自覚と意識を高めるとともに、男女共同参画社会の形成をめざすもので、グループの継続的な活動につながり、その成果を地域に還元することを目的とする。			男女共同参画センター
農協等の経営への参画の促進	・農協等の事業、運営への参画を促進する。 ・女性部組織との連携による農協事業、運営を促進する。	—	—	生産者支援課
農村女性等活動支援事業（H28～女性農業者ステップアップ支援事業）（再掲）	女性農業者等が農業経営等に積極的に参画できるよう、男女がともに働きやすい環境づくりを進める。	1,551	2,112	農産課
女性漁業者活動支援事業（再掲）	漁業経営等に大きな役割を果たしている漁村女性グループ活動等の取組を促進する。	100	90	水産課
女性リーダー育成研修	教育活動や学校運営の一層の活性化を図るため、女性教員の能力開発やキャリア形成を推進し、女性リーダーを積極的に育成する。	—	126	教職員課

重点目標（８）仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

（単位：千円）

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		（2月補正後）	（当初）	
県職員育児休業者交流研修会（子育て井戸端会議）	育児休業中の県職員を対象に、子育てに関する悩みや職場復帰に向けた不安を解消するため、子育てという同じ状況にある職員同士が気楽に交流できる研修会を開催する。	204	204	人事課
テレワーク推進事業（再掲）	近年の情報通信技術の発達を踏まえ、県民へのわかりやすい説明や迅速な対応など行政サービスの質の向上、災害時等の対応、業務効率化等を図るため、テレワークを推進する。 また、テレワークを推進することにより、仕事と生活の調和を実現していく。	292,199	303,134	情報業務・改革課
CSO活動の支援	地域で活動するCSO等の活動状況を把握するとともに、国際会議等の動向に関する情報を収集、提供するなど、連携を図りながら、その活動を支援していく。	—	—	県民協働課、国際課
広報・学習相談事業（再掲）	県内の生涯学習センターや公民館等で実施される男女共同参画の視点を取り入れた講座等の情報を収集し、県民に提供するとともに、その学習・相談に応じる。	4,745	3,991	まなび課、生涯学習センター
環境サポーター派遣事業	県民一人ひとりの環境に配慮したライフスタイルの実践を促すため、地域の学習会等に講師として環境サポーターを派遣する。	1,850	1,500	環境課
「ストップ温暖化」県民運動推進事業	県民、事業者、行政が一体となって循環型社会づくりや地球温暖化対策等の取組みを推進する。	6,862	7,136	
病院内保育所運営事業	子どもを持つ看護職員の離職防止と未就業看護職員の再就業を容易にするため、保育所を設置する病院に対し、保育所運営費の一部を補助する。	11,971	14,697	医務課
佐賀県職員男女共同参画推進行動計画の推進	県が一事業所として率先して仕事と家庭・地域生活の両立がしやすい職場を目指す行動計画に基づき、環境整備を進める。	—	—	男女参画・女性の活躍推進課
男女共同参画推進連携会議	男女共同参画推進連携会議の開催を通じて、県内の企業等の構成機関、団体に男女共同参画意識の醸成を図るとともに、情報提供活動による男女共同参画推進に向けた取組を働きかける。	177	177	
女性団体連絡協議会等活動との連携	県内の女性団体や連絡協議会等との連携を深め、男女共同参画社会に向けた活動の支援を行う。	—	896	
女性・男女共同参画ネットワークへの支援	地域において男女共同参画推進に取組む女性・男女共同参画ネットワーク等に、活動に必要な情報提供を行うなどにより、活動を支援する。	—	—	
子育てパパの応援企業奨励金	男性労働者が育児休業を取得した事業主に対し、奨励金の支給を行い、男性の育児への参画を促す。	1,650	2,400	
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業（再掲）	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	74,339	74,446	（男女共同参画センター）
県民グループ企画支援事業	県民レベルでの男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画に関するセミナー等を県内グループと協働実施する。			

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
県民グループ派遣・招へい支援事業（再掲）	県内のグループが男女共同参画に関する諸問題についての自覚と意識を高めるとともに、男女共同参画社会の形成をめざすもので、グループの継続的な活動につながり、その成果を地域に還元することを目的とする。			(男女共同参画センター)
県民グループ調査研究支援事業	男女共同参画に関わる諸問題の解決に向けて、県民に学習機会の提供を行うとともに、その主体的な調査・研究活動を支援し、具体的な政策づくりへの活用等をおして、男女共同参画社会の形成を促進する。			
県民グループ活動基盤強化事業	男女共同参画社会の形成をめざす県民グループ等で活動している人への支援事業として行い、活動等の活性化を図る。			
企画相談・コーディネート等（再掲）	市町担当者、企業、民間団体、個人等からの男女共同参画に関する企画の相談に応じ、コーディネートすることにより地域での男女共同参画推進の拡がりを支援していく。			
男女共同参画出前講座（再掲）	地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体（県民）を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。			
さが子育て応援宣言企業登録推進事業	企業のトップが従業員の子育てと仕事の両立をはじめとする、子育て支援に積極的に取り組むことを宣言し、県が宣言した企業等をHP等で広く紹介する。	869	-	こども未来課
病児保育事業	病児や病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業を実施する市町を支援する。	17,738	23,847	
教育改革推進特別経費補助	通常の教育時間終了後も園児を幼稚園内で預かる「預かり保育」や園児以外も対象として地域の子育て力向上等を目的とする事業を行っている幼稚園に対し補助を行い、子育てを支援する	107,072	139,611	
放課後児童対策事業費	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校児童の健全な育成を図る。	308,542	363,650	
子育て短期支援事業	市町が実施する子どもを家庭で養育することが一時的に困難な場合に、乳児院や児童養護施設で短期間子どもを預かる子育て短期支援事業に対し、補助金を交付することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	885	894	こども家庭課
母子保健研修会	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのために、母子保健に係わる指導者への研修会を開催する。	250	242	
専門的母子保健の推進	子どもの発達相談、地域サポート検討会を実施する。	1,782	1,820	
子育て短期支援事業	市町が実施する子どもを家庭で養育することが一時的に困難な場合に、乳児院や児童養護施設で短期間子どもを預かる子育て短期支援事業に対し、補助金を交付することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	885	894	

事業名	事業内容	27年度予算額	28年度予算額	担当課
		(2月補正後)	(当初)	
労働相談の実施	中小企業労働相談所において、労働条件、労使関係等の労働相談を実施する。	125	102	産業人材課
ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	労働時間の短縮や育児休業・休暇取得促進等の啓発活動の実施、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の普及促進を図ることにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れる労働環境の整備についての啓発を行う。	3,329	8,216	
仕事と子育ての両立支援推進事業	県内事業所へ専門家（社会保険労務士）が個別訪問し、「一般事業主行動計画」の策定・見直し等の助言・推奨を行い、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図る。	4,373	4,010	
公共職業訓練（離転職者） （委託訓練）（再掲）	ITや介護の基礎技術などを習得する短期間の職業訓練を実施する。	252,752	361,985	
女性就業援助事業 （就業相談）	就業（内職を含む。）を希望する女性からの相談に応じる。	—	—	
子育て世代就活サポート事業	小規模のセミナー等の開催、直接企業の女性従業員等に質問が行える企業ブースなどを設置して、子育て世代の就活の後押しを図る。	9,937	11,586	
農村女性等活動支援事業 （H28～ 女性農業者ステッパップ支援事業） （再掲）	女性農業者等が農業経営等に積極的に参画できるよう、男女がともに働きやすい環境づくりを進める。	1,551	2,112	農産課
女性漁業者活動支援事業 （再掲）	漁業経営等に大きな役割を果たしている漁村女性グループ活動等の取組を促進する。	100	90	水産課
担い手組織化活動支援事業 （再掲）	青年・女性漁業者の交流活動・自己啓発の場としての組織の活動に対し、一定の助成を行う。	826	743	
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校等における子どもの安全を確保するため、「学校安全ボランティア養成講習会」を開催し、学校安全ボランティア組織の育成・拡充を図り、地域ぐるみの学校安全に関する実践的な取組を推進する。	61	61	保健体育課

IV 市町における男女共同参画施策の取組状況

1 市町男女共同参画担当窓口

平成28年4月1日現在

市町名	担当課(室)名	TEL(直通)	FAX
佐賀市	男女共同参画課	0952-40-7014	0952-29-2095
唐津市	男女共同参画室	0955-72-9239	0955-72-9180
鳥栖市	市民協働推進課	0942-85-3508	0942-83-3310
多久市	総合政策課	0952-75-2116	0952-75-2110
伊万里市	男女協働推進課	0955-23-2115	0955-22-7213
武雄市	男女参画課	0954-23-9141	0954-23-3816
鹿島市	人権・同和对策課	0954-63-2126	0954-63-2129
小城市	企画政策課	0952-37-6115	0952-37-6163
嬉野市	市民協働推進課	0954-66-9115	0954-66-3119
神埼市	総務課	0952-37-0088	0952-52-1120
吉野ヶ里町	総務課	0952-37-0330	0952-53-6571
基山町	まちづくり課	0942-92-7920	0942-92-0741
上峰町	総務課	0952-52-2181	0952-52-4935
みやき町	総務課	0942-89-1651	0942-89-1650
玄海町	住民福祉課	0955-52-2158	0955-52-2813
有田町	まちづくり課・健康福祉課	0955-46-2990	0955-46-2100
大町町	企画政策課	0952-82-3112	0952-82-3117
江北町	総務企画課	0952-86-5612	0952-86-2130
白石町	企画財政課	0952-84-7112	0952-84-6611
太良町	総務課	0954-67-0129	0954-67-2425

2 男女共同参画計画等の策定状況

平成28年4月1日現在

市町名	庁内連絡会議の有無	懇話会等の有無	男女共同参画に関する計画名称	計画期間
佐賀市	有	有	第三次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ21	H28～H32
唐津市	有	有	唐津市男女共同参画行動計画(第3次)	H27～H31
鳥栖市	有	有	第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画	H25～H34
多久市	有	有	多久市男女共同参画計画	H25～H29
伊万里市	有	有	伊万里市男女協働参画基本計画・DV被害者支援基本計画	H25～H29
武雄市	有	有	第2次武雄市男女共同参画推進計画	H25～H29
鹿島市	無	無	第2次鹿島市男女共同参画基本計画・鹿島市DV対策基本計画	H27～H31
小城市	有	有	小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)	H19～H28
嬉野市	有	有	第2次嬉野市男女共同参画行動計画	H25～H29
神崎市	無	無	第2次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援基本計画	H27～H31
吉野ヶ里町	無	有	吉野ヶ里町男女共同参画基本計画	H23～H32
基山町	無	無	基山町男女共同参画推進プラン及び基山町DV被害者支援基本計画	H23～H32
上峰町	無	無	上峰町男女共同参画基本計画及びDV被害者支援基本計画	H24～H33
みやき町	無	無	みやき町男女共同参画計画	H23～H28
玄海町	無	無	男女共同参画計画及びDV対策基本計画	H27～H31
有田町	無	有	有田町男女共同参画基本計画・DV被害者支援基本計画	H24～H28
大町町	無	無	大町町男女共同参画計画	H21～H30
江北町	無	無	第2次江北町男女共同参画行動計画	H28～H32
白石町	無	有	第2次白石町男女共同参画推進プラン	H27～H32
太良町	無	無	太良町男女共同参画基本計画	H23～H32

3 市町の総合計画等における位置づけについて

平成28年4月1日現在

市町名	総合計画等の名称等	計画での項目名	策定年月	計画期間
佐賀市	第2次佐賀市総合計画	第6章 互いに尊重し合い、共に創るふれあいのあるまち 4 個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現	H27.3	H27年度から H36年度
唐津市	第2次唐津市総合計画	第1章 唐津市の根幹となるべき施策 基本目標6 市民の力を最大限に引き出すまちづくり 基本施策1 男女共同参画の推進と、 女性も男性も生き生きと輝ける環境づくり	H27.3	前期 H27年度から H31年度
鳥栖市	第6次鳥栖市総合計画 後期基本計画	基本目標4 学ぶ意欲と豊かなところを育むまち 取組8 男女共同参画の社会をつくります	H28.3	H28年度から H32年度
多久市	第4次多久市総合計画	施策目標7 市民が築く ーみんなで取り組む参画と協働のまちづくり ・施策項目4 男女共同参画の推進	H23.3	H23年度から H32年度
伊万里市	第5次伊万里市総合計画 後期基本計画	基本理念 市民との協働による安心と豊かさの創造 目標 自立と協働のまちづくり 施策 男女協働参画社会の形成	H26.6	H26年度から H30年度
武雄市	武雄市総合計画	5編 市民とともに創るパートナーシップのまち 第1章 あらゆる場面での男女共同参画の推進	H19.6	H19年度から H28年度
鹿島市	第6次鹿島市総合計画	【第5章】 計画を推進するために 1 みんなですすめるまちづくり 【施策の展開方向】 男女共同参画社会の実現を目指し、意識づくりの普及・啓発活動 に取り組みます。	H28.3	H28年度から H32年度
小城市	小城市総合計画	基本理念 参画と協働 政策6 共につくる新しいまち 施策2 男女共同参画社会の形成	H19.3	H19年度から H28年度
嬉野市	嬉野市総合計画 後期基本計画	第6章 だれもが参画できる協働と自立のまち 2. 男女共同参画 一人ひとりが輝き自分らしく生きられる社会づくり	H26.3	H25年度から H29年度
神崎市	神崎市総合計画	男女共同参画社会の推進	H19.12	H20年度から H29年度
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町総合計画	共につくる自立したよしのがり 1. 男女共同参画の促進	H20.3	前期H20年度 からH24年度 後期H25年度 からH29年度
基山町	第5次基山町総合計画	5 協働+idea 基山町のために結束できるまち (2)人権・男女共同参画	H28.3	H28年度から H37年度
上峰町	上峰まちづくりプラン (第4次総合計画)	第2編 将来ビジョン 第2章 施策の方針 6 みんなの力でつくるまち ②男女共同参画	H24.3	H24 年度から H33 年度
みやき町	第一次みやき町総合計画	男女共同参画社会形成の推進	H19	10年間
玄海町	第五次玄海町総合計画 後期基本計画	基本目標7 協働分野 住民が参画するまち 施策7-3 人権尊重・男女共同参画の推進 項目2 男女がともに生きる環境づくり	H28.3	H28年度から H37年度
有田町	有田町総合計画	男女共同参画の推進	H19.9	H20年度から H29年度
大町町	大町町第4次総合計画	基本目標5 絆で未来を築くまちづくり	H23.3	H23年度から H32年度
江北町	第5次江北町総合計画 後期基本計画	共生と協働のまち	H28.2	H28年度から H32年度
白石町	第2次白石町総合計画	第2章 健やかで安心できるやさしいまち 第5節 人権の尊重と男女共同参画の推進	H27.3	H27年度から H32年度
太良町	第4次太良町総合計画	基本計画 6. みんなが主役・協働のまちづくり (3)男女共同参画・人権の尊重	H23.10	H24年度から H31年度

4 市町における女性職員の管理職への登用状況

平成28年4月1日現在

市町名	管理職員					
				うち一般行政職		
	総数(人)	うち女性(人)	女性比率	総数(人)	うち女性(人)	女性比率
佐賀市	136	20	14.7%	130	14	10.8%
唐津市	118	12	10.2%	93	7	7.5%
鳥栖市	48	5	10.4%	37	3	8.1%
多久市	25	3	12.0%	23	2	8.7%
伊万里市	51	7	13.7%	45	7	15.6%
武雄市	60	6	10.0%	55	5	9.1%
鹿島市	25	2	8.0%	24	2	8.3%
小城市	42	6	14.3%	33	4	12.1%
嬉野市	24	0	0.0%	23	0	0.0%
神崎市	41	5	12.2%	37	5	13.5%
吉野ヶ里町	21	3	14.3%	18	2	11.1%
基山町	15	1	6.7%	13	1	7.7%
上峰町	13	0	0.0%	13	0	0.0%
みやき町	33	0	0.0%	31	0	0.0%
玄海町	13	2	15.4%	12	2	16.7%
有田町	23	4	17.4%	18	3	16.7%
大町町	12	1	8.3%	12	1	8.3%
江北町	10	1	10.0%	9	0	0.0%
白石町	24	1	4.2%	20	1	5.0%
太良町	13	0	0.0%	13	0	0.0%
計	747	79	10.6%	659	59	9.0%

5 審議会・委員会等における女性の参画状況

平成28年4月1日現在

市町名	審議会等委員への女性の登用目標の対象である審議会等							
	目標値	目標年度	審議会等数	うち 女性委員を 含む数	総委員数 (人)	うち 女性 (人)	女性 比率 (H28)	女性 比率 (H27)
佐賀市	42%	平成32年度	47	46	1,388	605	43.6%	42.8%
唐津市	40%	平成31年度	64	58	1,722	574	33.3%	33.9%
鳥栖市	40%	平成29年度	60	54	871	279	32.0%	34.7%
多久市	40%	平成28年度	47	34	547	202	36.9%	32.8%
伊万里市	40%	平成29年度	50	47	922	313	33.9%	33.3%
武雄市	40%	平成29年度	46	42	854	288	33.7%	35.4%
鹿島市	30%	平成32年度	26	20	393	70	17.8%	30.0%
小城市	30%	平成28年度	57	49	851	265	31.1%	28.9%
嬉野市	40%	平成29年度	72	53	967	302	31.2%	30.0%
神崎市	40%	平成29年度	29	23	429	102	23.8%	21.2%
吉野ヶ里町	40%	平成32年度	16	11	125	27	21.6%	19.3%
基山町	30%	平成32年度	26	22	301	59	19.6%	24.4%
上峰町	30%	平成33年度	15	10	153	20	13.1%	9.4%
みやき町	40%	平成28年度	27	22	290	57	19.7%	19.7%
玄海町	30%	平成29年度	37	28	338	75	22.2%	28.3%
有田町	30%	平成29年度	17	13	153	24	15.7%	12.6%
大町町	50%	平成30年度	10	10	126	21	16.7%	10.9%
江北町	30%	平成32年度	24	17	184	31	16.8%	16.8%
白石町	30%	平成32年度	46	34	849	187	22.0%	22.0%
太良町	40%	平成32年度	24	13	229	40	17.5%	19.3%
計			740	606	11,692	3,541	30.3%	30.3%

市町審議会等における女性委員の割合の平均	25.1%	25.3%
----------------------	--------------	--------------

6 市町議会における女性議員の状況

平成28年4月1日現在

市町名	議員総数(人)	女性議員数(人)	女性議員の割合
佐賀市	34	3	8.8%
唐津市	28	1	3.6%
鳥栖市	21	1	4.8%
多久市	16	2	12.5%
伊万里市	24	1	4.2%
武雄市	23	2	8.7%
鹿島市	16	1	6.3%
小城市	22	2	9.1%
嬉野市	18	2	11.1%
神埼市	20	1	5.0%
吉野ヶ里町	12	0	0.0%
基山町	13	3	23.1%
上峰町	10	1	10.0%
みやき町	15	1	6.7%
玄海町	11	0	0.0%
有田町	16	0	0.0%
大町町	10	2	20.0%
江北町	10	1	10.0%
白石町	18	1	5.6%
太良町	11	2	18.2%
計	348	27	7.8%

V 参考資料

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画審議会（第21条—第26条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、会議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を促進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援する、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(施行の日=平成13年1月6日)

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から10まで 略

11 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第30条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

佐賀県男女共同参画推進条例

平成13年10月9日公布
佐賀県条例第42号

目次

前 文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条―第17条）

第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会（第18条―第23条）

第4章 雑則（第24条）

附 則

男女は、すべての人として平等であって、個人として尊重されなければならない。この理念に基づき、佐賀県では、差別や偏見のない、お互い人権が尊重される社会の実現を目指し、さまざまな取組を行ってきた。

今日、少子高齢化など社会が急速に変化している中で、豊かで活力ある佐賀県を築いていくためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行など、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げる要因の解消を図り、性別にかかわらず、個性や能力が十分に発揮できる社会を実現することが、重要かつ緊急な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ここに、男女が互いにその生き方を尊重し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく制度又は慣行が、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校及び地域における活動その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町、県民及び事業者と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人もあらゆる場において男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(県民等の理解を深めるための措置)

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育において適切な措置を講ずるものとする。

(事業者の報告)

第9条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対しその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(表彰)

第10条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民及び事業者を表彰することができる。

(市町及び県民に対する支援)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関し市町が実施する施策及び県民が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究等)

第12条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うよう努めるものとする。

(相談の処理等)

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による男女の人権の侵害に関し県民から相談の申出があった場合は、適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から意見の申出があった場合は、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、知事は、必要があると認められるときは、佐賀県男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第14条 知事は、前条に規定する相談の申出及び意見の申出の受付等並びに男女共同参画に関する啓発活動を行わせるため、男女共同参画推進員を置くことができる。

(推進体制の整備等)

第15条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。

2 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関等の委員の任命等について、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、男女共同参画の状況、男女共同参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会

(設置)

第18条 男女共同参画施策について調査審議するため、佐賀県男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第19条 審議会は、知事が委嘱する委員20人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長)

第20条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係県職員又は学識経験者のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第22条 審議会に、審議会の会務について委員を補佐させるため、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係県職員のうちから知事が任命する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(佐賀県男女共同参画推進審議会条例の廃止)

- 2 佐賀県男女共同参画推進審議会条例（平成2年佐賀県条例第14条）は、廃止する。

附 則（平成16年条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第74号）

この条例中第8条、第10条、第13条、第18条、第21条、第23条、第24条、第37条、第41条、第43条、第45条、第48条、第54条、第64条及び第67条の規定は平成18年1月1日から、第15条、第26条、第38条、第63条及び第65条の規定は平成18年3月1日から、その他の規定は平成18年3月20日から施行する。

佐賀県男女共同参画推進審議会委員名簿(平成29年1月現在)

任期:平成27年3月27日～平成29年3月26日

	氏名	所属
1	エグチ トモユキ 江口 朋幸	(株)佐賀銀行 人事企画部主任調査役
2	キタガワ ケイコ 北川 慶子	聖徳大学 心理・福祉学部 教授
3	クサバ マチコ 草場 真智子	公募委員
4	コガ ミズキ 古賀 瑞希	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 女性委員会 幹事
5	コバヤシ テツヤ 小林 哲也	佐賀市子育て支援センター利用者
6	シダ マサノリ 志田 正典	佐賀県医師会 専務理事
7	ソエジマ イズミ 副島 泉	特定社会保険労務士
8	タグチ カヅコ 田口 香津子	佐賀女子短期大学 こども学科 教授
9	タサカ アカネ 田坂 茜	佐賀県弁護士会
10	ナカニシ ユキオ 中西 雪夫	佐賀大学 教育学部 教授
11	ナカムラ トシトモ 中村 敏智	佐賀県小中学校校長会 副会長
12	ニワキ アサコ 庭木 朝子	ひとひとネット武雄 代表
13	ハシグチ カヨコ 橋口 佳代子	橋口電機(株) 代表取締役社長
14	フクナリ ユミ 福成 有美	(株)アテンド 代表取締役社長
15	フクモ ユウジ 福母 祐二	佐賀県経営者協会 専務理事
16	フジイ ヨシエ 藤井 良重	特定非営利活動法人 佐賀県放課後児童クラブ連絡会 事務局長
17	マルタ ヤスノブ 丸田 康循	(株)佐賀新聞社 編集局 生活文化部長
18	ミネ ユキコ 三根 由紀子	佐賀県農業士会
19	ヤマグチ アキノリ 山口 昭徳	公募委員
20	ヤマサキ カズコ 山崎 和子	佐賀県女性団体連絡協議会 会長

※50音順 敬称略

第4次佐賀県男女共同参画基本計画体系表

基本方向体系

(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標(1) 男女共同参画の意識の形成

重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画の意識形成

(基本方向2) 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶

重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援

重点目標(5) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

(基本方向3) 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標(6) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

重点目標(7) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

重点目標(8) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

数値目標

基本 方向	数値目標名	現況	平成32年度 までの 数値目標
		平成26年度	
1-(1)	性別によって役割を固定する考え方に同意する 県民の割合	男性)37.2% 女性)29.7%	30%未満
2-(3)	DV予防教育等講師養成講座受講者数	6人	45人
2-(4)	性に関する指導を学校保健計画に位置付け、実践 する学校の割合	100%	100%
2-(5)	*児童扶養手当全部支給者の割合	49%	43%
2-(5)	生活困窮者自立支援法に基づき作成したプランの 目標達成者の割合	-	30%
2-(5)	*生活支援コーディネーター配置数	8人	62人 (平成30年度)
2-(5)	365日対応できる障害者のための総合相談窓口の 整備数	9箇所	12箇所
3-(6)	女性の活躍推進佐賀県会議会員登録数	60事業所	120事業所
3-(7)	市町の審議会等における女性委員の割合の平均	25.3%	30%以上
3-(8)	年次有給休暇の取得率	41.7%	70%
3-(8)	法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業 所数	18事業所	70事業所
3-(8)	子育て応援宣言事業所登録数	273事業所	470事業所

*生活支援コーディネーター…ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体をコーディネートし、高齢者のための生活支援サービスの提供体制を整備するため、各市町村及び日常県域単位で設置。

*児童扶養手当全部支給者…児童扶養手当は、18歳までのこどもがいるひとり親家庭の親に対して支給される手当。所得制限により一定額を下回る所得の方には、全額が支給(児童扶養手当全部支給者)されるが、その額を上回る場合は、所得額に応じて段階的に減額(一部支給者・全部支給停止者)される。

男女共同参画の推進のあゆみ(年表)

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1945年 (S20)	国際連合誕生		
1946年 (S21)	婦人の地位委員会発足	史上初の婦人参政権確立日本国憲法公布	
1953年 (S28)			婦人問題対策審議会設置
1967年 (S42)	婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1972年 (S47)	1975年を国際婦人年とすることを宣言		
1975年 (S50)	国際婦人年(目標:平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 総理府婦人問題担当室業務開始 「育児休業法」成立(昭和51年施行)	唐津市に「働く婦人の家」設置
1976年 (S51)	「国際婦人の十年始まる」(1985年まで)	「民法等の一部を改正する法律」(離婚後復氏制度)の施行	
1977年 (S52)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開館	長期総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む
1978年 (S53)			婦人の地位を高める県民大会開催
1979年 (S54)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		有明町に「農村婦人の家」設置 国連婦人の十年推進県民大会開催
1980年 (S55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	女子差別撤廃条約署名 配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立	伊万里市に「農村婦人の家」設置 県福祉生活部に青少年婦人課設置 国連婦人の十年推進県民大会開催
1981年 (S56)		「国内行動計画後期重点目標」発表	牛津町に「農村婦人の家」設置
1982年 (S57)			内職相談センターが婦人就業援助センターとなる80年代佐賀県総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む
1983年 (S58)			上峰町に「農村婦人の家」設置
1984年 (S59)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議(ナイロビ)のためのエスキューブ地域政府間準備会議(東京)	アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立(昭和60年施行)	婦人の生活実態と意識に関する調査を実施 広報誌「さかの女性」発刊
1985年 (S60)	「国連婦人の十年」最終年ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	生活保護基準額の男女差解消女性の年金権の確立(国民年金法改正/昭和61年施行) 「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) 「女子差別撤廃条約」批准	「婦人問題対策の推進方策」策定 中原町に「働く婦人の家」設置 国連婦人の十年最終年記念県大会開催 婦人海外派遣「婦人の翼」開始
1986年 (S61)		婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催	県婦人団体連絡協議会設置 鹿島市に「農村婦人の家」設置
1987年 (S62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1988年 (S63)			青少年婦人課に婦人係設置 佐賀県長期構想に男女共同参加の社会づくりを盛り込む
1989年 (H元)			西有田町に「働く婦人の家」設置 女性の生活と意識に関する実態調査を実施
1990年 (H2)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略に関する第1回見直しと評価 に伴う勧告及び結論」採択	「西暦2000年に向けての新国内 行動計画」の見直し方針決定	「さが女性プラン21」策定 婦人問題対策審議会が女性問題審議 会となる
1991年 (H3)		「西暦2000年に向けての新国内 行動計画（第1次改定）」策定	男女共同参加の社会をつくるための 県民意識調査を実施
1992年 (H4)	環境と開発に関する国連会議（地球 サミット／リオデジャネイロ） 「アジェンダ21」採択	「育児休業等に関する法律」施行 「育児休業等に関するガイドライ ン」策定	児童青少年課に女性企画室を設置
1993年 (H5)	国連世界人権会議（ウィーン） 国連総会「女性に対する暴力の撤廃 に関する宣言」採択	第4回世界女性会議日本国内委員 会設置「短時間労働者の雇用管理 の改善等に関する法律」施行	佐賀県女性行政推進会議設置 「ふれ愛の翼」派遣開始 佐賀県新総合計画策定
1994年 (H6)	「開発と女性」に関する第2回アジ ア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）	男女共同参画室、男女共同参画審 議会、男女共同参画推進本部設置	
1995年 (H7)	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制 度の法制化）	佐賀県立女性センター（アバンセ） オープン（3月） 女性問題審議会に「さが女性プラン 21」改定について諮問
1996年 (H8)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策 定	「さが女性プラン21（改訂版）」 策定（2月） 県民生活課に女性企画室を設置
1997年 (H9)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布 女性国会開催（参議院50周年記念）	男女共同参画社会づくりのための県 民意識調査を実施 日韓海峡沿岸地域振興団体（女性団 体）交流支援事業開始（～平成12年）
1998年 (H10)		男女共同参画審議会から「男女共 同参画社会基本法－男女共同参画 社会を形成するための基礎的条件 づくり－」を答申	
1999年 (H11)	エスカップハイレベル政府間会議 （バンコク）	改正育児・介護休業法施行 改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公 布、施行 「食料・農業・農村基本法」公 布・施行（女性の参画の促進を規 定） 男女共同参画審議会から「女性に 対する暴力のない社会を目指し て」答申	女性企画室が男女共同参画室となる 女性問題審議会が男女共同参画推進 審議会となる 女性行政推進会議が男女共同参画推 進会議となる
2000年 (H12)	国連特別総会「女性2000年会議」 （ニューヨーク）	「ストーカー規制法」成立 「男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画推進本部「男女共同 参画週間について」決定	男女共同参画推進審議会に「男女共 同参画社会の形成の促進に関する施 策の基本的な方向」について諮問

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2001年 (H13)		内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」 「女性に対する暴力をなくす運動」について決定 第1回男女共同参画週間閣議決定 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	「佐賀県男女共同参画基本計画」策定男女共同参画室から男女共同参画課となる 「佐賀県男女共同参画推進条例」施行
2002年 (H14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	「佐賀県男女共同参画推進員」を設置 佐賀県立女性センターを「配偶者暴力相談支援センター」に位置付ける 「佐賀アジア女性フォーラム」開催
2003年 (H15)	国連女子差別撤廃委員会第29会期において、日本の第4、5回女子差別撤廃条約実施状況報告を審議	男女共同参画会議「女性のチャレンジ支援策」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行	
2004年 (H16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「佐賀県DV総合対策会議」及び「佐賀県DV総合対策センター」を設置
2005年 (H17)	第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」を開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」改定	「佐賀県男女共同参画推進連携会議」を創設
2006年 (H18)			「佐賀県男女共同参画基本計画」を改定 「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定
2007年 (H19)		「雇用機会均等法」（H18.6改正）施行	「2007男女共同参画フォーラム in さが」開催 「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画」を策定
2008年 (H20)	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正、施行	
2009年 (H21)	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表	「育児介護休業法」改正	「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施
2010年 (H22)	第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）を開催（ニューヨーク） UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の発足が決定 日本で初めてAPEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合を開催	「育児介護休業法」（H21.6改正）原則施行 「第3次男女共同参画基本計画」策定	「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」の結果を公表
2011年 (H23)	「APEC女性と経済サミット」を開催（サンフランシスコ）	配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした電話相談「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」開設	「佐賀県男女共同参画基本計画（2011-2015）」を策定

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2012年 (H24)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（サンクトペテルブルク）	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（働く「なでしこ」大作戦）決定	性暴力被害者支援モデル事業を開始
2013年 (H25)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（バリ）	「なでしこ銘柄」の選定 日本再興戦略で「女性の活躍」を推進 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画（2013-2016）」を策定
2014年 (H26)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（北京）	“女性の活躍「見える化」サイト”を開設 すべての女性が輝く社会づくり本部を設置	「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定 「輝く女性応援会議in佐賀」を開催 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施
2015年 (H27)	第59回国連婦人の地位委員会、通称「北京+20」を開催（ニューヨーク） 「APEC女性と経済フォーラム」を開催（マニラ）	「第4次男女共同参画基本計画」策定 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の公布・施行	「女性の活躍推進佐賀県会議」との共催にて、「女性の活躍推進フォーラム」を開催 「佐賀県イクメン講座 キックオフフォーラム」を開催
2016年 (H28)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（リマ）	女性参画行使70年を特集したページを開設 「女性役員情報サイト」を開設	「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定